

公園からまちに笑顔をひろげるみどりの都市 すいた

吹田市 都市公園等 整備・管理方針



令和2年5月 吹田市



策定にあたって

都市公園等は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など、市民の多様な健康・レクリエーションの場として利用されるとともに、四季を感じることができる自然的な空間となり、潤いと彩りのある生活環境の創出や都市景観の形成に寄与しています。また、子どもが安全・安心に遊び、自然とふれあう子育て・教育の場として利用され、子どもの健全な情操・身体の発達に寄与しています。さらに、歴史・文化の伝承や、地域イベントの開催を通じた地域コミュニティの形成、にぎわいの創出、観光振興等に寄与しています。これらの都市公園等は、市内に系統的に配置されており、特に大規模な都市公園は、火災の延焼防止や災害時の防災拠点等として機能することで、都市の防災性向上に寄与しています。また、河川や街路樹等のみどりと相互に連結してネットワークを形成しており、多様な生物の生息・生育の場となるとともに、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の防止等の都市環境・地球環境を保全する役割を担っています。このように、市内の都市公園等は多様な機能を持っており、市全域が市街化区域である吹田市におけるオープンスペースとしての価値と、吹田市が目指す都市の将来像の実現に向けた社会資本（グリーンインフラ）としての重要性が、近年一層高まっています。

平成 30 年度（2018 年度）末において、吹田市には、大阪府が管理運営する万博公園と服部緑地を含め、135 箇所 326.34ha の都市公園があります。都市公園の整備水準は、府内の自治体の中でトップクラスであり、これらが形成する豊かなみどり環境は、吹田市のブランドの一つとなっています。

一方、都市公園等のストックが一定蓄積する中、多様な課題に直面しています。例えば、未整備地域への新規整備、様々なニーズとまちづくりに対応するための再整備、小規模な都市公園等の増加への対応、公園施設の管理水準の向上と計画的な長寿命化・更新、厳しい財政・人員制約への対応、遊園の有効活用、柔軟な利用に対するニーズと利用マナーに対する苦情への対応等です。近年市では、これらの課題に対応するとともに、都市公園等の価値を一層向上させるため、健都ルールサイド公園の整備や、千里南公園へのカフェレストランの誘致等の先進的な取組を進めてきました。

全国の自治体においても、吹田市と同様の課題に直面する中、平成 28 年（2016 年）に国から「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」が示され、国レベルで都市公園等政策の転換が図られました。この中で、都市公園等政策は、都市公園等の多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮に向けた新たなステージへ移行すべきとされました。また、平成 29 年（2017 年）には、これを受け、都市公園法等の改正が行われました。

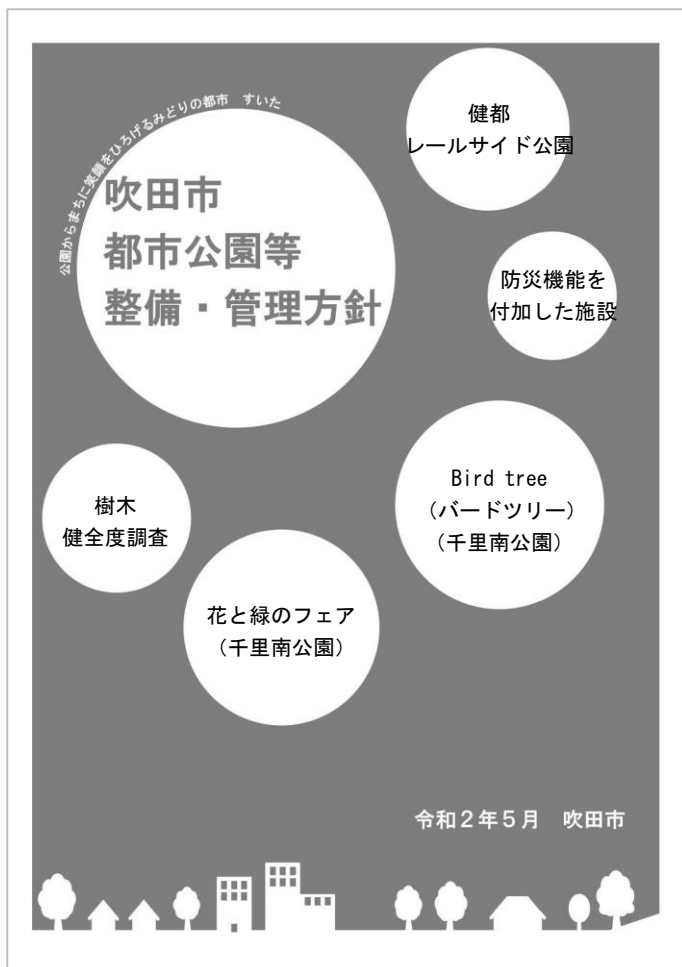
そこで今般、このような社会潮流を踏まえ、吹田市が抱える都市公園等の諸課題に対応するため、「第 2 次みどりの基本計画（改訂版）」に基づく、新たな時代の都市公園等の整備・管理に関する取組の基本的な方向性を示すものとして、本方針を策定しました。本方針の策定にあたっては、助言機関として学識経験者等で構成する「都市公園等の整備と管理の方針策定懇談会」を設置し、多角的な検討を行いました。また、民間事業者等を対象とするサウンディング型市場調査と市民意見募集を行いました。

今後吹田市では、本方針に基づく取組を全庁的に推進し、新たな時代に一早く対応することで、都市公園等の価値向上を通じた都市の魅力向上を図っていきます。

本方針が貢献する SDGs



表紙写真



吹田市都市公園等整備・管理方針

目次

第1章 方針のあらまし

- 1 方針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 吹田市都市公園等整備・管理方針とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 都市公園等を取り巻く状況

- 1 都市公園等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 都市公園等の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 市による都市公園等の先駆取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 都市公園等を取り巻く社会潮流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 新たな時代に向けた都市公園等の整備・管理に関する基本的な考え

- 1 都市公園等の理念と目標像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 都市公園等政策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第4章 新たな時代に向けた都市公園等の整備・管理に関する基本方針

- 1 主要な都市公園の活性化による都市魅力の向上・・・・・・・・・・ 31
- 2 都市公園等の配置・規模・機能の再編と適正管理の推進・・ 42
- 3 多様な主体とのパートナーシップに基づく都市公園等行政の推進・・ 62

資料編

- 資料1 都市公園一覧表（平成30年度（2018年度）末）・・・・・・・・ 78
- 資料2 サウンディング型市場調査の結果概要・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 資料3 都市公園等再編シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 資料4 街区公園・遊園の設置施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 資料5 方針の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- 資料6 参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

第1章 方針のあらまし

1 方針の構成

本方針の構成は、下図のとおりです。

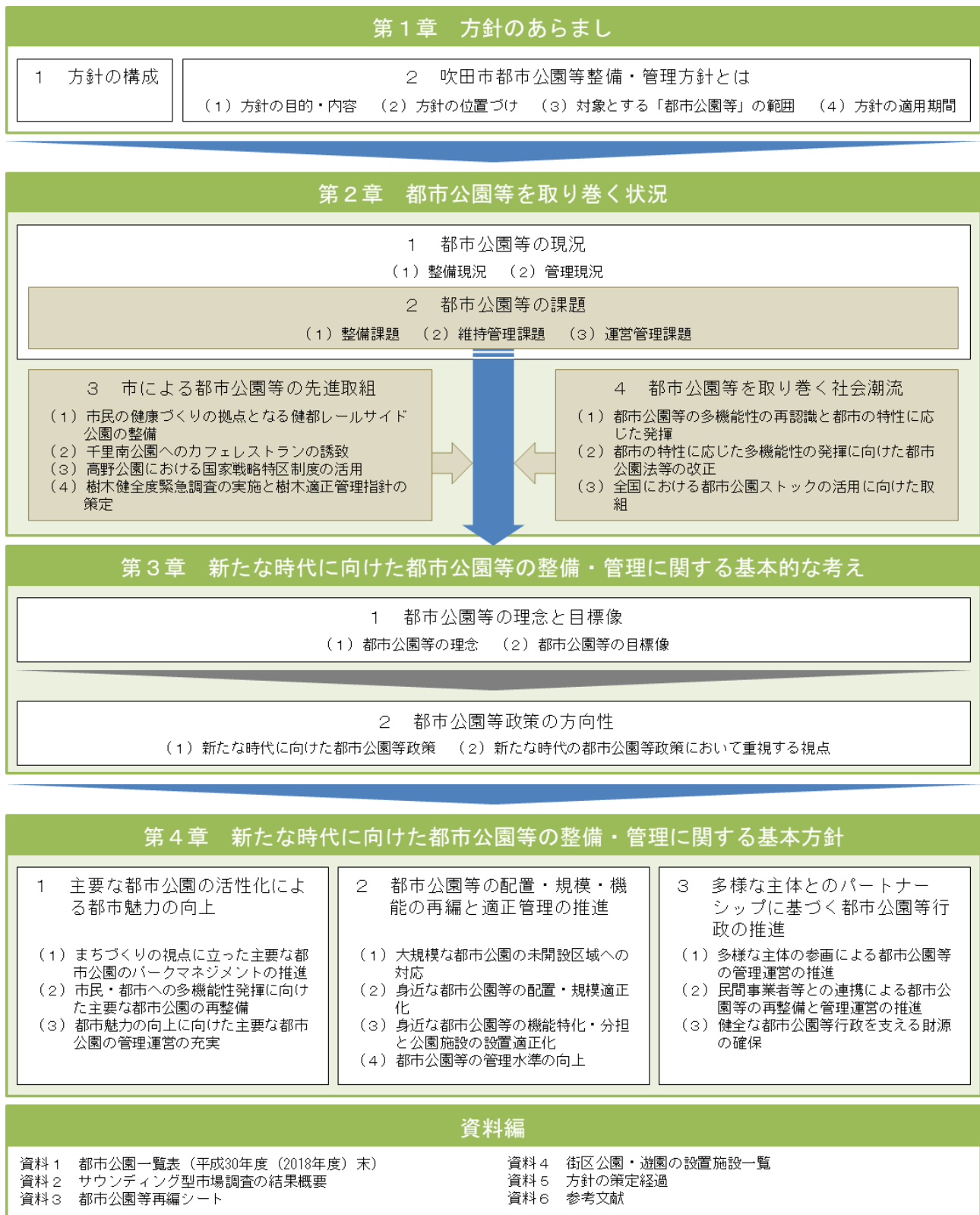


図 1.1.1 方針の構成

2 吹田市都市公園等整備・管理方針とは

(1)方針の目的・内容

本方針は、吹田市が抱える都市公園等の諸課題に対応することにより、都市公園等の価値向上を通じた都市の魅力向上を図ることを目的としています。その内容は、新たな時代の都市公園等の意義と目標像とともに、その実現に向けた都市公園等の整備・管理の基本的な考えと基本方針を示すものとなっています。

なお、本方針の内容は、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書（平成28年（2016年）、国土交通省）」や平成29年（2017年）都市公園法等の改正等を踏まえたものとなっています。

(2)方針の位置づけ

本方針の位置づけは、緑の基本計画（都市緑地法第4条）である「第2次みどりの基本計画（改訂版）（平成28年（2016年）8月）」に示される、都市公園の整備・管理方針を具体化した基本計画に位置づけられるものです。吹田市の都市公園等に関する個別計画・実行計画は、本方針に沿って策定されるため、都市公園等政策における重要な役割を担っています。

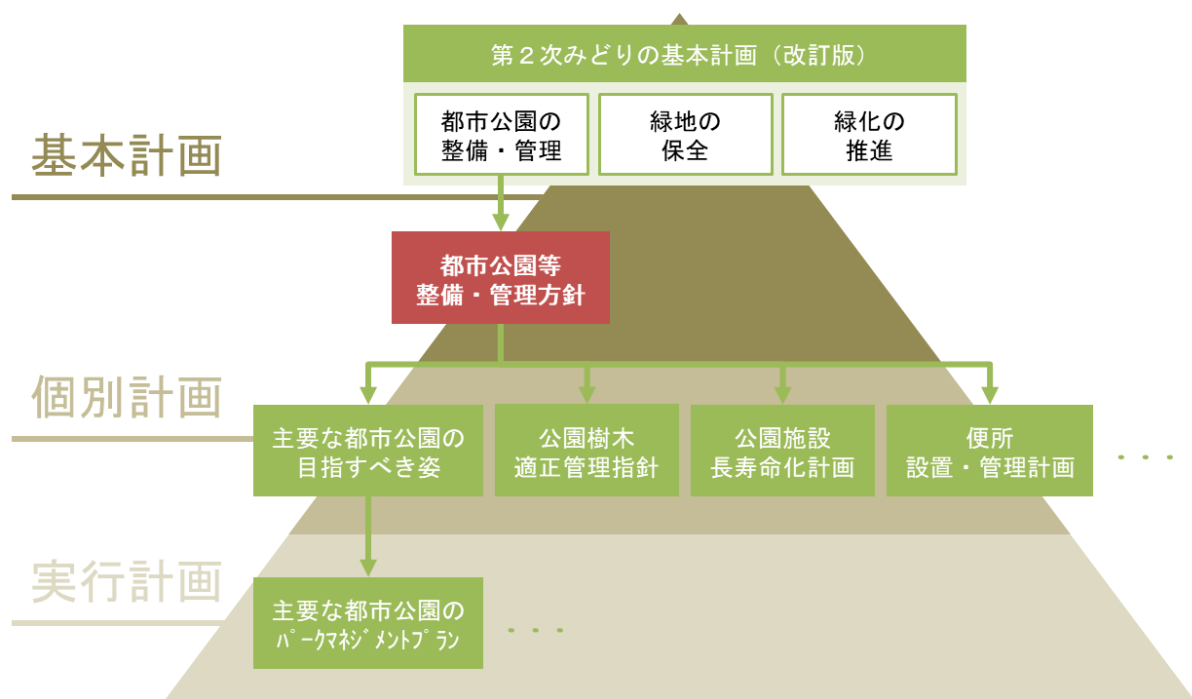


図 1.2.1 方針の位置づけ

(3)対象とする「都市公園等」の範囲

本方針が対象とする範囲は、吹田市が管理運営している全ての都市公園と都市公園に準じて管理運営している遊園、緑地、緑道（以下「都市公園等」という。）とします。

なお、大阪府が管理運営している万博公園と服部緑地は、対象外とします。

表 1.2.1 対象とする都市公園等

種別				吹田市における 面積区分	本方針における 呼称区分	
					大規模な 都市公園	身近な 都市公園等
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	概ね0.1ha以上 概ね1ha未満		●
			近隣公園	概ね1ha以上 4ha未満		●
		地区公園 (中の島公園、片山公園、桃山公園)	4ha以上 8ha未満	●		
	都市基幹公園	総合公園 (千里南公園、千里北公園、紫金山公園)	8ha以上	●		
	都市緑地 (千里緑地)			—	●	
準 じ る 施 設 に 都 市 公 園	遊園		概ね0.1ha未満		●	
	緑地		—		●	
	緑道		—		●	

(4)方針の適用期間

本方針を適用する期間は、令和2年度（2020年度）から概ね10年間とします。ただし、大きな社会潮流の変化や、上位計画である「第2次みどりの基本計画（改訂版）」の改正等により、本方針の適切かつ合理的な活用が困難となった場合には、適用期間中であっても見直すことがあります。

表 1.2.2 適用期間

適用期間
令和2年度（2020年度）から概ね10年間

第2章 都市公園等を取り巻く状況

1 都市公園等の現況

(1) 整備現況

① 都市公園等の整備状況

平成30年度（2018年度）末において、吹田市には、大阪府が管理運営する万博公園と服部緑地を含め、135箇所 326.34haの都市公園があります。市民一人あたりに対する都市公園面積は、8.8㎡/人であり、府内の自治体の中でトップクラスの整備水準にあります。吹田市が管理運営する都市公園と都市公園に準じて管理運営している遊園、緑地、緑道の整備状況は、515箇所 220.89haです。

表 2.1.1 都市公園等の整備状況（平成30年度（2018年度）末）

	都市公園						遊園	緑地	緑道
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	広域公園*	都市緑地			
箇所数	111箇所	15箇所	3箇所	3箇所	2箇所	1箇所	339箇所	16箇所	27箇所
面積	31.28ha	32.86ha	16.50ha	49.00ha	137.90ha	58.80ha	15.15ha	3.61ha	13.69ha

※広域公園は、大阪府が管理運営する万博公園と服部緑地。

※万博公園は、大阪府日本万国博覧会記念公園条例に基づき管理運営される都市計画公園であり、都市公園（広域公園）として集計。

② 都市公園等の配置・規模系統

市内には、大阪府が管理運営する万博公園と服部緑地に加え、総合公園（千里南公園、千里北公園、紫金山公園）、地区公園（中の島公園、片山公園、桃山公園）、都市緑地（千里緑地）といった大規模な都市公園が、市全域に配置されています。また、小規模な都市公園も、概ね市全域に配置されていますが、特に千里ニュータウンや万博公園がある市域北部に多く配置されています。一方、市域の一部では、都市公園等の未整備地域（「第4章. 2. (2). ②都市公園等計画区域における身近な都市公園等の配置・規模の標準」参照）が残されています。

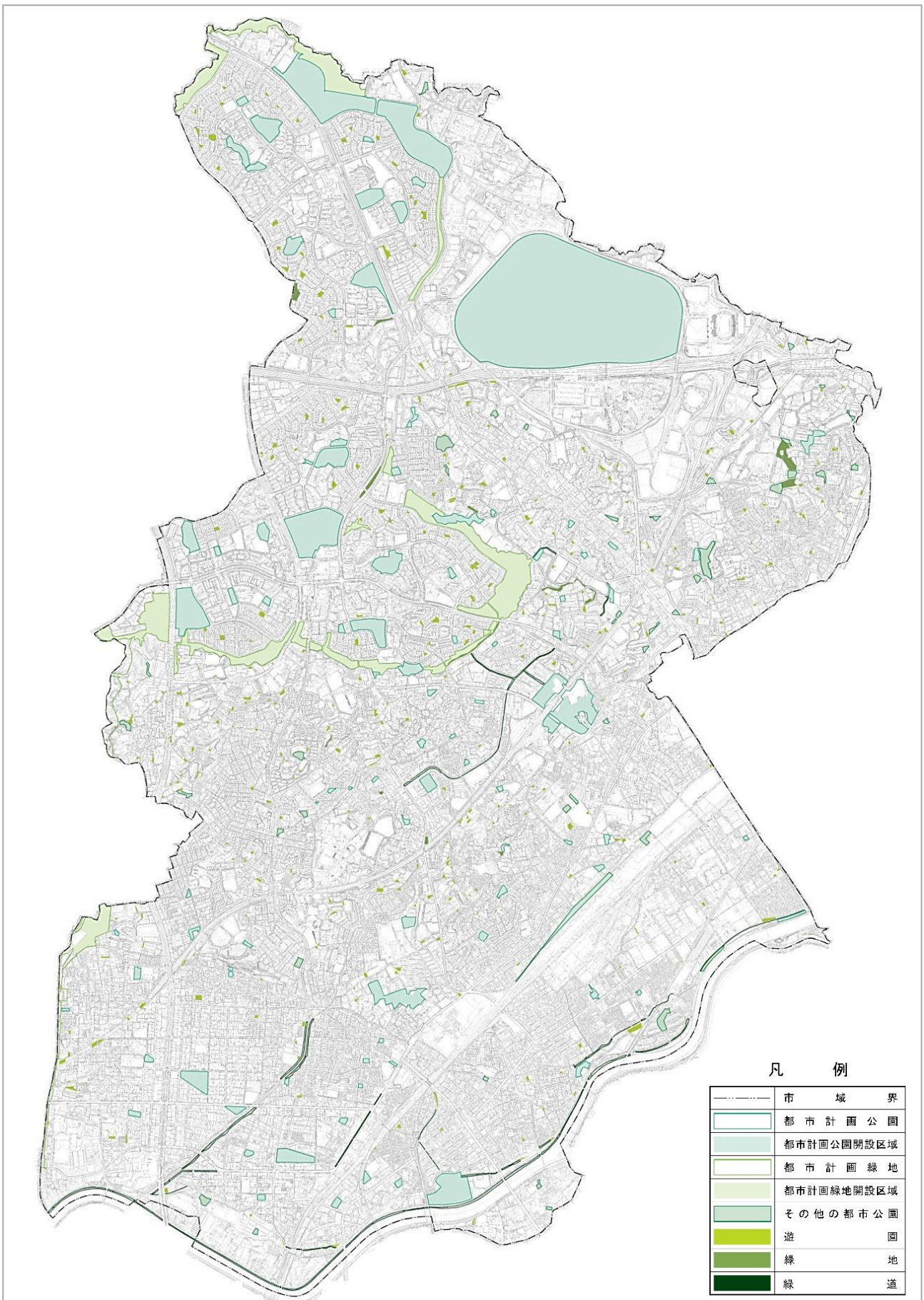


図 2.1.1 都市公園等配置図（平成 30 年度（2018 年度）末）

③公園施設の整備状況

公園施設は、都市公園法の規定により、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、都市公園の効用を全うする施設の9種類に区分されています。園路及び広場、植栽（修景施設）、ベンチ（休養施設）、ぶらんこ・滑り台・砂場等（遊戯施設）、鉄棒（運動施設）、時計台（便益施設）、柵・掲示板・標識・照明施設・くず箱・水道等（管理施設）等は、多くの都市公園等に設置されている公園施設です。下表に示す公園施設は、規模の大きい都市公園ほど多く設置されている傾向があります。特に、体育館・スポーツグラウンド等、図書館・体験学習施設等、駐車場は、都市公園のみに設置されています。

表 2.1.2 公園施設の整備状況（平成30年度（2018年度）末）

（単位：箇所・基）

都市公園等の種別	箇所数	修景施設			休養施設	遊戯施設	運動施設		教養施設			便益施設		
		花壇	パーゴラ	噴水・池等	四阿・シェルター	複合遊具	健康器具	体育館・スポーツグラウンド等	図書館・体験学習施設等	モニュメント等	記念碑	駐車場	トイレ	水飲み・手洗場
都市公園	街区公園	111	20	58	18	55	57	91	0	0	15	1	28	93
	近隣公園	15	7	12	9	14	8	43	0	2	12	0	12	19
	地区公園	3	0	2	14	4	3	12	3	1	1	2	3	6
	総合公園	3	13	6	6	8	4	12	2	3	28	4	9	9
	都市緑地	1	0	1	1	0	1	0	2	1	0	0	1	0
遊園	339	40	45	3	22	45	47	0	0	13	0	3	37	
緑地	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
緑道	27	0	6	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	
合計	515	81	130	51	107	118	205	7	7	69	7	56	166	

④バリアフリー関係法令等の適合状況

吹田市では、平成 18 年（2006 年）の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定以降、都市公園のバリアフリー化に努めてきました。平成 30 年度（2018 年度）末において、国が目標設定している公園施設の適合状況は、園路及び広場が 77%、便所が 52%、駐車場が 83%となっています。

表 2.1.3 バリアフリー関係法令等の適合状況（平成 30 年度（2018 年度）末）

都市公園の種別	園路及び広場			便所			駐車場		
	対象都市公園数	適合都市公園数	適合率	対象都市公園数	適合都市公園数	適合率	対象都市公園数	適合都市公園数	適合率
街区公園	103 箇所	80 箇所	77%	26 箇所	10 箇所	38%	0 箇所	0 箇所	0%
近隣公園	14 箇所	9 箇所	64%	9 箇所	6 箇所	67%	1 箇所	1 箇所	100%
地区公園	3 箇所	2 箇所	67%	3 箇所	3 箇所	100%	2 箇所	2 箇所	100%
総合公園	3 箇所	3 箇所	100%	3 箇所	3 箇所	100%	3 箇所	2 箇所	67%
都市緑地	1 箇所	1 箇所	100%	1 箇所	0 箇所	0%	0 箇所	0 箇所	0%
合計	124 箇所	95 箇所	77%	42 箇所	22 箇所	52%	6 箇所	5 箇所	83%

⑤遊具の安全規準の適合状況

都市公園における遊び場の安全性を一層高めるため、平成 14 年（2002 年）に国から「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が示されました。また、同年に一般社団法人日本公園施設業協会では、この指針の内容に沿って、協会内部の自主規準として「遊具の安全に関する規準」を定めています。吹田市では、この指針が示されて以降、補修・更新等に合わせて遊具の安全規準の適合化に努めてきました。しかし、平成 29 年度（2017 年度）末における遊具の安全基準の適合状況は、自然劣化への対応が困難であり、7.1%の都市公園が適合するに留まっています。

表 2.1.4 遊具の安全規準の適合状況（平成 29 年度（2017 年度）末）

経過年数	遊具が設置されている都市公園数	適合都市公園数	適合率
50 年以上	36 箇所	3 箇所	8.3%
40-49 年	25 箇所	2 箇所	8.0%
30-39 年	29 箇所	1 箇所	3.4%
20-29 年	23 箇所	1 箇所	4.3%
10-19 年	12 箇所	2 箇所	16.7%
0-9 年	1 箇所	0 箇所	0.0%
合計	126 箇所	9 箇所	7.1%

(2)管理現況

①維持管理

都市公園等の利用環境と施設条件を良好に維持し、安全・安心・快適な状態を保つため、植物管理、施設管理（点検、修繕、安全管理、衛生管理）、清掃等の維持管理を行っています。特に維持管理において不可欠の作業である樹木・施設の点検は、年2回の頻度で行っています。

②運営管理

都市公園等の価値を向上させるため、公園利用の支援、多様な利用ニーズへの対応、公園利用者や周辺住民等の利害対立の防止、安全確保等の運営管理を行っています。体育館、スポーツグラウンド、図書館、体験学習施設等の運営管理にあたっては、これらの公園施設設置管理者と連携を図っています。

③法令管理

都市公園等を都市公園法等の法令に則り適切に管理するため、都市公園台帳の整備等の財産管理や、制限行為許可等の法令管理を行っています。都市公園台帳の整備状況は、平成30年度（2018年度）末において、都市公園133箇所のうち116箇所が整備済みとなっています。また、平成30年度（2018年度）の制限行為、公園施設設置・管理、占用の状況は、下表のとおりです。

表 2.1.5 制限行為、公園施設設置・管理、占用の状況（平成30年度（2018年度））

都市公園等数	制限行為			公園施設設置・管理			占用 (一時占用含む)		
	許可 件数	納付 件数	使用料	許可 件数	納付 件数	使用料	許可 件数	納付 件数	使用料
515 箇所	280 件	21 件	71,490 円	46 件	4 件	15,360,530 円	129 件	79 件	29,135,360 円

④安全対策

都市公園等における事故・事件の発生を予測し、事前にその発生を抑止するとともに、万一発生した場合にその被害を最小限に留め、再発を防止するため、点検、修繕、衛生管理といった維持管理に加え、公園利用に伴う安全対策、防犯対策、災害発生時の安全対策等を講じています。

⑤市民参画・協働

多様化・高度化するニーズに対し、市民参画・協働による都市公園等の整備・管理を進めることで、利用しやすく、魅力ある都市公園等づくりや、都市公園等利用の活性化を図るため、愛護会制度（「遊園環境整備助成金制度」）とボランティア制度（「緑あふれる未来サポーター制度（公園）」）を運用しています。

表 2.1.6 「遊園環境整備助成金制度」と「緑あふれる未来サポーター制度（公園）」の状況（平成30年度（2018年度））

都市公園等の種別	都市公園等数	遊園環境整備助成金		緑あふれる未来サポーター（公園）	
		遊園数	団体数	都市公園等数	延べ団体数
都市公園	街区公園	111箇所	—	36箇所	57団体
	近隣公園	15箇所	—	8箇所	21団体
	地区公園	3箇所	—	2箇所	8団体
	総合公園	3箇所	—	3箇所	15団体
	都市緑地	1箇所	—	1箇所	12団体
遊園	339箇所	219箇所	146団体	34箇所	44団体
緑地	16箇所	—	—	3箇所	3団体
緑道	27箇所	—	—	4箇所	5団体
合計	515箇所	219箇所	146団体	91箇所	165団体※

※登録団体数は96団体。

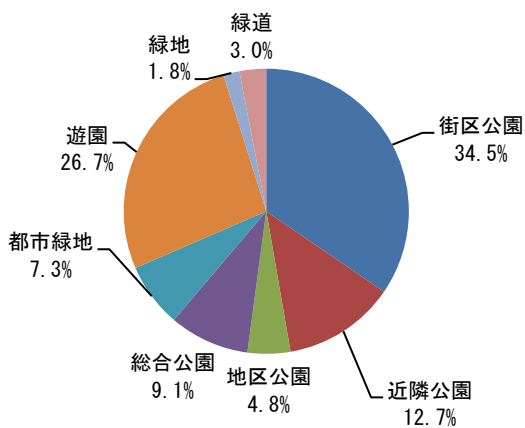


図 2.1.2 緑あふれる未来サポーター（公園）の活動場所

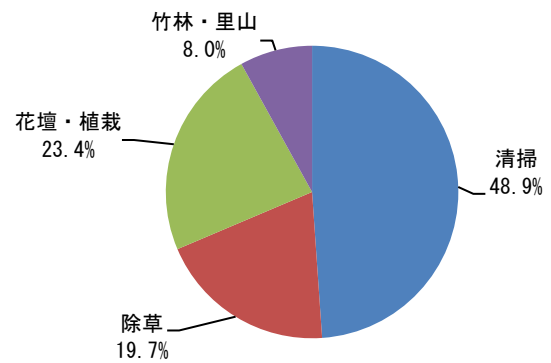


図 2.1.3 緑あふれる未来サポーター（公園）の活動内容

⑥体制と財政

平成 30 年度（2018 年度）末における都市公園等行政に従事する市の正規職員（再任用職員含む）は、26 人です。また、平成 30 年度（2018 年度）の公園整備費（都市公園等の整備・管理に関する予算）の執行額は、約 9 億 7 千万円です。

表 2.1.7 公園整備費執行額（平成 30 年度（2018 年度））

費用区分	執行額
維持管理費	457,109 千円
整備費	156,970 千円
災害復旧費	228,190 千円
一般事務費	55,155 千円
人件費	28,572 千円
市民参画・協働費	3,162 千円
光熱水費	41,246 千円
合計	970,403 千円

※前年度からの繰越明許費（2 件 107,000,840 円）含む。

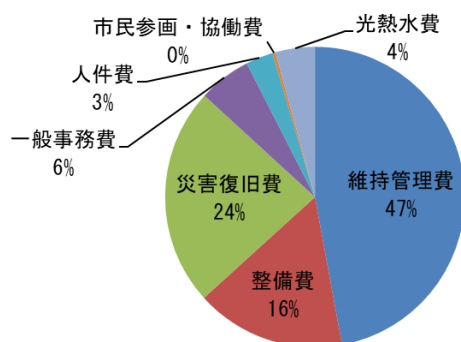


図 2.1.4 公園整備費の費用区分別内訳（平成 30 年度（2018 年度））

2 都市公園等の課題

(1) 整備課題

① 未整備地域への新規整備

吹田市の土地利用現況は、市街地が 63.9%、普通緑地が 20.1%、農地が 1.8%、その他が 14.3%となっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められています。吹田市では、概ね市全域に都市公園が配置され、都市公園等が一定蓄積する一方、市域の一部では、都市公園等の未整備地域が残されています。新たな用地の確保が困難な中、未整備地域における都市公園等の新規整備が引き続き必要です。

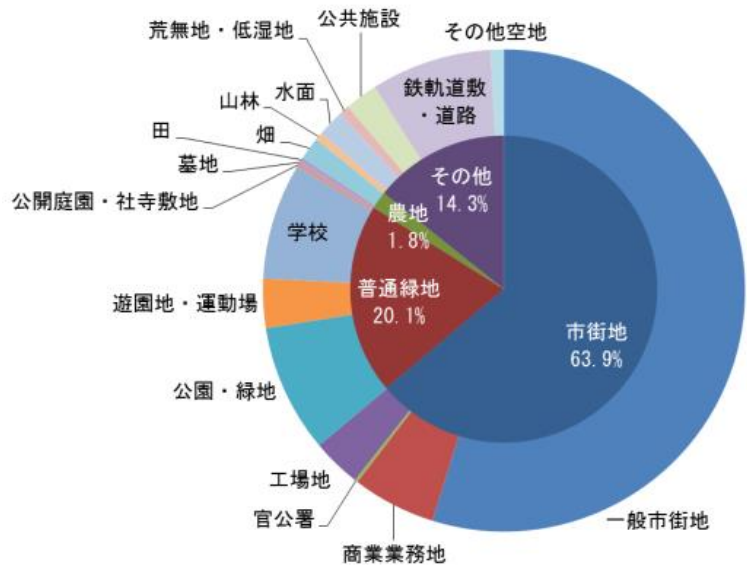


図 2.2.1 土地利用現況 (平成 27 年 (2015 年) 都市計画基礎調査)

② 様々なニーズとまちづくりに対応するための再整備

近年、自治会からは、防犯対策のための公園灯・防犯灯や、利便性向上のためのベンチ、遊具、時計、便所等の設置要望が寄せられています。また、公園を利用する市民からは、健康器具、ドッグラン、バーベキュー場等の設置要望だけではなく、老朽化した公園施設の撤去や池の水質改善等の要望も寄せられており、このような様々なニーズに対応するための再整備が必要です。

一方、まちづくりにおいて、都市公園等が担う役割の重要性が一層高まっています。今後は、都市の課題にも対応するための再整備を通じ、都市公園等の価値や魅力を向上させることが必要です。

表 2.2.1 再整備に関する自治会からの要望一覧 (平成 26 年度 (2014 年度) ~平成 30 年度 (2018 年度))

年度	公園灯・防犯灯	ベンチ	遊具	時計	便所	その他※
平成 26 年度 (2014 年度)	2 件	2 件	1 件	1 件	0 件	1 件
平成 27 年度 (2015 年度)	2 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件
平成 28 年度 (2016 年度)	1 件	3 件	1 件	1 件	0 件	1 件
平成 29 年度 (2017 年度)	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件
平成 30 年度 (2018 年度)	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	2 件

※その他：車止め、駐輪場、水道、バスケットコート

③小規模な都市公園等の増加への対応

これまで吹田市では、都市公園法に規定されていた配置標準を参考に都市公園の整備を進めてきました。都市公園の整備水準が低かった時期には、市が用地取得や借地により整備したり、開発事業者等から移管・帰属を受けるなど、様々な手法を用いて遊園を積極的に配置することで、都市公園機能の確保に努めてきました。一方、都市公園の整備水準が一定に達した近年においても、千里ニュータウンの建設や土地区画整理事業が実施された区域を除き、民間事業者が行う開発事業により都市公園等が整備された場合は、原則としてその帰属を受けてきました。この結果、都市公園が十分に整備されている地域においても、都市公園等が近接して位置していたり、借地による遊園が廃止されずに存続している事例が見られるようになりました。今後、開発事業における都市公園等の整備に関する運用の見直しや、遊園の統廃合・有効活用など、小規模な都市公園等の増加への対応が必要です。

表 2.2.2 新設都市公園等一覧（平成 21 年度（2009 年度）～平成 30 年度（2018 年度））

年度	名称	種別	面積	整備主体
平成 21 年度 (2009 年度)	王子池遊園	遊園	355 m ²	開発事業者
	山手いこいの遊園	遊園	324 m ²	開発事業者
平成 22 年度 (2010 年度)	原町ふれあい公園	街区公園	1,700 m ²	開発事業者
	ポケットパーク原町遊園	遊園	300 m ²	開発事業者
	出口町なかよし遊園	遊園	373 m ²	開発事業者
	どんぐり遊園	遊園	347 m ²	開発事業者
平成 23 年度 (2011 年度)	星ヶ池公園	街区公園	3,500 m ²	開発事業者
	山田西いこいの遊園	遊園	346 m ²	開発事業者
	原町なかよし遊園	遊園	260 m ²	開発事業者
	原町やまぼうし遊園	遊園	220 m ²	開発事業者
平成 24 年度 (2012 年度)	長野西ふれあい遊園	遊園	307 m ²	開発事業者
	清水の森遊園	遊園	506 m ²	開発事業者
	尺谷みつばち遊園	遊園	432 m ²	開発事業者
平成 25 年度 (2013 年度)	神崎新田公園	街区公園	1,200 m ²	開発事業者
	青葉丘南公園	街区公園	1,500 m ²	開発事業者
	南吹田ときわ遊園	遊園	345 m ²	開発事業者
	千里山星空遊園	遊園	371 m ²	開発事業者
平成 26 年度 (2014 年度)	千里山星が丘遊園	遊園	244 m ²	開発事業者
平成 27 年度 (2015 年度)	千里山中央公園	街区公園	3,000 m ²	開発事業者
	あずま希望広場	遊園	717 m ²	吹田市
	山手町遊園	遊園	406 m ²	開発事業者
	春日いこいの遊園	遊園	352 m ²	開発事業者
平成 29 年度 (2017 年度)	春日おさんぼ公園	街区公園	1,100 m ²	開発事業者
	南千里ふれあい遊園	遊園	521 m ²	開発事業者
	竹園ふれあい遊園	遊園	469 m ²	開発事業者
平成 30 年度 (2018 年度)	健都レールサイド公園	近隣公園	25,600 m ²	吹田市
	藤が丘ふれあい遊園	遊園	367 m ²	開発事業者
	千里丘つなぐ遊園	遊園	399 m ²	開発事業者
	古江ふれあい遊園	遊園	750 m ²	開発事業者

(2)維持管理課題

①公園施設の管理水準の向上

吹田市では、安全・安心・快適な都市公園等環境を保つための維持管理・安全対策を行っています。近年公園施設の老朽化等による事故が発生しています。また、公園施設の管理に対する市民の要求水準も高まる中、平成29年（2017年）の都市公園法改正により、都市公園の維持修繕基準が盛り込まれたことを踏まえ、公園施設の管理水準を一層向上させていく必要があります。

表 2.2.3 都市公園等における損害賠償事故一覧（平成26年度（2014年度）～平成30年度（2018年度））

年度	事故発生日	損害賠償額	事故の概要
平成26年度 (2014年度)	平成26年（2014年） 3月19日	123,305円	江の木公園において、3歳幼児が遊具から転落し、露出していた基礎部分に頭を打ちつけ、負傷
	平成26年（2014年） 5月7日	91,800円	千里緑地（第2区）の樹木が枯死し倒れ、敷地フェンスを破損
	平成26年（2014年） 6月29日	37,829円	住友公園において、4歳幼児が公園入口の側溝のふたに乗ったところ、ふたが外れたため転倒し、負傷
平成27年度 (2015年度)	平成27年（2015年） 11月12日	147,084円	古江公園において、7歳児童が、同公園の集水ますのふたに乗ったところ、木製のふたが劣化していたため破損し、転倒し、顔面を地面に打ちつけ、鼻骨骨折
平成29年度 (2017年度)	平成29年（2017年） 10月22日	800,080円	千里緑地（第2区）の樹木が倒れ家屋を破損
	平成29年（2017年） 10月22日	232,718円	千里北公園の樹木が幹で折れ、車両を破損
	平成30年（2018年） 3月14日	12,910円	中の島公園の側溝のふたに乗ったところ、ふたが破損したため転倒し、負傷
平成30年度 (2018年度)	平成30年（2018年） 5月7日	1,905,866円	千里丘北第1緑地の樹木が倒れ、共同住宅を破損

②公園施設の計画的な長寿命化・更新

吹田市における都市公園等の整備は、昭和30年代の千里ニュータウン建設と日本万国博覧会開催の関連基盤整備に象徴される高度経済成長期以降、強力に促進されてきました。この結果、設置後40～49年経過しているものが最も多く、約3割を占めています。また、設置後30年以上経過しているものは、約7割を占めており、老朽化が急速に進行しています。このような中、公園施設の計画的な長寿命化・更新が必要です。

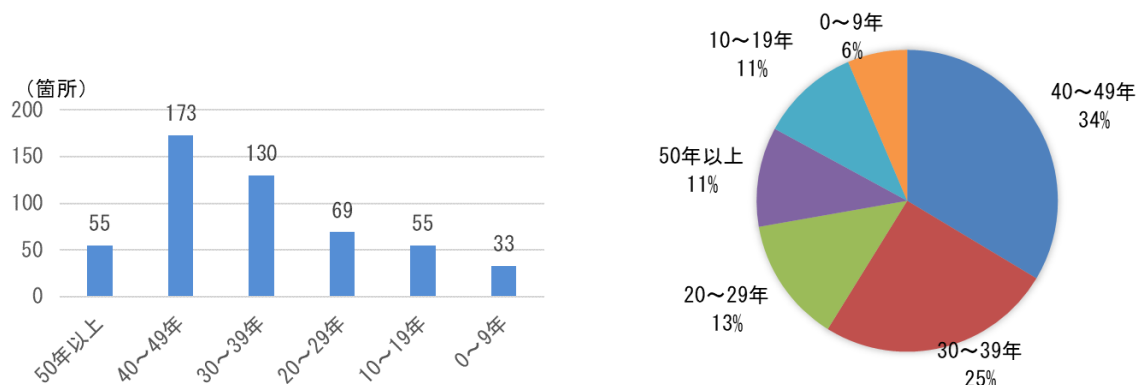


図 2.2.2 都市公園等の経過年数（平成30年度（2018年度）末）

③行財政運営の一層の効率化

吹田市の財政状況を見ると、歳出予算に占める義務的経費のうち、特に生活保護費や高齢者・子育て家庭への支援等の支出である扶助費が平成22年度(2010年度)以降増加しており、平成30年度(2018年度)の予算(275.8億円)は、平成11年度(1999年度)の予算(136.3億円)に比べ約2倍になっています。また、今後大規模な普通建設事業が複数予定される中、都市公園等行政においても、一層効率的な財政運営が必要です。

吹田市の都市公園等の整備・管理に関する正規職員(再任用職員含む)数を見ると、平成24年度(2012年度)以降から減少傾向にあり、一層効率的な行政運営が必要です。

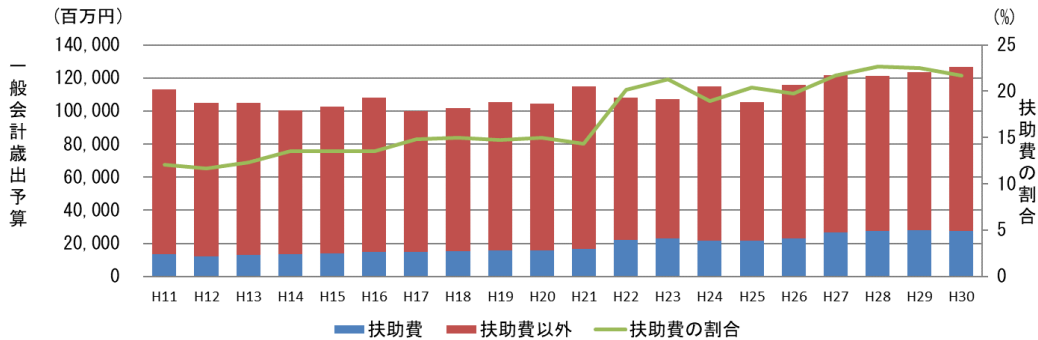


図 2.2.3 一般会計歳出予算と扶助費の推移 (平成11年度(1999年度)～平成30年度(2018年度))

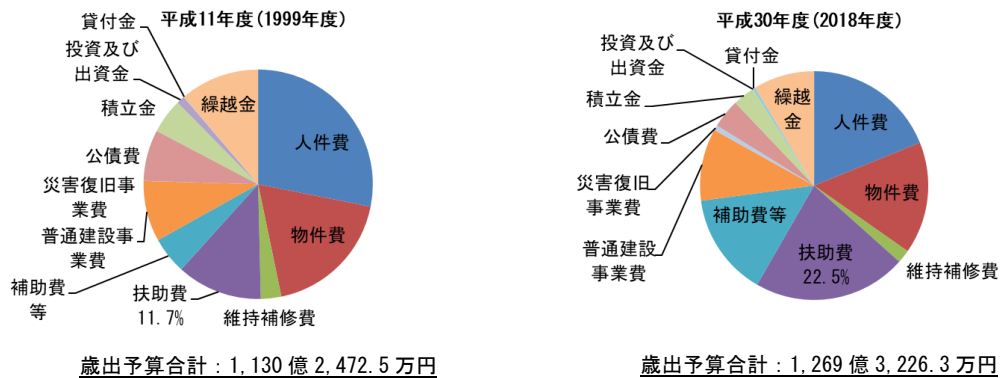


図 2.2.4 一般会計歳出予算の性質別内訳

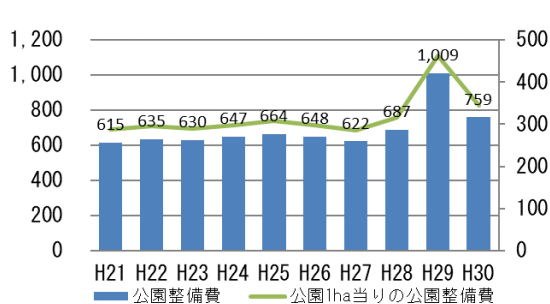


図 2.2.5 都市公園等の整備・管理に関する当初予算 (平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度))

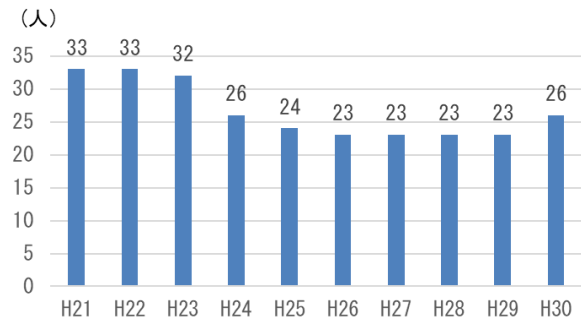


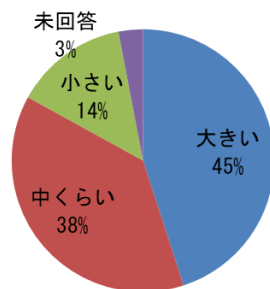
図 2.2.6 都市公園等の整備・管理に関する正規職員数の推移 (平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度))

(3) 運営管理課題

① 遊園の有効活用

都市公園等の利用頻度は、規模の大きい都市公園ほど高い傾向があります。都市公園の整備水準が低かった時期において、遊園は、都市公園に準じる施設として、これを補完する役割を担ってきました。これまでは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること等を目的として、いわゆる都市公園における三種の神器（ぶらんこ・滑り台・砂場）を設置する画一的な整備を行ってきました。しかし近年、都市公園等ストックの蓄積、年齢構成の変化、施設の老朽化等の理由により、遊園の中には十分に機能が発揮されていないものが見られます。今後は、このような社会状況の変化に合わせ、遊園の機能を分担・特化するなど、整備内容に柔軟性を持たせ、有効に活用することが必要です。

普段利用する公園の大きさ (n=541)



順位	公園名	種別	回答数
1	千里南公園	総合	90
2	江坂公園	近隣	57
3	服部緑地 ※府営	広域	49
4	桃山公園	地区	24
5	千里北公園	総合	17
6	紫金山公園	総合	13
7	佐井寺南が丘公園	近隣	12
7	片山公園	近隣	12
7	中の島公園	地区	12
10	佐竹公園	近隣	10

図 2.2.7 都市公園等の利用に関する市民アンケート結果（平成 29 年（2017 年）8 月調査）

② 柔軟な利用に対するニーズと利用マナーに対する苦情への対応

近年、ボール遊びやバーベキューといった柔軟な利用に対する要望が寄せられる一方で、犬の放し飼い、自転車の乗り入れ、歩きタバコといった利用者マナーに対する苦情が寄せられています。都市公園等毎の利用ルールの設定や遊園の特色づけ等の工夫により、これらの相反する声に対応していく必要があります。

3 市による都市公園等の先駆取組

(1)市民の健康づくりの拠点となる健都レールサイド公園の整備

「健康・医療のまちづくり」を進めている「北大阪健康医療都市（愛称：健都）」におけるまとまった緑の空間として、健都レールサイド公園を整備しています。整備にあたっては、健康への「気づき」、「楽しみ」、「学び」をコンセプトとする整備方針を定めるとともに、市民自ら健康づくりに取り組める拠点として図書館を多機能化した「健都ライブラリー」（令和2年（2020年）11月供用開始予定）と一体的な整備を行っています。管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し一体的な管理を行うなど、公園のコンセプトに沿ったパークマネジメントに取り組む予定です。



健都レールサイド公園

(2)千里南公園へのカフェレストランの誘致

千里南公園に四季を通じたコミュニティ空間を創出するため、平成29年度（2017年度）にカフェレストランの設置事業者を公募しました。また、市は、カフェレストランの誘致に合わせて公園利用者用駐車場を整備しました。平成30年度（2018年度）には、民間事業者によるカフェレストランの運営と駐車場の供用を開始し、公園利用者の利便性向上や公園のにぎわい創出に寄与しています。



bird tree（バードツリー）（千里南公園）

(3)高野公園における国家戦略特区制度の活用

平成30年度（2018年度）に国家戦略特区制度を活用した占用許可（平成29年（2017年）都市公園法改正により一般措置化）により、高野公園に民間保育園が設置されました。地域の待機児童問題の解消に資するだけではなく、公園で園外保育を楽しむ園児と公園利用者とのふれあいが生まれることにより、公園が持つ子育て・コミュニティ形成機能が発揮されています。



玉川学園高野公園保育園（高野公園）

(4)「樹木健全度緊急調査」の実施と「道路・公園樹木適正管理指針」の策定

平成26年（2014年）に日本各地で倒木による死亡事故等が相次ぎ発生しました。吹田市においても、一斉に植えられ同様に50年近くの樹齢を重ねた千里ニュータウンなどの樹木が危険木となるリスクが高まる中、市民の生命・財産を守るため、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）までに公園樹木8,040本の健全度緊急調査と改善処置を実施しました。あわせて、調査データを活用し、樹木の予防保全的な維持管理に繋げるため、平成29年度（2017年度）に「道路・公園樹木適正管理指針」を策定しました。



樹木健全度調査

4 都市公園等を取り巻く社会潮流

(1) 都市公園等の多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

平成 28 年（2016 年）に国から「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」が示され、国レベルで都市公園等政策の転換が図られました。報告書では、都市を取り巻く社会状況として、少子高齢化と人口減少、都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり、地方の活性化と大都市のグローバル化、社会資本の整備と老朽化の進行、財政面・人員面の制約の深刻化、国民の価値観の多様化等が挙げられています。また、今後の都市の方向性として、集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市、大規模地震等の災害に対してレジリエントな都市、グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち等が挙げられています。このような都市を取り巻く社会状況を背景とする、今後の都市の方向性に連動した都市公園等政策の必要性が高まっていることが示されています。

この中で、都市公園等政策は、都市公園等の多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮に向けた新たなステージへ移行し、①ストック効果をより高める、②民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなすという視点を重視すべきとされました。また、重点的に推進すべき戦略として、①緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進、②より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化、③民との効果的な連携のための仕組みの充実が示されました。

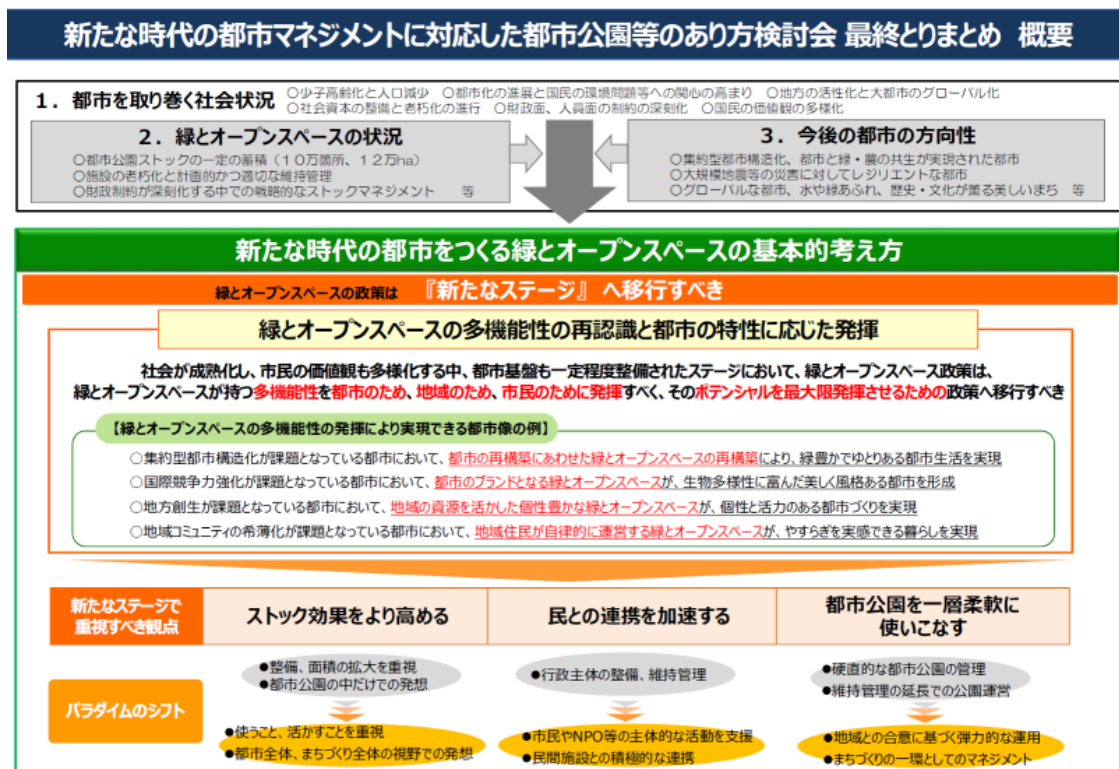


図 2.4.1 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書 概要
 (平成 28 年（2016 年）、国土交通省）（抜粋）
 (出典：国土交通省 HP)

(2)都市の特性に応じた多機能性の発揮に向けた都市公園法等の改正

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書（平成 28 年（2016 年）、国土交通省）」を受け、平成 29 年（2017 年）に都市公園法、都市緑地法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法が改正されました。都市公園法の改正では、都市の特性に応じた多機能性の発揮に向け、公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、PFI 事業の設置管理許可期間の延伸、保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）、公園の活性化に関する協議会制度の創設、都市公園の維持修繕基準の法令化等が盛り込まれました。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行について
都市緑地法等の一部を改正する法律について 国土交通省

【平成29年5月12日公布、平成30年4月1日施行（建築基準法関係部分）】

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - ー 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けには、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題 ー 一人当たり公園面積が少ない地域が存在 ー これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題 ー 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 - ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界

…「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

法律の概要

【都市公園法等】	【都市緑地法】	【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
<p>都市公園の再生・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化） ○民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ー収益施設（カフェ、レストラン等）の設置 ー管理者を民間事業者から公募選定 ー設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和等 ー民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施 <p>（予算）広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】 （予算）広場等の整備に対する補助</p> <p>（再生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年） ○公園の活性化に関する協議会の設置 	<p>緑地・広場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ー市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 （税）固定資産税等の軽減（予算）施設整備等に対する補助 ○緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ー緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加 <p>（市民緑地（イメージ））</p>	<p>都市農地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限） （税）現行の税制特例を適用 ○生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ○新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制） <p>（市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子）</p>
<p>地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 ー都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み 		

【目標・効果】 民間の活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

（KPI）民間活力による公園のリニューアル 約100件（2017～2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件]）
 民間主体による市民緑地の整備 約 70件（2017～2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件]）

※地方公共団体等への意向調査をもとに推計

図 2.4.2 都市緑地法等の一部を改正する法律 概要
 （出典：国土交通省 HP）

(3)全国における都市公園ストックの活用に向けた取組

近年、全国において、都市公園ストックの活用に向けた取組が進められています。これらの取組では、各都市のまちづくり政策に応じ、都市公園が持つ防災、環境、健康・レクリエーション、景観、文化、子育て・教育、コミュニティ、観光、活力等の多様な機能が最大限発揮されています。また、戦略的なマネジメント、様々な主体や施設との連携、ストックの再編など、ストックを活用するための工夫が凝らされています。

分類	防災	環境	健康・レクリエーション
タイトル	防災を学べる公園	地域の力によって自生のスズランが復活	健康的で上質なライフスタイルを提供
効果	地域住民の防災意識の向上	生物多様性の維持、地域活性化	健康的なライフスタイルの提供
内容	「防災を学べる公園」をコンセプトに6種類の防災施設が設置。地元の避難訓練と防災施設の見学を組み合わせて実施。	地域の方や公園利用者が協力して保全活動に取り組み、一時は減少したスズランの個体数が回復。	良質な自然に囲まれた環境の中で、運動をすることで、来園者の健康づくりに寄与。
写真	 東町公園（燕市）	 富丘西公園（札幌市）	 服部緑地公園（大阪府）
分類	景観	文化	子育て・教育
タイトル	戦後に植えた樹木が杜の都のシンボルに	高校野球発祥の地の歴史を伝承	森のようちえんとして子どもを育む公園
効果	四季と文化を感じる空間を創出	地域の歴史を伝承	自然の中の幼児教室
内容	両側の歩道と中央部の緑地帯にあわせて4列のケヤキを植栽。ゆとりある空間に相応しい緑豊かな並木が形成。杜の都の「顔」。	公園があることで地域住民が地域の歴史を知り、愛着を深めるきっかけとなっている。	自然豊かで安全・安心な環境整備が評価され、多くの幼稚園、保育園が園外保育等に訪れる。
写真	 定禅寺通緑地（仙台市）	 高校野球記念公園（豊中市）	 甲山森林公園（兵庫県）
分類	コミュニティ	観光	活力
タイトル	イベントを通じた市民協働ネットワークの構築	民間活力の導入により賑わい創出	公園の再整備がまちの賑わいの起爆剤に
効果	ネットワークを軸とした自主イベント、地域の安全連絡体制の構築	民間活力導入による利用者数の増加	都市の魅力向上による集客力増、イベントによる集客効果
内容	豊かな自然環境を活かした多様なイベントを継続的に展開。NPO・市民団体との協働のネットワークを構築。	平成25年には約48万人が利用。民間事業者の活力を積極的に導入し、遊具・施設を充実。通年型観光施設。	周辺の河川や道路と一体的な再整備を実施。人口が大幅に増加。イベントの開催により、年間370万人が訪れ、集客力の向上に寄与。
写真	 箕面公園（大阪府）	 蓮沼海浜公園（千葉県）	 勝山公園（北九州市）

図 2.4.3 全国における都市公園ストックの活用事例（参考：事例集（国土交通省））

分類	様々な主体との連携（市民）	様々な主体との連携（エリマネ）	様々な主体との連携（民間）
タイトル	市民がつくる高架下の公園の新たなかたち	エリマネジメント組織との連携でにぎわい創出	官民連携による公園再整備で地域活性化
効果	ニュースポーツの拠点	地域の活性化と経済活性化	公園の魅力向上、地域活性化に貢献
内容	管理運営は、花やみどり、ニュースポーツなど様々な活動に参画する市民が立ち上げた運営委員会。	エリマネジメント組織と連携したスポーツや飲食のイベント等を実施することで、地区のにぎわい創出に寄与。	エントランスエリア等を民間資金導入によりリニューアル。民間事業者が芝生広場整備や飲食物販施設を整備。
写真	 みなとのもり公園（神戸市）	 新宿中央公園（新宿区）	 天王寺公園（大阪市）
分類	様々な主体との連携（多様な主体）	様々な施設との連携（再開発）	様々な施設との連携（公共施設）
タイトル	日々進化し続ける公園	民間ビルの開発に合わせた公園整備で地域活性化	文化施設との一体的整備により注目スポットへ
効果	愛着だけでなく継続的な関わり	周辺との連携による地域活性化	人々の集いの場としての魅力向上
内容	地域・企業・行政それぞれの主体が強みを活かし、時代の流れやニーズの変化に柔軟に対応。	民間ビルと一体的に拡張再整備。開発と同時に一般社団法人淡路エリマネジメントを立ち上げ。協定を結び、公園を地域活動に活用。	施設の出入口と公園をつなげて再整備することで良好な集いの空間を提供。
写真	 泉佐野丘陵緑地（大阪府）	 淡路公園（千代田区）	 練成公園（千代田区）
分類	様々な施設との連携（農業）	ストックの再編（施設再編）	ストックの再編（機能再編）
タイトル	都市部における農風景の保全	公園をまとめてもっと使いやすく	機能分担で公園の多機能化と施設量の低減を両立
効果	地域の原風景の保全	ストック再編による魅力向上	機能重複の解消、管理費の縮減
内容	農の歴史と文化にふれる緑の拠点。都市農業に対する理解を深める場所として地域コミュニティの活性化に寄与。	遊休市有地（団地跡地）を活用した小規模公園の集約・再編。利用者からも満足の声。	様々なニーズに対応するとともに、施設総量の削減による維持管理コスト縮減。
写真	 農業ふれあい公園（武蔵野市）	 吉志ゆめ公園（北九州市）	 藻岩ころころ公園（札幌市）

図 2.4.4 全国における都市公園ストックを活用するための工夫事例（参考：事例集（国土交通省））

第3章 新たな時代に向けた都市公園等の整備・管理に関する基本的な考え

1 都市公園等の理念と目標像

(1) 都市公園等の理念

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書（平成 28 年（2016 年）、国土交通省）」や平成 29 年（2017 年）の都市公園法の改正等の社会潮流を踏まえ、新たな時代に向けた都市公園等の整備・管理を進めていくにあたり、吹田市における都市公園等の理念を次のとおり掲げます。

< 都市公園等の理念 >

「公園からまちに笑顔をひろげるみどりの都市 すいた」

だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちをめざし、
安全・安心・快適な都市公園等の利用に供するとともに、
都市公園等が持つ多様な機能を最大限に発揮させることにより、
都市が抱える諸課題の解決に寄与し、もって公共の福祉の増進を図る

(2) 都市公園等の目標像

新たな時代に向けた都市公園等の理念を踏まえ、吹田市が管理運営する都市公園等の目標像を次のとおり設定します。

① 緑豊かでうるおいのある都市生活を実現する都市公園等

これまで都市公園等は、うるおいのある生活環境や良好な都市環境の形成に寄与してきました。今後、市域の都市公園等の配置・充足状況を踏まえた整備方針に基づき、都市の中で気軽に緑と水にふれあうことのできる都市公園等を計画的に整備・再編すること等により、そのポテンシャルをより一層発揮することで、緑豊かでうるおいのある都市生活を実現する都市公園等を目指します。

② 個性と活力のある都市づくりを実現する都市公園等

これまで都市公園等は、観光振興や地域のにぎわいの拠点等として、地域の伝統文化や歴史を継承し、地域の活性化等に寄与してきました。全国各地域で住みよい環境を確保し、活力ある日本社会を維持する地方創生の推進が必要とされている中、健康・医療のまちづくりに資する都市公園や、子育てしやすいまちづくりに資する都市公園など、吹田市が抱える課題に弾力的に対応した個性豊かな都市公園等の整備・管理により、その多機能性を一層発揮することで、都市魅力の向上、市民が健康で元気に幸せに暮らせる都市づくりなど、個性と活力のある都市づくりを実現する都市公園等を目指します。

③ つながりを実感できる暮らしを実現する都市公園等

これまで都市公園等は、地域の祭り・イベントの開催場所、愛護・ボランティア活動の場といった市民の交流の場としての役割を果たしてきました。地域コミュニティの希薄化が課題となる中、地域住民の交流を促進する施設の設置・運営や、若い世代が主体となった都市公園等の管理運営の推進等により、そのポテンシャルを一層引き出し、人と人とのつながりを実感できる暮らしを実現する都市公園等を目指します。

④美しく風格ある都市を形成する都市公園等

これまで緑豊かな歴史ある都市公園等や適正に管理された樹木等で構成された美しい都市公園等の景観は、吹田市の歴史や文化の象徴として風格ある都市の形成に寄与してきました。都市の格式・ブランドの向上等による都市間競争力・協調力の強化が必要とされている中、民間事業者等との連携による吹田市の顔となる都市公園の再整備・管理運営、吹田市のブランドを形成する都市公園を核とした美しい景観の形成等により、その機能をより一層発揮することで、美しく風格ある都市を形成する都市公園等を目指します。

⑤災害に対してレジリエントな都市を形成する都市公園等

都市公園等は、基本的に建築物によって建ぺいされない公共空間としての基本的性格から、災害時には火災の延焼防止、市民の避難地・避難路、自衛隊が活動する防災拠点等として機能します。また、平常時には雨水を浸透・貯留するなど、従来のインフラを代替・補足するグリーンインフラとして機能します。都市計画と呼応した戦略的なグリーンインフラの整備・活用や地域防災計画に基づく防災施設の整備等により、都市における防災・減災拠点としてのポテンシャルを一層引き出し、災害に対してレジリエントな都市を形成する都市公園等を目指します。

⑥生き物や環境と共生する都市を形成する都市公園等

都市公園等は、都市の中にある貴重なみどり空間として、動植物の生息・生育の場所であるだけでなく、大気浄化や騒音低減といった環境保全効果、ヒートアイランド現象の緩和効果等により、市民の快適で健康な暮らしを支える役割を持っています。また、千里緑地では、ヒメボタルが生息し、吹田市の天然記念物に指定されるなど、市民が自然と触れ合える空間ともなっています。今後、地球温暖化による気温の上昇や、巨大台風等の気象災害の発生による環境影響への適応や、地球規模で進行する生物多様性の危機への対応が課題となる中、都市公園等の良好な自然環境を保全・活用することにより、生き物や環境と共生する都市を形成する都市公園等を目指します。

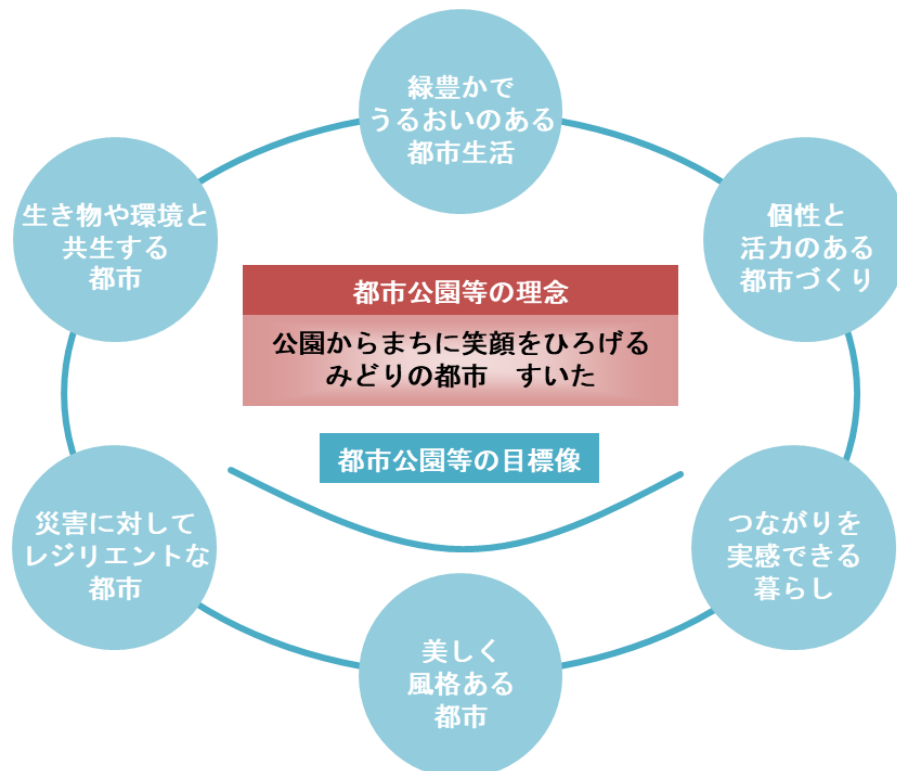


図 3.1.1 都市公園等の理念と目標像

2 都市公園等政策の方向性

(1) 新たな時代に向けた都市公園等政策

<都市公園等を取り巻く状況>

●都市公園等の現況

吹田市では、昭和30年代の千里ニュータウン建設と日本万国博覧会開催の関連基盤整備に象徴される高度経済成長期以降、都市公園の整備を強力に促進してきました。現在では、吹田市には、大阪府が管理運営する万博公園と服部緑地を含め、135箇所、326.34ha、8.8㎡/人の都市公園ストックが蓄積し、**府内の自治体の中でトップクラスの整備水準**となっています。この結果、都市公園等がもたらす豊かなみどり環境は、**吹田市のブランドの一つ**となっています。

●都市公園等の課題

一方、市全域の市街化がほぼ完了する中での新規整備、様々なニーズとまちづくりに対応するための再整備、公園施設の管理水準の向上と計画的な長寿化・更新、厳しい財政・人員制約への対応、小規模な都市公園の有効活用、柔軟な利用に対する要望と利用マナーに対する苦情への対応など、**多様な課題にも直面**しています。

●市による都市公園等の先駆取組

近年市では、これらの課題に対応するとともに、都市公園等の価値を一層向上させるため、健都レールサイド公園の整備、千里南公園へのカフェレストランの誘致、高野公園における国家戦略特区制度の活用、「樹木健全度緊急調査」の実施と「道路・公園樹木適正管理指針」の策定等の**先進的な取組**を進めてきました。

●都市公園等を取り巻く社会潮流

全国においても、吹田市と同様の課題に直面する中、平成28年（2016年）に国から「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」が示され、**国レベルで都市公園等政策の転換**が図られました。この中で、**都市公園等政策は、都市公園等の多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮に向けた新たなステージへ移行すべき**とされ、平成29年（2017年）には、都市公園法等の改正が行われました。



<新たな時代に向けた都市公園等政策>

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、市全域の市街化がほぼ完了し、都市基盤も一定整備された新たな時代において、吹田市の都市公園等政策は、掲げた理念のもと目標像の実現に向け、**都市公園等が持つ多機能性を市民と都市のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行**します。

(2)新たな時代の都市公園等政策において重視する視点

吹田市が管理運営する都市公園等の目標像の実現に向け、今後の都市公園等政策では、次の3つの視点を重視します。

①都市公園等ストックの活用

都市公園等ストックが一定蓄積した状況下では、これらの機能を発揮することによって得られる効果を高め、都市公園等が、社会状況や地域ニーズ等に柔軟に対応した空間・サービスを提供し続けることが必要です。このため、これまで行ってきた都市公園の維持管理の延長ではなく、総合的なまちづくりの一環として、個々の都市公園等の特性に応じたマネジメントを実施するなど、都市全体の中で都市公園等ストックを活用することが重要です。

また、都市公園は、多面的な機能を有する空間であり、個々の都市公園毎の個性に応じたポテンシャルを最大限発揮するため、民間活力の導入ポテンシャルが高い主要な都市公園は、様々な施設の導入やイベントの誘致等を積極的に行ってその収益を管理運営に還元する、地域コミュニティ形成拠点としてのポテンシャルが高い身近な都市公園等は、市民参画・協働による主体的な管理運営に委ねる、多様な動植物の生息・生育空間としてのポテンシャルが高い都市公園は、自然環境を保全するための適切な利用制限・管理行為を行うなど、都市公園を一層柔軟に使いこなすことが必要です。

<これまで>

- 都市公園等の整備促進
- 都市公園等の中だけでの多機能性発揮
- 硬直的な利用

<これから>

- 都市公園等の管理・活用
- 都市全体での多機能性発揮
- 地域の合意に基づく弾力的な利用

②都市公園等経営の持続可能性確保

都市公園等ストックの老朽化が急速に進行する中、これらを効果的かつ効率的に管理する必要があります。また、安全・安心・快適な都市公園等環境を保つだけでなく、これらの機能を発揮することによって得られる効果を高める取組が重要です。今後、財政・人員制約が深刻化する中では、都市公園等の計画的な整備、社会状況や地域ニーズ等に応じた都市公園等の配置・規模・機能の再編、公園施設の効果的かつ効率的な管理、健全な都市公園等経営に必要な十分な財源の確保等を進め、都市公園等経営の持続可能性を確保することが必要です。

<これまで>

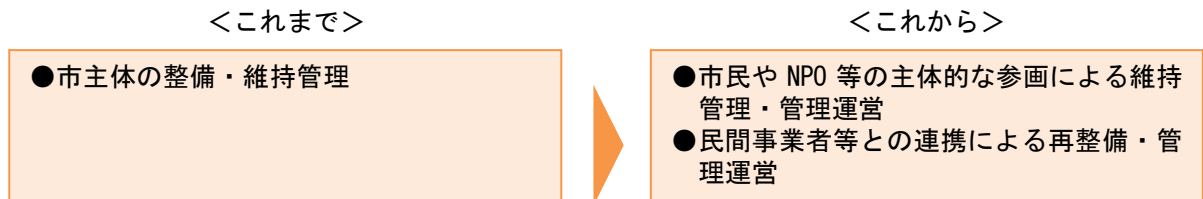
- 都市公園法の配置標準に基づく配置
- 画一的な公園施設の設置・更新
- 充実した経営体制

<これから>

- 吹田市の実情に応じた配置
- 機能効果的な公園施設の設置・更新
- 一層効率的かつ機動的な経営体制

③多様なパートナーとの連携強化

これまで吹田市では、都市公園等の整備・管理運営は主に市が行ってきました。一方、全国の自治体に目を向けると、指定管理者制度やPFI制度を活用した、民間事業者等との連携による整備・管理運営も進められています。今後、一層効率的な行財政運営と、新たな都市の課題への対応が必要とされる中では、民間活力と市民力を最大限発揮し、幅広い関係者の総力を結集して、都市公園等の再整備・管理運営を行うことで、効果的かつ効率的に都市魅力を向上させていくことが必要です。このため、都市公園等の整備といった行政が自ら行うべきことを引き続き着実に推進するとともに、都市公園等の再整備・管理運営のパートナーを民間事業者、地域、ボランティア団体等に積極的に求めていきます。



第4章 新たな時代に向けた都市公園等の整備・管理に関する基本方針

吹田市における都市公園等の意義を踏まえた、新たな時代に向けた都市公園等政策は、「1 主要な都市公園の活性化による都市魅力の向上」、「2 都市公園等の配置・規模・機能の再編と適正管理の推進」、「3 多様な主体とのパートナーシップに基づく都市公園等行政の推進」で構成する3つの基本方針に基づき展開します。

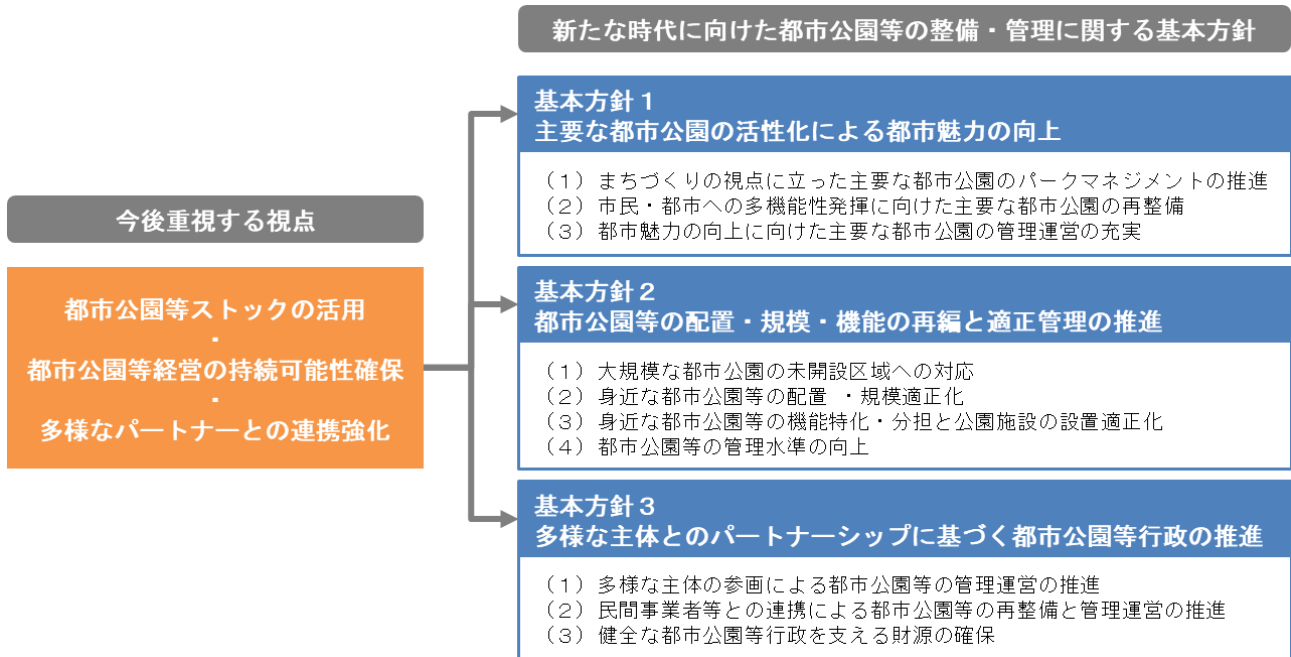


図 4.0.1 基本方針の体系

1 主要な都市公園の活性化による都市魅力の向上

市が管理する主要な都市公園を対象に、まちづくりの視点に立ったパークマネジメントを推進します。主要な都市公園が持つ多機能性を市民と都市へ最大限発揮するため、公園毎のポテンシャルに応じた目指すべき姿に沿って、再整備を行います。この上で、公共・民間施設と連携した運営管理や、公園の特性に応じた多様な主体による管理運営への参画など、民間活力をこれまで以上に取り入れた管理運営を推進します。

これらの取組を通じた活性化により主要な都市公園の価値を向上させることで、都市魅力の向上を図ります。

(1)まちづくりの視点に立った主要な都市公園のパークマネジメントの推進

対応する視点： **都市公園等ストックの活用** ・ 都市公園等経営の持続可能性確保 ・ **多様なパートナーとの連携強化**

吹田市では、パークマネジメントの定義を「都市公園毎に設定する目標像の実現に向け、多様な主体とこれを共有した上で、連携・協働による再整備・管理運営を行うことで、計画的に公園価値の最大化を図る取組」とします。

今後のパークマネジメントの実施にあたっては、都市公園の中だけの視点から、健康・医療・福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、地域のにぎわい創出など、まちづくり全体の視点へと変革し、単にみどり豊かな空間としてだけでなく、都市が抱える課題に対応する都市基盤として都市公園を活用することで、都市公園の価値向上を通じた都市魅力の向上を積極的に図ります。

パークマネジメントを推進する都市公園では、市による公共施設の改築・更新や防災施設の設置とともに、官民連携による便益施設の設置等の再整備を行った上で、公共・民間施設と連携した行働事やプログラム提供等の運営管理を計画的に行うことで、活性化を図ります。

①パークマネジメントの推進対象とする都市公園

パークマネジメントの推進対象とする都市公園は、8箇所の主要な都市公園（千里南公園、千里北公園、紫金山公園、中の島公園、片山公園、桃山公園、江坂公園、健都レールサイド公園）とします。この理由としては、都市公園の価値向上を通じた都市魅力の向上を効果的かつ効率的に図るため、面積規模が大きく都市全体への多機能性の発揮ポテンシャルが高いこと、令和元年（2019年）9月に実施した「吹田市の都市公園等の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査」において、民間事業者等の参入意欲を確認できたこと、健都レールサイド公園については、「北大阪健康医療都市（愛称：健都）」における「健康・医療のまちづくり」の中で、「健康への気づき、楽しみ、学び」というコンセプトのもと整備され、指定管理者制度を活用したパークマネジメントに先駆的に取り組む予定となっていること等です。

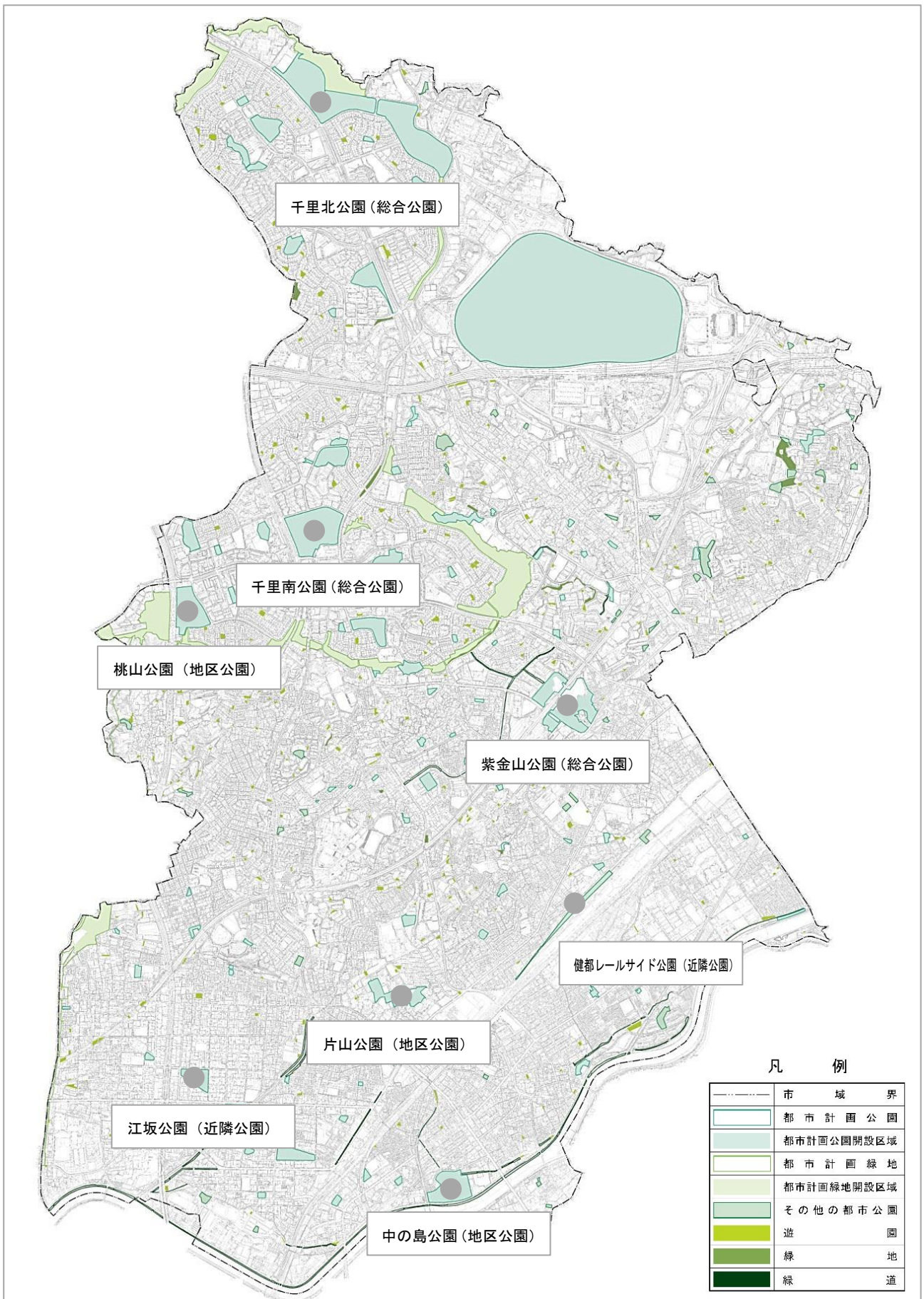


図 4.1.1 主要な都市公園の位置

千里南公園			
種別	総合公園	面積	10.5ha
開設年	昭和38年	所在地	津雲台1丁目3番
主要施設	飲食店、池、広場、健康器具系施設、駐車場		
概要	吹田市で最も人気のある公園のひとつ。幼稚園の遠足や園外保育等で吹田市外からも利用される。石碑の拓本採集が出来る公園として、全国から愛好家が集まる公園でもある。釣りができる牛ヶ首池や遊具広場、のびのび遊べる円形広場や春の梅や桜、どんぐり拾いなど魅力がいっぱい。		
			
千里北公園			
種別	総合公園	面積	30.1ha
開設年	昭和40年	所在地	藤白台5丁目1番
主要施設	北千里市民体育館、北千里市民プール、池、広場、駐車場		
概要	市内にある公園の中では万博公園の次に大きい公園。広々とした原っぱがあって、風と空を感じられる公園。		
			
紫金山公園			
種別	総合公園	面積	8.4ha
開設年	昭和48年	所在地	岸部北4丁目及び五月が丘東
主要施設	博物館、広場、遊戯施設、駐車場		
概要	国史跡「吉志部瓦窯跡」ほか、歴史的な資産が存在。かつて満開のツツジが山を赤紫色に染めた様子が名前の由来とされる「紫金山」を後世に残そうと、市民による里山保全活動が行われている。歴史、自然をテーマとした整備計画「風土記の丘・紫金山公園基本計画」を市民参画により策定。		
			
中の島公園			
種別	地区公園	面積	6.4ha
開設年	昭和31年	所在地	中の島町6番
主要施設	中の島スポーツグラウンド（野球場、テニスコート、多目的グラウンド）、広場、遊戯施設、健康器具系施設、駐車場		
概要	ナイター設備のあるグラウンドやテニスコートがあり、園内でのジョギングなどスポーツが盛ん。神崎川の河川敷に隣接しているので、川を渡る風と開放的な空間もこの公園の魅力。		
			

図 4.1.2 主要な都市公園の概要（1/2）

片山公園			
種別	地区公園	面積	4.0ha
開設年	昭和47年	所在地	出口町31番
主要施設	中央図書館、片山市民プール、広場、遊戯施設、駐車場		
概要	子供達に「タコ公園」でおなじみのピンクのタコ型滑り台が大人気。地下水を利用したせせらぎやジャブジャブ池、桜や平和のパラ園など、見所もいっぱい。片山市民体育館と隣接し、公園内には中央図書館と片山市民プールといった公共施設が集まる、健康と文化の拠点。		
片山公園			
種別	地区公園	面積	6.0ha
開設年	昭和46年	所在地	桃山台2丁目10番
主要施設	竹林、池、健康器具系施設		
概要	子供達が遊ぶ遊具はありませんが、静かで落ち着いた大人の公園。新御堂筋が公園の西側に隣接しているが、池の周りの遊歩道を歩いても、その存在を感じさせない。木々は大きく生長し、竹林はボランティアによって維持管理されるなど、千里ニュータウンの今を映す。		
江坂公園			
種別	近隣公園	面積	2.3ha
開設年	昭和44年	所在地	江坂町1丁目19番
主要施設	江坂図書館、江坂花とみどりの情報センター、江坂市民サービスコーナー、江坂公園自転車駐車場、広場、遊戯施設		
概要	緑豊かで水流音を感じる都会のオアシス。周辺のオフィスで働く方の癒しのスポットであり、遊び場も充実しているので、子供達の人気も高い。江坂図書館や江坂市民サービスコーナーなど公共施設が充実し、屋上緑化、雨水利用等があり利便性と環境保全に配慮した都市型公園。		
健都レールサイド公園			
種別	近隣公園	面積	2.56ha
開設年	平成30年	所在地	片山町1丁目～岸部新町1～4番
主要施設	健都ライブラリー、みどりの広場、健康増進広場、土の広場		
概要	健康への「気づき」「楽しみ」「学び」のコンセプトのもと、3つのエリアで構成される緑豊かな公園。健康増進広場には、国立循環器病研究センターと市立吹田市民病院が協力・監修し、その医学的知見を生かした運動強度の異なる4つのウォーキングコースや27基の健康器具を設置。令和2年（2020年）11月には健康づくりを支援する拠点として図書館を多機能化した健都ライブラリーが供用開始予定。		



図 4.1.3 主要な都市公園の概要(2/2)

②主要な都市公園の目指すべき姿とパークマネジメントプランの策定

主要な都市公園の価値向上を通じた都市魅力の向上を積極的に図るためには、まちづくり全体・都市公園等全体の中で、公園毎の特性に応じたパークマネジメントを行うことが重要です。このため、パークマネジメントの実施にあたっては、個々の公園のポテンシャルを分析・評価し、実現を目指す目標像を設定した上で、公園の再整備・管理運営に関わる多様な主体とこれを共有しながら推進します。具体的には、都市が直面している課題や地域特性・ニーズに対し、関連計画等を踏まえ、公園が発揮すべき多機能性を整理した上で、公園の基本理念、目標像、ゾーン別基本方針等を示す「主要な都市公園の目指すべき姿」を策定します。策定にあたっては、学識経験者等の助言を得ながら、民間事業者へのサウンディングや市民意見募集等を行いとりまとめます。

また、主要な都市公園の目指すべき姿に沿って、維持管理、運営管理、法令管理、安全対策、市民参画・協働、経営等を計画的に行うため、今後10年間程度を見据えた具体的な管理運営計画として、「パークマネジメントプラン」を公園毎に策定します。

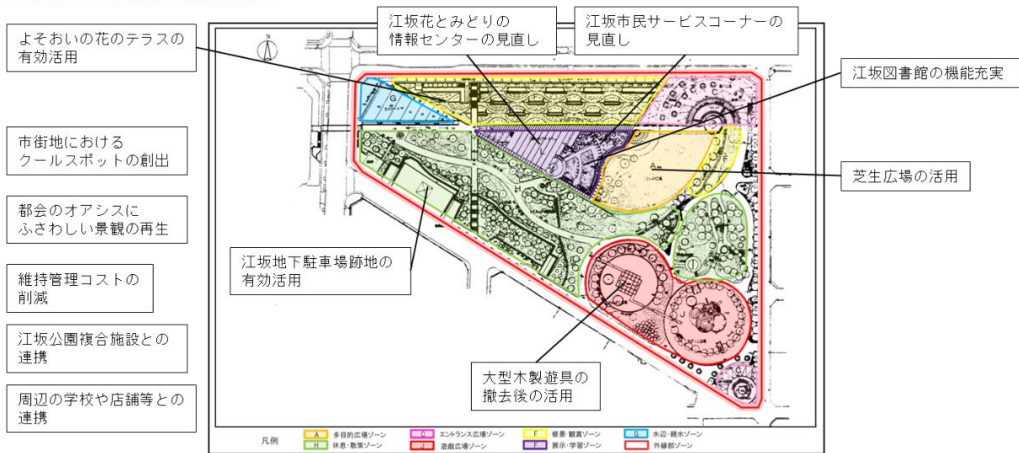
■江坂公園の目指すべき姿（イメージ） テーマ：子育て、オフィス、アートが融合する都市に暮らす人々が集う

(1) パークビジョン（運営目標）

キーワード：子育て、文化、都市魅力

- 1 緑豊かでうらおいのある都市生活を実現する公園
 - ・オフィスが立ち並ぶ緑に覆われた都会のオアシス
 - ・桜やポプラ並木をはじめ四季を感じることできるうらおいある緑に覆われた子育てのできる公園
- 2 個性と活力のある都市づくりを実現する公園
 - ・図書館などが入る複合施設があり、アートと融合する公園
- 3 美しく風格ある都市を形成する公園
 - ・吹田市を代表する景観を構成する江坂の顔となる公園
 - ・複合施設や起伏を活かし、立体的に美しい空間を生み出す街の風格を創出する公園

(2) ゾーン設定と課題整理



(3) 各ゾーンの運営方針

ゾーン名	ゾーンの概要	充実させる機能
多目的広場ゾーン	屋外ステージがある日常は子どもを中心とした多目的な利用のできる広場ゾーン	・にぎわいを創出するイベントの開催 ・ヨガやフィットネス等の体験プログラムの提供
修景・鑑賞ゾーン	季節の花が植栽されるよそおいの花のテラスがある修景・鑑賞ゾーン	・年間を通した四季折々のうらおいある花を楽しめるテラスの復元 ・ボランティア活動等の市民参画・協働の活動拠点としての活用
⋮	⋮	⋮

<参考>公園の概要

種別	近隣公園	面積	2.3ha	開設年	昭和44年
所在地	江坂町1丁目19番				
交通	地下鉄「江坂駅」徒歩3分（阪急バス「江坂駅前」徒歩2分）				
主要施設	江坂図書館、江坂花とみどりの情報センター、江坂市民サービスコーナー、江坂公園自転車駐車場、広場、遊戯施設				



※このイメージのとおり策定する訳ではありません。

図 4.1.4 主要な都市公園の目指すべき姿（イメージ）

表 4.1.1 パークマネジメントプランの記載内容（イメージ）

項目	記載内容
管理運営方針・管理運営目標	公園のめざすべき姿に示される基本理念、目標像、ゾーン別基本方針等の趣旨を正しく理解して、より具体的な管理運営方針を設定。管理運営方針に則り、管理運営目標（重点項目）をアクションプランの形で表明。
植物管理	芝生管理 芝生地を図面化してランク分けした上で、各ランクの管理の考え方を明記した管理水準表を作成。管理水準表は、芝刈、施肥、エアレーション、目土掛け、補植など、工種別の回数と施工の考え方を記載。特に高水準を確保したい区域は、成果目標を明記。 【添付】年間標準作業工程表
	低木管理 樹種又はエリア毎の目標とする生育状況、修景効果、刈込・施肥・除草・病虫害防除等の考え方、管理水準（施工内容・回数）を明記。特に公園の見所として確保したい植栽は、植栽地単位で成果目標を明記。 【添付】年間標準作業工程表
	高木管理 樹種又はエリア毎の剪定・施肥・除草・病虫害防除等の考え方、管理水準（施工内容・回数）を明記。特に公園の見所として確保したい植栽は、植栽地単位で成果目標を明記。 【添付】年間標準作業工程表
	草花管理 花壇・フラワーポット・ハンギングバスケット等の花壇管理、花畑管理、野草管理について、花修景の方針・内容と管理水準（施工内容・回数）を明記。 【添付】年間標準作業工程表
	林地管理 既存林等の樹林地の管理について、維持したい状態を区域毎に明確にして、林相管理図等として図示。状態を維持するために必要な間伐や下草刈り等の管理の考え方と管理水準を区域毎に明記。 【添付】中期（5～10年程度）林地管理作業計画図
	特殊管理 バラ園、ハーブ園など、特殊な管理区域は、それぞれ個別の管理運営計画を作成。
自然資源管理	公園内の希少種等の動植物の生息・生育地を図面化し、それぞれの保全のための配慮事項や管理のあり方等を記載。
施設管理	施設毎の点検の考え方・項目、法規上必要な点検等と自主点検の内容、点検マニュアルの遵守姿勢、長寿命化の視点を含む修繕や施設清掃等の考え方、管理水準を記載。
園地清掃	園地清掃等の考え方と管理水準を明記。 【添付】年間作業員配置表
利用者サービス	受付案内時の接客マナー、園地情報の提供のあり方、迷子・拾得物への対応等の考え方や規則等を記載。
安全管理・災害対策	巡視マニュアル、緊急時対応マニュアル、災害対策マニュアル等の遵守姿勢を明記。また、事故、災害、訓練等に関する記録の整理を記載。
広報宣伝	マスコミへの情報提供の考え方、具体的行動計画、印刷物やHP等による広報の考え方、ダイレクトメールや有料広告に対する考え方を記載。 【添付】マスコミ等の情報提供先一覧表と年間情報提供スケジュール表（随時差し替え）
行催事	公園の管理運営方針に基づき行催事に対する基本姿勢を設定。基本姿勢、実施体制、予算等の諸条件に照らした実施の枠組み（内容・手法・回数）を記載。 【添付】年間主要イベント一覧表（随時差し替え）
プログラム提供	公園に相応しいプログラム提供を行うことを明記した上で、ガイドシステム、環境教育プログラム、文化伝承プログラム等の具体的なプログラム提供計画（実施者、提供の仕組み、実施頻度、予算措置等）を記載。 【添付】全プログラムの年間活動計画表
市民参画・協働の推進	市民の様々な活動の可能性を掘り起こして活性化させる姿勢・仕組みづくり、行催事やプログラム提供をはじめとする管理運営全体に市民参画・協働を積極的に導入すること、ボランティア活動等の参加延べ人数、ボランティアの満足度等の成果目標を記載。また、公園管理者による市民参画・協働活動のコーディネート的重要性を明記。 【添付】ボランティア・市民参加活動の年間活動計画表
地域との連携	周辺自治体との連携事業、地域団体・地域特産品の活用等のアクションプランと地域満足度等の成果目標を記載。
マーケティング調査	各種満足度調査、公園新規プランに対する意識調査等を管理運営上の必須項目として、調査計画（調査内容、時期、対象等）と活用のあり方を明記。
環境への配慮	植物性廃棄物の再利用やグリーン購入など、環境配慮行動のアクションプランと数値目標を記載。
経営計画	経営感覚を持って管理運営の経費縮減や収入拡大等を行うことを記載。収益事業を大きく展開する公園では、施設別又は営業項目別に計画を作成。
業務推進計画	PDCA サイクルの実施（特に評価の具体的な実施内容）、業務推進のプロセス、組織体制、職員の能力向上等について記述。

(2)市民・都市への多機能性発揮に向けた主要な都市公園の再整備

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

公園毎のポテンシャルに応じた市民と都市への多機能性発揮を一層促進するため、基本的に建築物によって建ぺいされない緑豊かな公共空間である都市公園の根幹は維持しつつ、主要な都市公園の目指すべき姿に沿った再整備を行います。

再整備の検討にあたっては、地域の特性や周辺環境等を考慮した個性あるデザインや施設の導入、子育て支援・福祉・農業等の多様な分野とのハード・ソフト両面の連携強化、公園を核とした地域コミュニティの強化による周辺地域の環境改善や不動産価値の向上と、価値上昇分の公園価値への還元の良い循環の形成、民間事業者等による公園の魅力向上に寄与する施設の設置促進、公園内の施設の収益向上と管理の質の向上への収益の充当等の観点を重視します。

これらの観点に基づく再整備の内容は、学識経験者等の助言を得ながら、主要な都市公園の目指すべき姿を作成した上で、関係部署との調整、民間事業者等へのサウンディング、街頭インタビューや利用者アンケートによるニーズ調査、ビッグデータを活用した回遊性分析、市民意見募集等を行いとりまとめます。

①行政の責任の下で実施する再整備

主要な都市公園におけるパークマネジメントの推進にあたり、今後作成する主要な都市公園の目指すべき姿に沿って、図書館や体育館といった公共施設の改築・更新、防災施設の設置、バリアフリー化など、行政の責任の下で必要な再整備を行います。

運動施設		
サッカー場	テニスコート	体育館
 <p>人工芝サッカー場（服部緑地） （出典：服部緑地 HP）</p>	 <p>中の島スポーツグラウンド</p>	 <p>北千里市民体育館</p>
教養施設		
図書館	博物館	その他 防災機能を付加した施設
 <p>健都ライブラリー</p>	 <p>吹田市立博物館</p>	 <p>災害用トイレ、ソーラー照明、収納ベンチ</p>

図 4.1.5 行政の責任の下で再整備する施設の例

②収益を生み出す便益施設等の設置とこれに付帯する公園施設の再整備

平成29年（2017年）の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI制度）等を活用し、例えばカフェ、レストラン、コンビニエンスストア、フラワーショップ、簡易宿泊施設、有料遊戯施設といった民間事業者が運営する便益施設等の設置を誘導します。合わせて、これに付帯する園路・広場や駐車場等を再整備することで、主要な都市公園の利便性・機能を向上します。ただし、民間事業者が運営する便益施設等の誘致にあたっては、都市公園に求められるランドスケープに配慮すること、これらを利用せずとも通常の公園利用が可能であること、利用者に過度な金銭的負担を強いる施設ではないこと等に留意します。

遊戯施設	運動施設	
様々な遊戯施設	フットサルコート	ドッグラン
		
子どもの遊び場（天王寺公園）	フットサルコート（天王寺公園）	ドッグラン（天王寺公園）
便益施設		
飲食店	宿泊施設	
		
カフェ（天王寺公園）	レストラン（天王寺公園）	ゲストハウス（天王寺公園）
売店		
		
コンビニエンスストア（大阪城公園）	フラワー&雑貨店（天王寺公園）	産地直売所（天王寺公園）

図 4.1.6 収益を生み出す便益施設等の例

(3)都市魅力の向上に向けた主要な都市公園の管理運営の充実

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

主要な都市公園の活性化による価値向上を通じて、都市魅力を一層高めるため、市民と都市への多機能性発揮に向けて公園を再整備するとともに、民間活力をこれまで以上に取り入れ、公園の特性に応じた多様な主体による管理運営を充実します。市民や民間事業者等が公園のマネジメント主体として参画することで、より一層地域のニーズに応じた公園の多機能性を発揮するため、地域住民による主体的な管理運営や、施設等の収益をもとにした民間事業者等による公園の管理運営等に取り組みます。

①維持管理

市民や事業者等の主体的な参画のもと、きめ細かい高質な維持管理を行います。植物管理では、植栽の種類やエリアに応じた管理内容・水準を定めて取り組みます。自然資源管理では、公園内の希少種等の動植物の生息・生育地を保全するための配慮事項や管理のあり方を定めて取り組みます。施設管理では、法定点検・自主点検や長寿命化の視点を含む修繕等に取り組みます。園地清掃では、管理水準を定めて取り組みます。

②運営管理

運営管理においても市民や事業者等の主体的な参画を得ることで、公園利用の支援を充実します。公園利用者や周辺住民等の利害対立の防止や、安全確保等にも努めながら、積極的な利用促進を図ります。

利用者サービスでは、受付案内時の接客マナー向上、分かりやすい園地情報の提供、親切・丁寧な迷子・拾得物への対応に努めます。広報宣伝では、印刷物、HP、マスコミ等の媒体を活用し、分かりやすいだけでなく、洗練されたデザインによる情報提供を行います。行催事では、地域、周辺の事業所、公園内の公共施設や収益施設の管理者等とも連携した様々なイベントを開催するとともに、利用者が主体的に開催する手作りマルシェなど、利用者による主体的なイベントの開催を支援します。プログラム提供では、日常的に楽しめるガイドシステム、環境教育プログラム、文化伝承プログラム等の様々な参加体験型プログラムの提供を促進します。

公園管理者が主催する行催事		利用者が主催する行催事
緑化啓発イベント	防災イベント	物販イベント
 <p>花と緑のフェア (千里南公園)</p>	 <p>BOUSAI PICNIC (別所沼公園) (出典: さいたま市 HP)</p>	 <p>たじマルシェ (千里南公園)</p>
利用者が主催する行催事		
飲食イベント	子育て支援イベント	祭
 <p>カフェ (東遊園地) (出典: 神戸市 HP)</p>	 <p>asobi 基地 (東遊園地) (出典: 神戸市 HP)</p>	 <p>吹田まつり (千里南公園)</p>

図 4.1.7 行催事の例

ガイドシステム	プレーパークプログラム	健康づくりプログラム
 <p>大通パークガイド (大通公園) (出典: 大通公園 HP)</p>	 <p>プレーカー「おもしろカー」 (出典: 特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会 HP)</p>	 <p>ガーデンヨガ (服部緑地) (出典: 服部緑地 HP)</p>
自然とのふれあいプログラム	環境教育プログラム	文化伝承プログラム
 <p>ノルディックウォーキング (万博記念公園) (出典: 独立行政法人環境再生保全機構 HP)</p>	 <p>すいた樹木ガイド (千里南公園)</p>	 <p>瓦づくり体験 (イメージ) (紫金山公園)</p>

図 4.1.8 プログラム提供の例

③法令管理

これまで通り主要な都市公園を都市公園法等の法令に則り適切に管理するため、都市公園台帳の整備等の財産管理を確実に行います。また、公園の魅力向上に向けて、公園協議会等を通じた地域の合意に基づく弾力的な利用が図られるよう制限行為許可を柔軟に判断するなど、公園の特性に応じた法令管理を行います。

④安全対策

点検、修繕、衛生管理といった維持管理に加え、公園利用に伴う安全対策、防犯対策、災害発生時の安全対策等を確実に講じるため、災害対策巡視マニュアル、緊急時対応マニュアル、災害対策マニュアル等の各種マニュアルを整備し、これを遵守します。

⑤市民参画・協働

ボランティア活動、行催事、プログラム提供等の市民活動のコーディネートに取り組み、市民参画・協働を推進します。また、地域や周辺事業所との連携を促進します。

⑥経営

管理運営の質を向上するため、経営の視点に立った取組を推進します。マーケティング調査では、各種満足度調査や公園新規プランに対する意識調査を行い、調査結果を管理運営の質の向上に活用します。環境への配慮では、植物性廃棄物の再利用、グリーン購入、ISO14000 シリーズの取得等の環境配慮行動に努めます。経営計画では、経営感覚を持って管理運営の経費縮減や収入拡大等を行います。業務推進計画では、PDCA サイクルの実施、業務推進のプロセス、組織体制、職員の能力向上等を計画的に定めます。

2 都市公園等の配置・規模・機能の再編と適正管理の推進

都市計画公園の未開設区域整備と都市計画見直しを進め、大規模な都市公園の未開設区域への対応を図ります。あわせて、身近な都市公園等の整備を未整備地域において引き続き進めるとともに、都市公園等ストックを効果的・効率的にマネジメントし、都市公園等の配置・規模を再編します。再編にあたっては、都市が抱える課題への貢献や総合的なまちづくり戦略の視点を重視します。

また、地域のニーズ、社会条件、都市公園等の整備状況等に応じ、身近な都市公園等の一層のストック効果の発揮に向けた機能再編を推進します。再編後の機能に応じた整備内容の見直しにより、公園施設の設置適正化を図ります。

さらに、安全・安心・快適・高質な都市公園等の環境整備を促進するとともに、平成29年（2017年）の都市公園法改正で盛り込まれた管理基準等に基づく公園施設の予防保全型管理を推進し、都市公園等の継続的な質の向上を図ります。

(1) 大規模な都市公園の未開設区域への対応

対応する視点： **都市公園等ストックの活用** ・ **都市公園等経営の持続可能性確保** ・ 多様なパートナーとの連携強化

平成30年度（2018年度）末現在、吹田市が事業主体となる都市計画公園・都市計画緑地のうち、未開設区域のあるものは、紫金山公園（総合公園）と片山公園（地区公園）のみとなっています。今後、これらの未開設区域整備と都市計画見直しに取り組み、大規模な都市公園の未開設区域への対応を図ります。

① 紫金山公園の未開設区域整備

平成30年度（2018年度）末現在、紫金山公園（総合公園）は、11.4haの都市計画決定区域のうち、8.4haの供用を開始しており、3.0haの未開設区域が残されています。未開設区域の土地は、農業用水に利用されている釈迦が池であるため、長期にわたり未整備となっています。紫金山公園の整備計画において、当該未開設区域は池として保全・整備することとしていることから、現状の形態で一定の機能を確保できている状況にあります。今後、下流の農業用水利用が停止し、水利権が消滅する場合は、地権者と協議しながら整備を検討します。

② 片山公園の未開設区域整備と都市計画見直し

平成30年度（2018年度）末現在、片山公園（地区公園）は、4.3haの都市計画決定区域のうち、4.0haの供用を開始しており、0.3haの未開設区域が残されています。未開設区域の土地には、取得済みの用地と未取得の用地があります。このうち、取得済みの用地については、速やかに整備を進めます。未取得の用地については、既に戸建住宅3戸が立地しており、用地を確保することが容易ではないため、今後も長期にわたり未整備のまま残されることが見込まれます。このため、当該区域については、平成16年（2004年）に片山公園の隣接地で開発事業が行われた際、当該未取得用地以上の規模の公園が整備・帰属されたことを踏まえ、「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（平成25年（2013年）6月、大阪府都市計画協会）」を参考に整備方針を再検討し、必要に応じて都市計画を見直します。

(2)身近な都市公園等の配置・規模適正化

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

吹田市には、大規模な都市公園が、市全域に配置されています。また、大規模な都市公園を今後新規に整備することは、市全域の市街化がほぼ完了している吹田市においては、困難な状況です。一方、市域の一部では、都市公園等の未整備地域が残されており、身近な都市公園等の整備は引き続き必要です。

このため、未整備地域への身近な都市公園の新規整備を計画的に進めるとともに、都市公園に準じてこれを補完する遊園の新規整備や統廃合に取り組み、市全域における身近な都市公園等の配置・規模の最適化を図ります。最適化を通して、地域住民が徒歩10分以内に身近な公園（街区公園・遊園）に到達できるようにすることで、市民の日常的な公園利用の機会を確保します。

(参考)

アメリカのニューヨーク市では、健康や豊かな暮らしの観点から身近な公園の充実に再び着目し、2030年までに全ての住民が徒歩10分（距離0.5マイル＝約805m）以内に0.25エーカー（約1,000㎡）の公園又はプレイグラウンドに到達できるようにすることを目標とする公園整備が進められている。

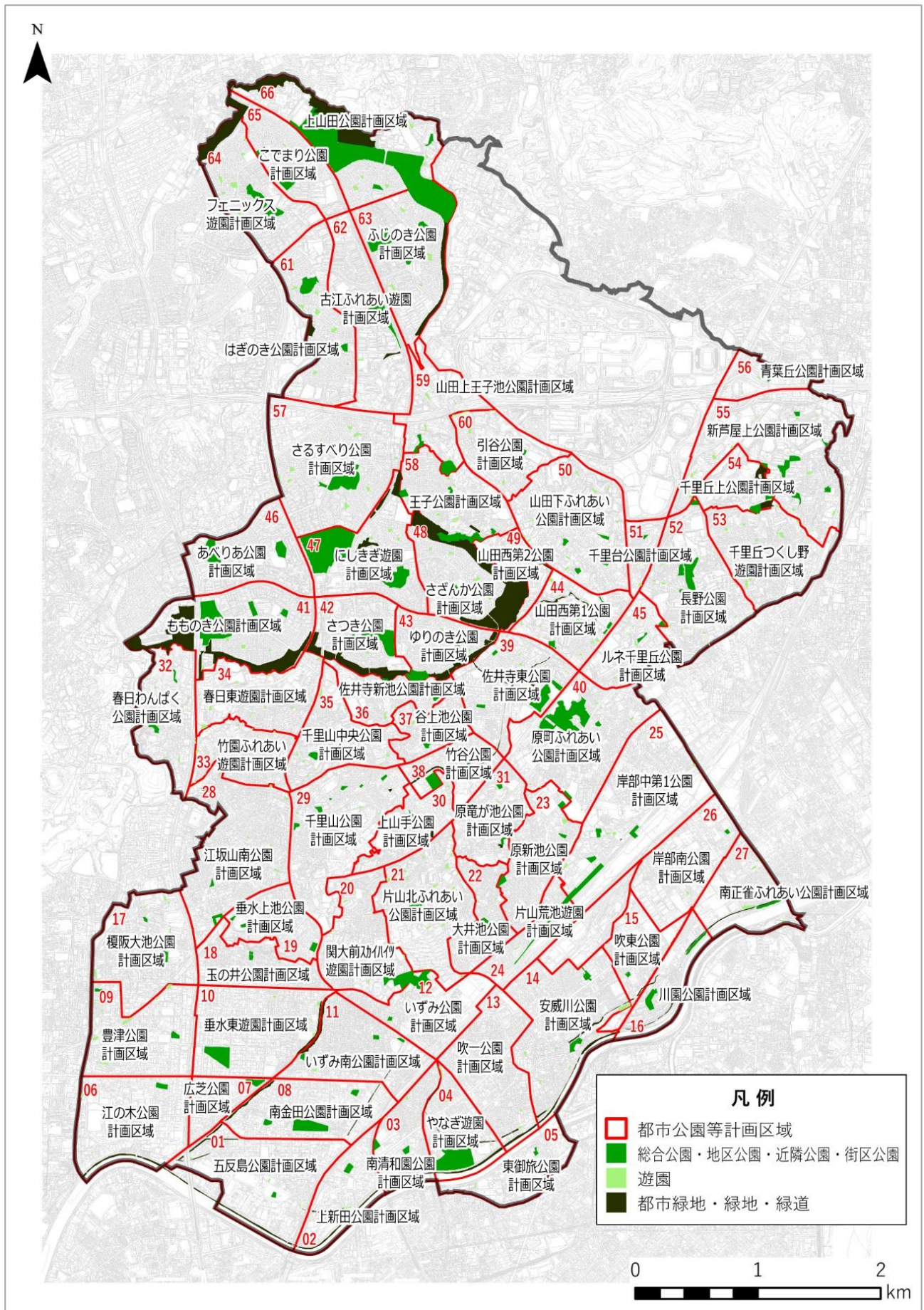
①都市公園等計画区域の設定

身近な都市公園等の配置・規模の最適化にあたっては、配置・規模・機能を計画する区域単位として、「都市公園等計画区域」を設定します。都市公園等計画区域の範囲は、計画対象施設が身近な都市公園等であることから、徒歩10分圏内を目安に概ね700m四方とします。区域は、小学校通学区域を基礎に、中学校通学区域、地区連合自治会区域、地形・地物を考慮して線引きします。

なお、計画対象施設は、街区公園と街区公園に準じる補完施設である遊園とします。ただし、特定の設置目的を持って整備されたものを除きます。



図 4.2.1 都市公園等計画区域の設定イメージ



※区域名称は、区域内に配置されている街区公園・遊園の中から最も規模の大きいものを採用

図 4.2.2 都市公園等計画区域図

②都市公園等計画区域における身近な都市公園等の配置・規模の標準

都市公園等計画区域において、身近な都市公園等の最適な配置・規模を示す「都市公園等配置・規模標準」を設定します。

各都市公園等計画区域における身近な都市公園等の配置・規模の標準は、①都市公園1箇所以上、②一般市街地における都市公園と遊園の250m誘致圏カバー率80%以上を満たすよう配置することとします。ただし、都市公園と遊園は、特定の設置目的を持って整備されたものを除きます。

なお、都市公園等配置・規模標準を満たし、近接する都市公園等が配置されている場合は、これらの統廃合を検討します。

【計画区域単位】都市公園等計画区域
 【計画対象施設】都市公園と遊園（特定の設置目的を持って整備されたものを除く）
 【配置・規模標準】①都市公園1箇所以上、②一般市街地における都市公園と遊園の250m誘致圏カバー率80%以上
 ※配置・規模標準を満たし、近接する都市公園等が配置されている場合は、これらの統廃合を検討

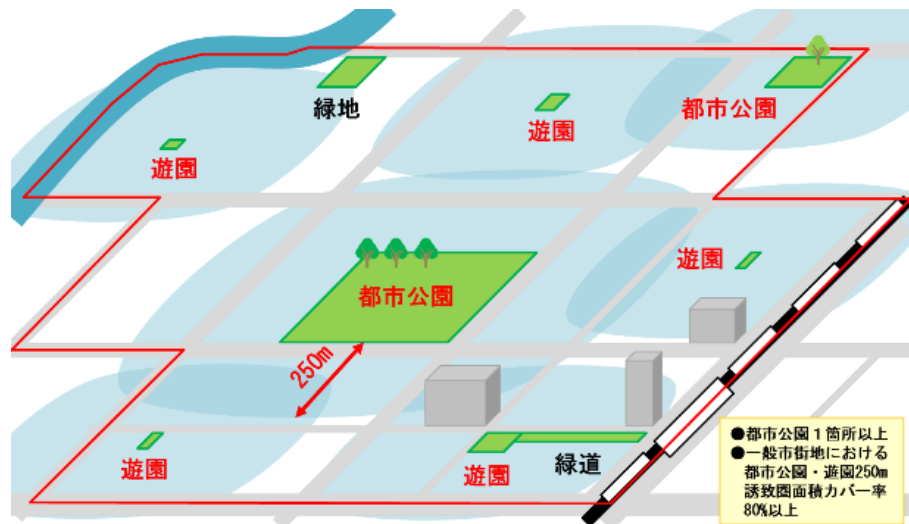


図 4. 2. 3 都市公園等配置・規模標準

③都市公園等計画区域における身近な都市公園等の配置検討フロー

都市公園等計画区域において、身近な都市公園等の配置・規模を最適化するための検討は、次のフローに従って適宜行います。

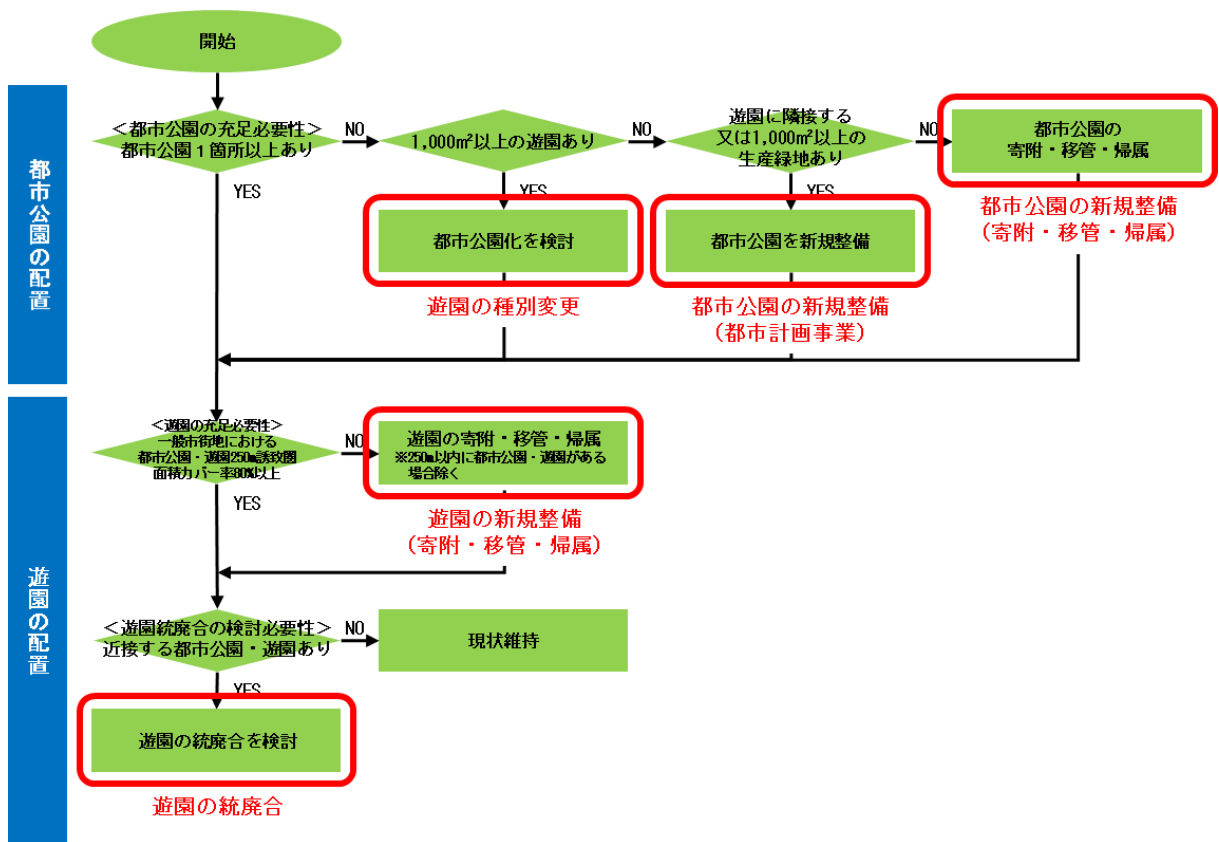


図 4.2.4 都市公園・遊園の配置検討フロー

a) 遊園の種別変更による都市公園の配置

都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園が1箇所以上ない場合であって、1,000㎡以上の遊園があるときは、種別変更により当該遊園を都市公園に位置づけ、整備内容を基幹公園型に見直すことで、機能の充実を図ります。

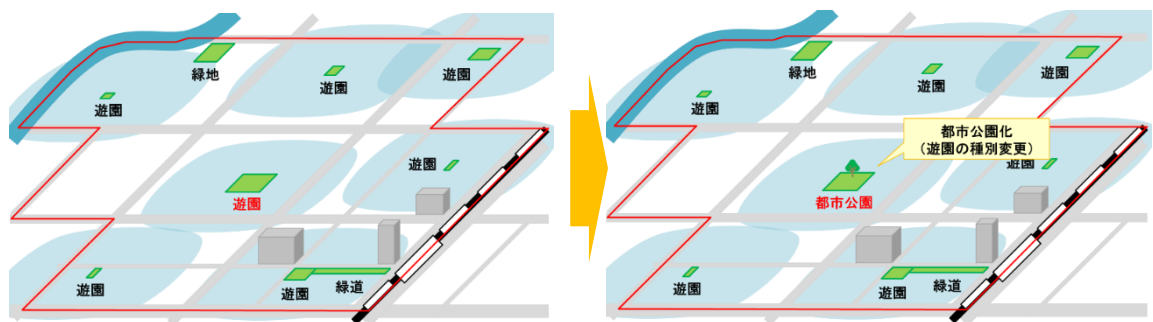


図 4.2.5 都市公園化 (遊園の種別変更)

b) 都市計画事業による都市公園の新規整備

都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園が1箇所以上ない場合であって、1,000㎡以上の遊園がなく、隣接する遊園と合計して又は単独で1,000㎡以上の生産緑地があるときは、都市計画事業による都市公園の新規整備を行います。

都市計画事業の実施に先立ち、都市公園等の配置状況を踏まえ、都市公園等計画区域内にある生産緑地の中から、規模、地形、用地取得費、接道状況等を考慮して最も機能効果的なものを選定・区域設定し、都市計画決定します。

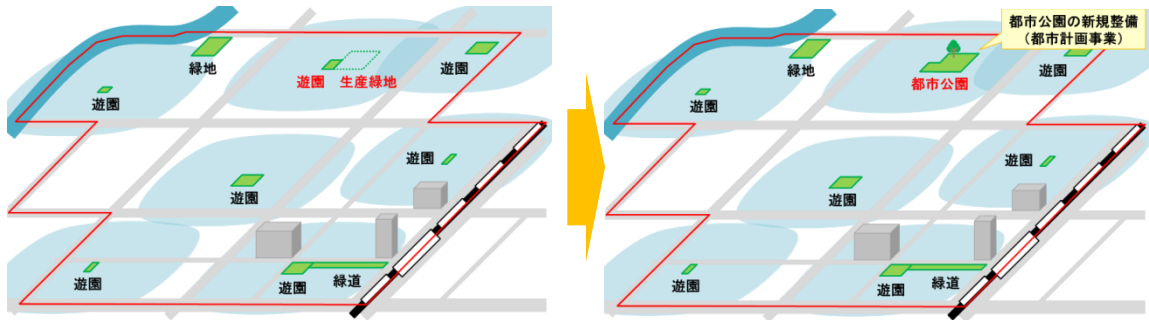


図 4.2.6 都市公園を新規整備 (都市公園の新規整備 (都市計画事業))
(隣接する遊園とあわせて1,000㎡以上の生産緑地)

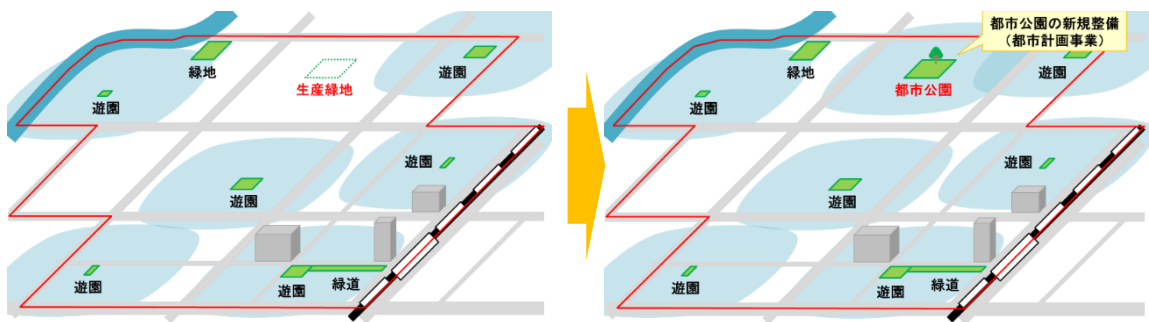


図 4.2.7 都市公園を新規整備 (都市公園の新規整備 (都市計画事業))
(単独で1,000㎡以上の生産緑地)

c) 寄附・移管・帰属による都市公園の新規配置

都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園が1箇所以上ない場合であって、1,000㎡以上の遊園がなく、隣接する遊園と合計して又は単独で1,000㎡以上の生産緑地がないときは、都市計画事業による都市公園の新規整備が困難であるため、開発事業者等が整備する公園の寄附・移管・帰属を受けることで、都市公園を新規に配置します。

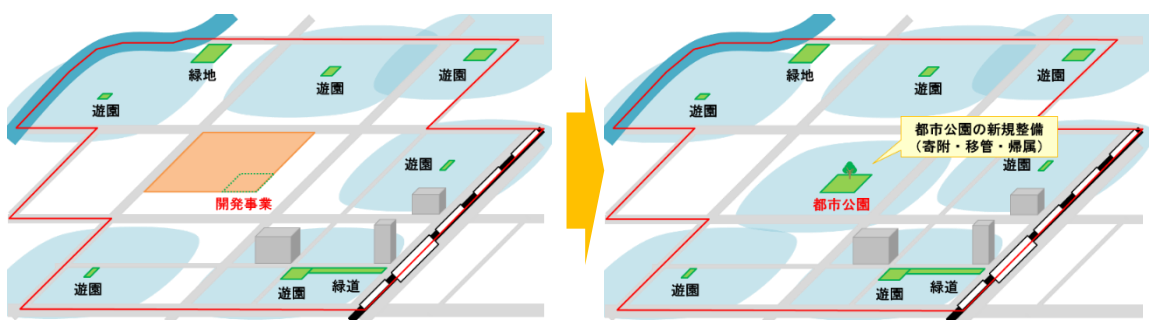


図 4.2.8 都市公園の寄附・移管・帰属 (都市公園の新規整備 (寄附・移管・帰属))

d) 寄附・移管・帰属による遊園の新規配置

都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園が配置されているか否かを問わず、一般市街地における都市公園と遊園の250m誘致圏面積カバー率が80%未満であるときは、開発事業者等が整備する公園の寄附・移管・帰属を受けることで、遊園（面積が概ね0.1ha以上の場合は、都市公園）を新規に配置します。

なお、遊園は、都市公園に準じて、これを補完する施設であるため、当面の間、「第4章. 2. (1) 大規模な都市公園の計画的な配置」と「第4章. 2. (2). ③. b) 都市計画事業による都市公園の新規整備」を優先することとし、市による整備は、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の都市計画事業による場合を除き、原則として行いません。

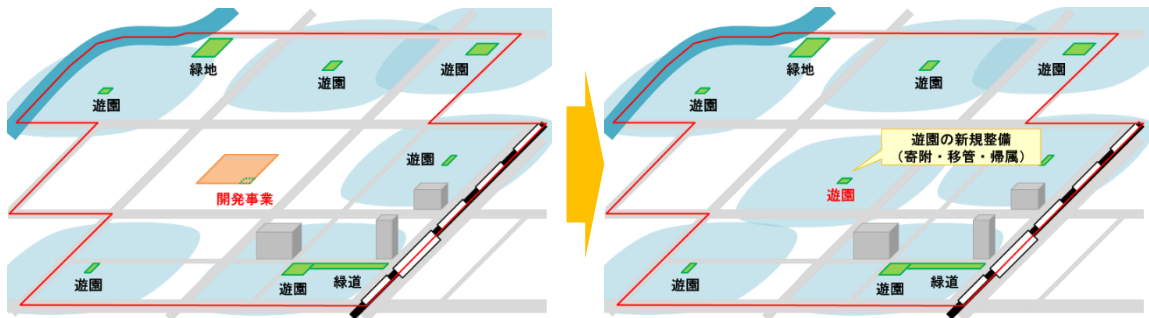


図 4.2.9 遊園の寄附・移管・帰属（遊園の新規整備（寄附・移管・帰属））

e) 遊園の統廃合

都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園が1箇所以上ある場合であって、一般市街地における都市公園と遊園の250m誘致圏面積カバー率が80%以上であり、相互に近接する都市公園又は遊園があるときは、遊園の統廃合を検討します。

統廃合の必要性は、遊園の位置関係のみから判断するのではなく、都市が抱える課題への貢献や総合的なまちづくりの視点を重視して判断することとし、具体的な判断基準は、次のような場合とします。

なお、必要が生じた場合は、都市公園等計画区域における身近な都市公園等の配置・規模の状況に関わらず、遊園の配置・区域の変更についても検討します。

- 都市計画事業にあわせて廃止する場合
- 周辺に都市公園が新規に整備される場合
- 借地（有償・無償）している遊園である場合
- 道路敷や下水道敷等の公共施設用地を占有している遊園である場合
- 隣接又は近接する都市公園又は遊園がある場合（名称変更を含む）
- 隣接する公共施設に統廃合することで、一体的なみどりの空間が創出される場合

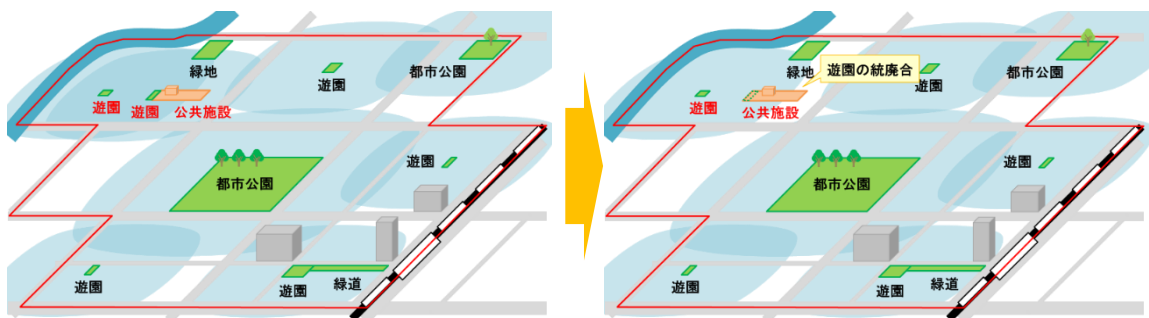


図 4.2.10 遊園の統廃合を検討（遊園の統廃合）

④開発事業者が整備する公園、緑地又は広場の取扱い

身近な都市公園等の配置・規模の標準を満たしている都市公園等計画区域内において、都市計画法の開発許可制度に基づき、開発事業者が公園、緑地又は広場を整備しようとする場合の取扱いは、予定建築物の建築用途（戸建住宅、共同住宅、店舗、工場等）を問わず、緑地を整備するよう協議します。この場合、市は緑地の寄附・移管・帰属を受けず、管理基準を定めた上で、開発事業者の自主管理とするよう協議します。これにより、身近な都市公園等の配置・規模適正化を図るとともに、「第2次みどりの基本計画（改訂版）」において設定している緑被率目標 30%の達成を目指します。

ただし、次のような場合には、開発事業者は公園、緑地又は広場の中から適したものを整備し、市はこれの帰属を受けるよう協議します。

なお、このような運用に向けて、今後速やかに「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた すまいる条例）」の改正など、必要な例規の整備を行います。

- 既存の都市公園等に隣接して公園、緑地又は広場が整備される場合であって、規模の拡大や敷地の整形等による機能増進が図られるとき
- 整備される公園、緑地又は広場の面積が概ね 1 ha 以上である場合であって、誘致距離（総合公園：市全域、地区公園：1 km、近隣公園：500m）を考慮し、市全域の広域的な観点から配置する必要性が認められるとき
- 整備される公園、緑地又は広場に、災害時における避難路の確保や、動植物の生息・生育地である樹林地の保護など、特定の設置目的があるとき

(3)身近な都市公園等の機能特化・分担と公園施設の設置適正化

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

近年、社会が成熟化する中で、公園利用者による様々なニーズへの対応が課題となっています。また、都市公園ストックの蓄積、年齢構成の変化、画一的な整備内容、施設の老朽化等の理由により、遊園の中には十分に機能が発揮されていないものが見られ、有効に活用することが課題となっています。さらに、厳しい財政制約の中でこれらの課題に対応することが必要です。

このため、各都市公園等計画区域における中心的な都市公園の機能を充実することで、規模を活かした幅広い世代による多様な利用に供するとともに、各都市公園等計画区域に複数ある遊園の機能を特化・分担することで、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のきめ細かな利用ニーズに対応します。

これらを通じた機能再編の中で、都市公園等の機能に応じて整備内容を見直すことにより、公園施設の設置適正化を図ります。これにより、吹田市が管理運営する身近な都市公園等全体を通じた機能向上を図りながら、総施設数の削減に繋がります。

身近な都市公園等の機能特化・分担と公園施設の設置適正化にあたっては、市が地域住民に案を提示し、中長期的なまちづくりの視点、区域内にある都市公園等の位置づけ・役割や整備・管理コスト、公園施設の安全規準等に関する理解を求め、相互の話し合いにより、地域の課題・ニーズに即したものとすることで、地域住民による公園利用の促進を図ります。

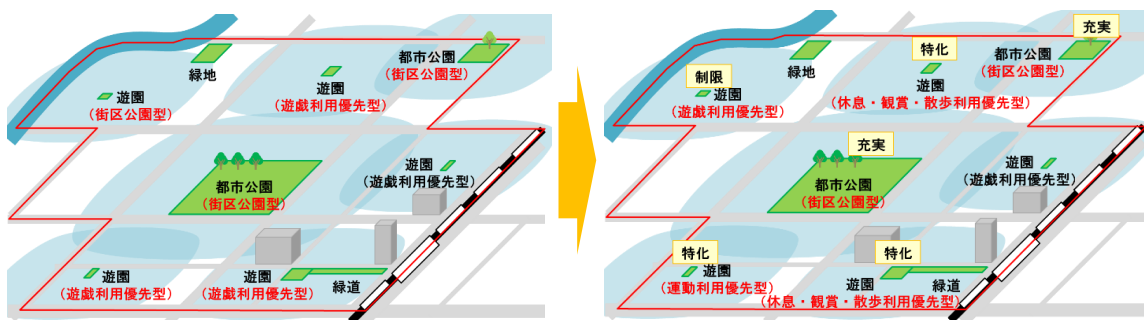


図 4.2.11 身近な都市公園等の機能の最適化（イメージ）

①都市公園等の整備類型

吹田市が管理運営する都市公園等は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、都市緑地、遊園、緑地、緑道の8種類に種別しています。これらの整備内容を見ると、都市公園法に定める種別に応じた整備内容と必ずしも一致していないものがあるため、種別から機能を判別することが困難です。このため、身近な都市公園等の機能特化・分担の検討にあたっては、都市公園法に定める種別ではなく、整備内容・機能を示す「整備類型」を個々の都市公園等に設定します。

吹田市が管理運営する都市公園等の約7割を占める遊園のほとんどは、遊戯利用優先型となっています。また、これらの中には近接して配置されているものも複数あります。

表 4.2.1 都市公園等の整備類型区分

区分		設置目的	標準面積	配置		
不特定設置目的型	基幹公園型	総合公園・地区公園型 (高機能付加価値型)	市を代表する都市公園等で、主として市域内又は徒歩圏内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するとともに、都市公園等の価値向上を通じた都市魅力の向上を積極的に図ること。	4~50ha	市町村ごとに分布の均衡を図り配置。	
		近隣公園型 (高機能型)	近隣住区毎のいわば町内公園ともいべき都市公園等で、主として近隣に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の日常（主として休日）利用に供すること。	2ha		
		街区公園型 (中機能型)	公園配置計画中最も身近に存在する都市公園等で、主として街区内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の日常（主として平日）利用に供すること。	0.25ha		
	遊園型	休息・観賞・散歩利用優先型	基幹公園型の都市公園等を補完する都市公園等で、主として休息、観賞、散歩利用に供すること。	0.1ha 未満		
		遊戯利用優先型	基幹公園型の都市公園等を補完する都市公園等で、主として遊戯利用に供すること。			
		運動利用優先型	基幹公園型の都市公園等を補完する都市公園等で、主として運動利用に供すること。			
特定設置目的型	特殊公園型	風致公園型	特殊な都市公園等で、主として風致の享受の用に供すること。	—		それぞれの設置目的に応じて都市公園等としての機能を十分に発揮することができるように配置。
		動植物公園型	特殊な都市公園等で、主として動植物の飼育、収集、栽培、保存及び研究を行い、一般に展示及び公開すること。	—		
		歴史公園型	特殊な都市公園等で、主として遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産・史跡の保護維持及び歴史継承を行うこと。	—		
		墓園型	特殊な都市公園等で、専ら墓園（墓地・霊園）利用に供すること。	—		
	緩衝緑地型	緩衝地帯としての都市公園等で、主として大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくは災害の防止を図ること。	—			
	都市緑地型	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図ること。	0.1ha 以上※1			
	緑道型	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ること。	—※2			
	都市林型	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を図ること。	—			
	広場公園型	主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供すること。	—			

※1 既成市街地樹林地・都市環境改善緑地 0.05ha 以上

※2 幅員 10~20m

表 4.2.2 整備類型別の都市公園等の現況

(単位：箇所)

種別	不特定設置目的型						特定設置目的型									合計	
	基幹公園型			遊園型			特殊公園型				緩衝緑地型	都市緑地型	緑道型	都市林型	広場公園型		
	総合公園・地区公園型	近隣公園型	街区公園型	休息・観賞・散歩利用優先型	遊戯利用優先型	運動利用優先型	風致公園型	動植物公園型	歴史公園型	墓園型							
都市公園	街区公園	0	0	101	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	111
	近隣公園	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	地区公園	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	総合公園	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	都市緑地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
遊園	0	0	8	34	285	4	0	0	0	0	0	4	3	0	1	339	
緑地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0	16	
緑道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	27	
合計	7	14	109	37	290	4	0	0	0	0	0	20	31	2	1	515	

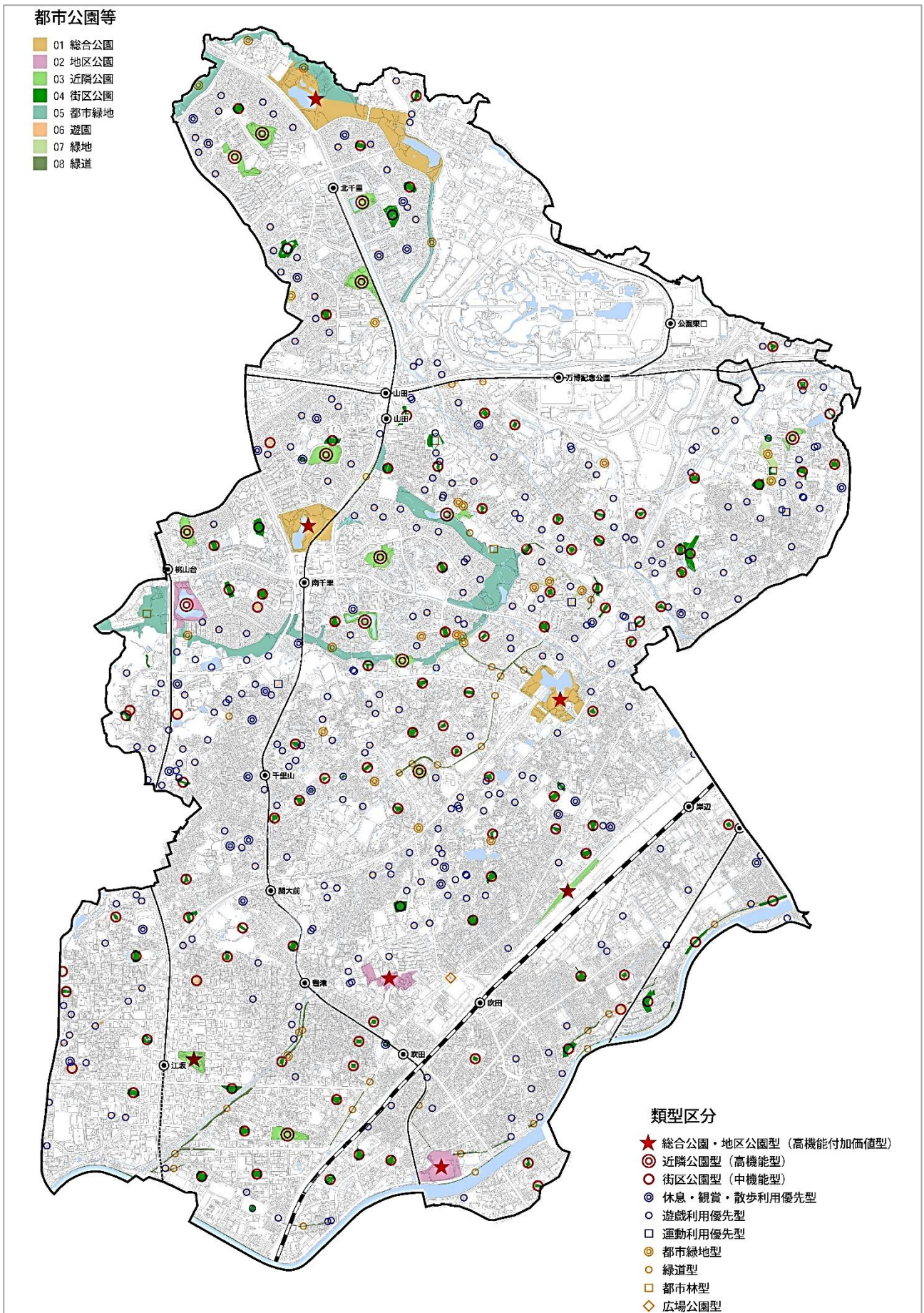


図 4.2.12 都市公園等の現況整備類型

②都市公園等計画区域における身近な都市公園等の機能の標準

都市公園等計画区域において、身近な都市公園等の最適な機能を示す「都市公園等機能標準」を設定します。

各都市公園等計画区域における身近な都市公園等の機能の標準は、①基幹公園型の都市公園又は遊園1箇所以上、②諸条件に応じて休息・観賞・散歩利用優先型、遊戯利用優先型、運動利用優先型の均衡のとれた遊園の配置を満たすよう確保することとします。ただし、遊園は、特定の設置目的を持って整備されたものを除きます。

【計画区域単位】	都市公園等計画区域
【計画対象施設】	遊園（特定の設置目的を持って整備されたものを除く）
【機能標準】	①基幹公園型の都市公園又は遊園1箇所以上 ②諸条件に応じて休息・観賞・散歩利用優先型、遊戯利用優先型、運動利用優先型の均衡のとれた遊園の配置

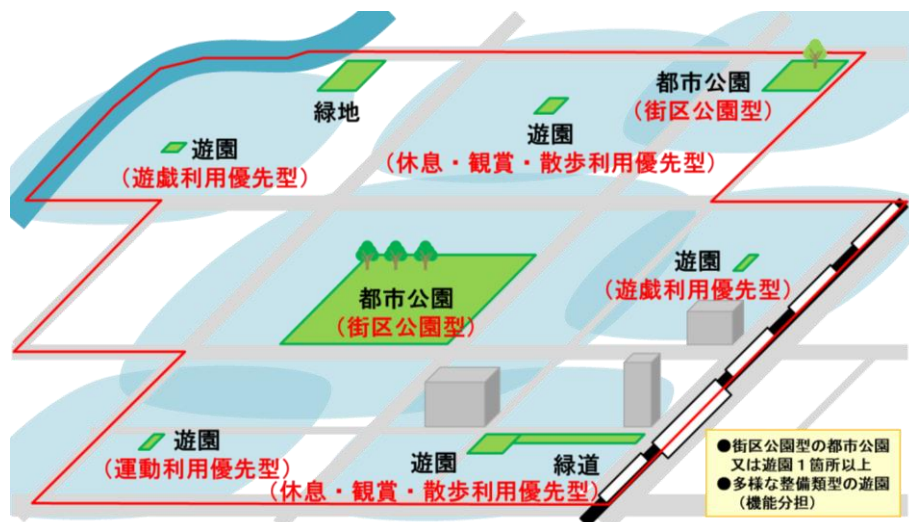


図 4. 2. 13 都市公園等機能標準

③各都市公園等計画区域における中心的な都市公園等の機能の充実

各都市公園等計画区域における中心的な都市公園等の機能を充実することで、規模を活かした幅広い世代による多様な利用に供します。街区公園以外の都市公園は整備計画に応じて、街区公園は設置対象とする公園施設（設置対象公園施設）を設定した上で、再整備、施設の更新、都市計画事業に伴う配置の変更等にあわせて必要な機能の充実を図ります。

都市公園等計画区域内に複数の都市公園が配置されている場合は、各々の都市公園の種別に応じた最低限の機能を確保しつつ、中心的な都市公園等の機能を充実することで、都市公園等計画区域単位で身近な都市公園等の最適かつ均衡のとれた機能確保を図ります。

④ 都市公園等計画区域における遊園の整備類型検討フロー

都市公園等計画区域において、身近な都市公園等の機能を最適化するための検討は、次のフローに従って行います。最適化を図る時期は、同一都市公園等計画区域内において、大規模な都市公園の再整備や、公園施設長寿命化計画に基づく身近な都市公園の公園施設の撤去・更新を行う時期に合わせた適期とします。

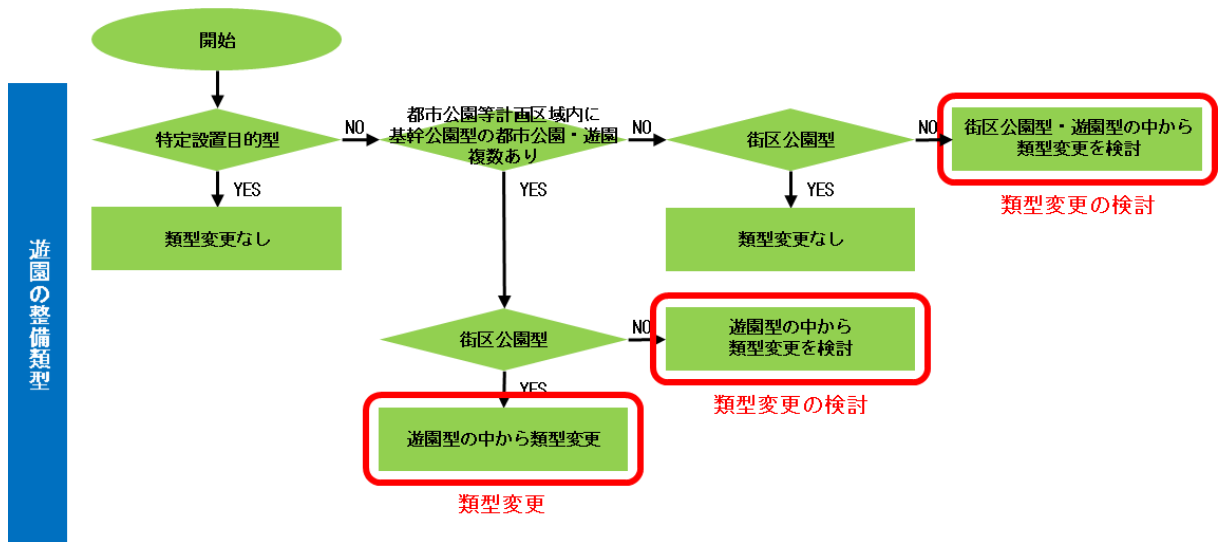


図 4. 2. 14 遊園の整備類型検討フロー

a) 類型変更しない遊園

次に該当する遊園は、整備類型を変更しないこととします。

- 都市緑地型、緑道型、広場公園型等の特定設置目的型である場合
- 特定設置目的型ではない場合であって、都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園・遊園が複数配置されておらず、当該遊園が街区公園型であるとき

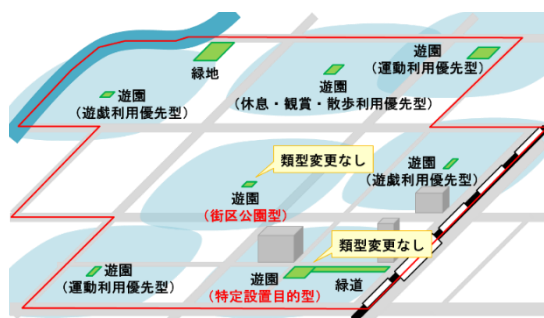


図 4. 2. 15 類型変更なし

b) 類型変更する遊園

次に該当する遊園は、整備類型の変更を検討することとします。

- 特定設置目的型ではない場合であって、都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園・遊園が複数配置されているとき（当該遊園が、街区公園型である場合は、遊園型のいずれかに変更し、街区公園型ではない場合は、遊園型のいずれかに変更することを検討する。）
- 特定設置目的型ではない場合であって、都市公園等計画区域内に基幹公園型の都市公園・遊園が複数配置されておらず、当該遊園が街区公園型ではないとき（街区公園型・遊園型のいずれかに変更することを検討する。）

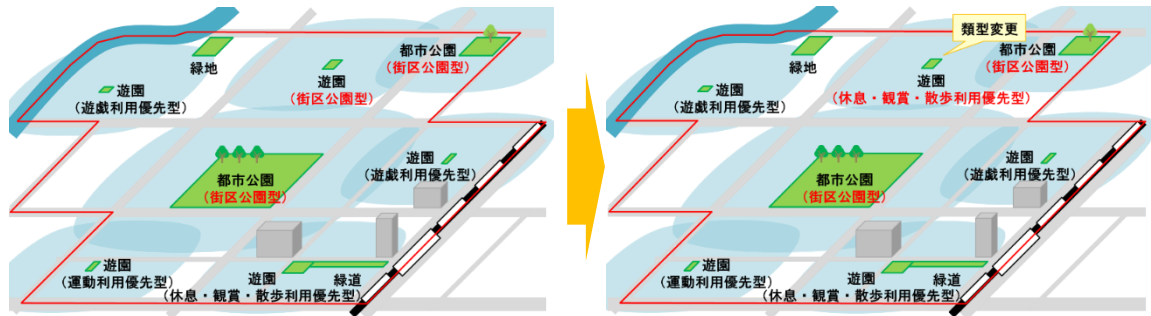


図 4.2.16 遊園型の中から類型変更（類型変更）

⑤遊園の整備類型別の公園施設設置標準

遊園への設置対象とする公園施設（設置対象公園施設）と、設置対象公園施設のうち標準的な設置数量を定める公園施設（設置標準化公園施設）を設定します。また、遊園の整備類型別・公園施設種類別に設置標準化公園施設の標準的な設置数量を設定し、この範囲内で公園施設を選定・設置することにより、遊園の整備類型に応じた整備内容を誘導するとともに、設置する公園施設の種類・数量の適正化を図ります。

なお、遊園の整備類型や設置標準化公園施設の選定は、地域のニーズや社会条件等の諸条件を考慮して行います。

表 4.2.3 遊園の設置標準化公園施設

法第2条 第2項	政令第5条	吹田市公園管理システム記載名称
第2号 修景施設	花壇	花壇
	日陰たな	パーゴラ
第3号 休養施設	休憩所	東屋、四阿、シェルター
	ベンチ	スツール、ベンチ、ツリーサークル
	野外卓	野外卓
第4号 遊戯施設	ぶらんこ	タイヤブランコ、ブランコ、ベンチブランコ、安全ブランコ
	滑り台	滑り台
	シーソー	シーソー
	ジャングルジム	ジャングルジム
	ラダー	ラダー
	砂場	砂場
	その他これらに類するもの	一輪車練習機、ステップ、動物ユニット、登り棒、ブレイスカルプチャー、プレイカップ、プレイウォール、ブロックユニット、平行棒、平均台、リンク
第5号 運動施設	鉄棒	鉄棒
	つり輪	—
	リハビリテーション用運動施設	健康遊具

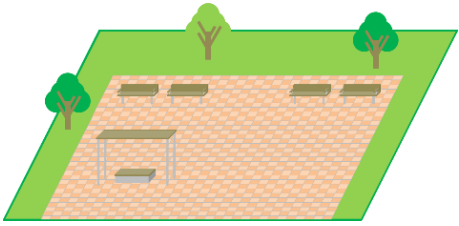

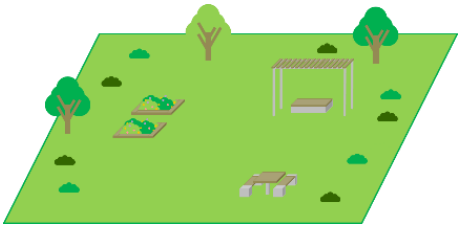
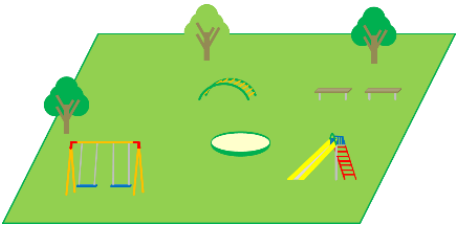
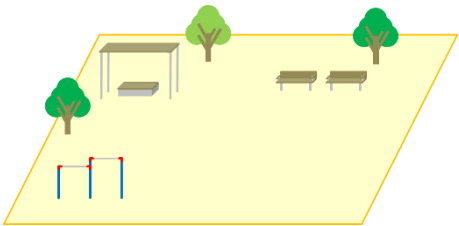
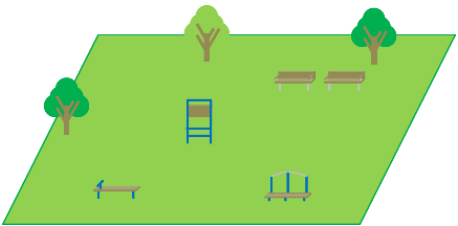
整備類型	休息・観賞・散歩利用優先型 (街角広場型)	休息・観賞・散歩利用優先型 (緑陰・シンボルツリー型)
整備内容		
設置標準化公園施設 (設置例)	ベンチ 4 基、東屋 1 棟	ベンチ 4 基
整備類型	休息・観賞・散歩利用優先型 (コミュニティガーデン型)	遊戯利用優先型 (遊戯型)
整備内容		
設置標準化公園施設 (設置例)	花壇 2 m ² 、パーゴラ 1 棟、野外卓 1 基	ベンチ 2 基、ぶらんこ 1 基、滑り台 1 基、砂場 1 基、ラダー 1 基
整備類型	運動利用優先型 (運動広場型)	運動利用優先型 (健康増進型)
整備内容		
設置標準化公園施設 (設置例)	ベンチ 2 基、東屋 1 棟、鉄棒 1 基	ベンチ 2 基、健康器具 3 基

図 4.2.17 遊園の整備類型別の様々な整備内容

(4)都市公園等の管理水準の向上

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

公園施設の老朽化等が進行する中、都市公園等の質の向上を継続的に推進するためには、都市公園等が通常有すべき安全性・安心性・快適性の確保や、公園施設の維持管理等を適切に行うことが必要です。このため、清掃の改善、公園施設の衛生管理の徹底、遊具の安全規準への適合、防犯の向上、都市公園移動等円滑化基準への適合、災害発生時の安全対策の強化、都市公園等の特色に応じた管理の推進により、安全・安心・快適・高質な都市公園等の環境整備を促進するとともに、平成29年（2017年）の都市公園法改正で盛り込まれた管理基準等に基づく公園施設の予防保全型管理を推進します。

①安全・安心・快適・高質な都市公園等の環境整備

a) 清掃の改善、公園施設の衛生管理の徹底、受動喫煙の防止

都市公園等の利用環境と施設条件を良好に維持し、安全・安心・快適な状態を保つため、ボランティア制度の強化やアウトソーシング手法の見直しを通じ、清掃の改善を図るとともに、便所や砂場といった特に不衛生になりがちな公園施設の衛生管理を徹底します。また、平成30年（2018年）に改正健康増進法と大阪府子どもの受動喫煙防止条例、平成31年（2019年）に大阪府受動喫煙防止条例が公布されたことを踏まえ、受動喫煙の防止に関する啓発を行うなど、公園敷地内の受動喫煙対策を講じます。

b) 遊具の安全規準への適合

都市公園等における遊び場の安全性を一層高めるため、公園施設の予防保全型管理を通じた補修・更新等に合わせて「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」と「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」への適合化を推進します。

c) 防犯の向上

不特定多数の人がいつでも自由に利用できる都市公園等では、時として、児童への悪戯、痴漢、故意による公園施設の損壊等の犯罪が発生することがあります。犯罪を抑止するため、便所付近への防犯カメラの設置、樹木の剪定・間伐による見通しの確保、電球のLED化に合わせた適切な照度の確保等を推進します。

d) 都市公園移動等円滑化基準への適合（バリアフリー化）

だれもが都市公園を円滑に利用できる環境を確保するため、公園施設の設置・更新や再整備に合わせて都市公園内の主要な公園施設と特定公園施設（園路及び広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板、標識）のバリアフリー化を順次進め、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく都市公園移動等円滑化基準への適合化を推進します。

適合化の推進にあたっては、はじめに主要な都市公園を対象に適合化を図り、次に各都市公園等計画区域について最低限1箇所の都市公園を対象に適合化を図っていくなど、早期にだれもが都市公園を円滑に利用できる環境を確保するよう配慮します。

e) 災害発生時の安全対策の強化

災害が万一発生した場合にその被害を最小限に留めるとともに、早期に利用可能な環境を確保するため、公園施設の予防保全型管理の推進と合わせて、市職員の危機管理体制の強化、防災行政無線の屋外拡声受信装置の活用、維持管理業務の委託業者との連携体制の構築・強化等を行います。

f) 都市公園等の特色に応じた管理の推進

身近な都市公園等を含め、主要な都市公園以外の都市公園等も各々の特色を有しています。都市公園等の基本的な性格・役割は、整備類型によって概ね定義されますが、環境教育・学習ができるビオトープ池が整備されているもの、災害時に使用する防災設備が設置されているもの、隣接する公共施設の利便性を向上することを目的に整備されたものなど、中には独自の特色を有する都市公園等があります。都市公園等ストックを活用し、その多機能性を一層発揮するため、整備類型や整備内容等をもとに、都市公園等毎の特色を十分に理解し、これに応じた管理を推進します。

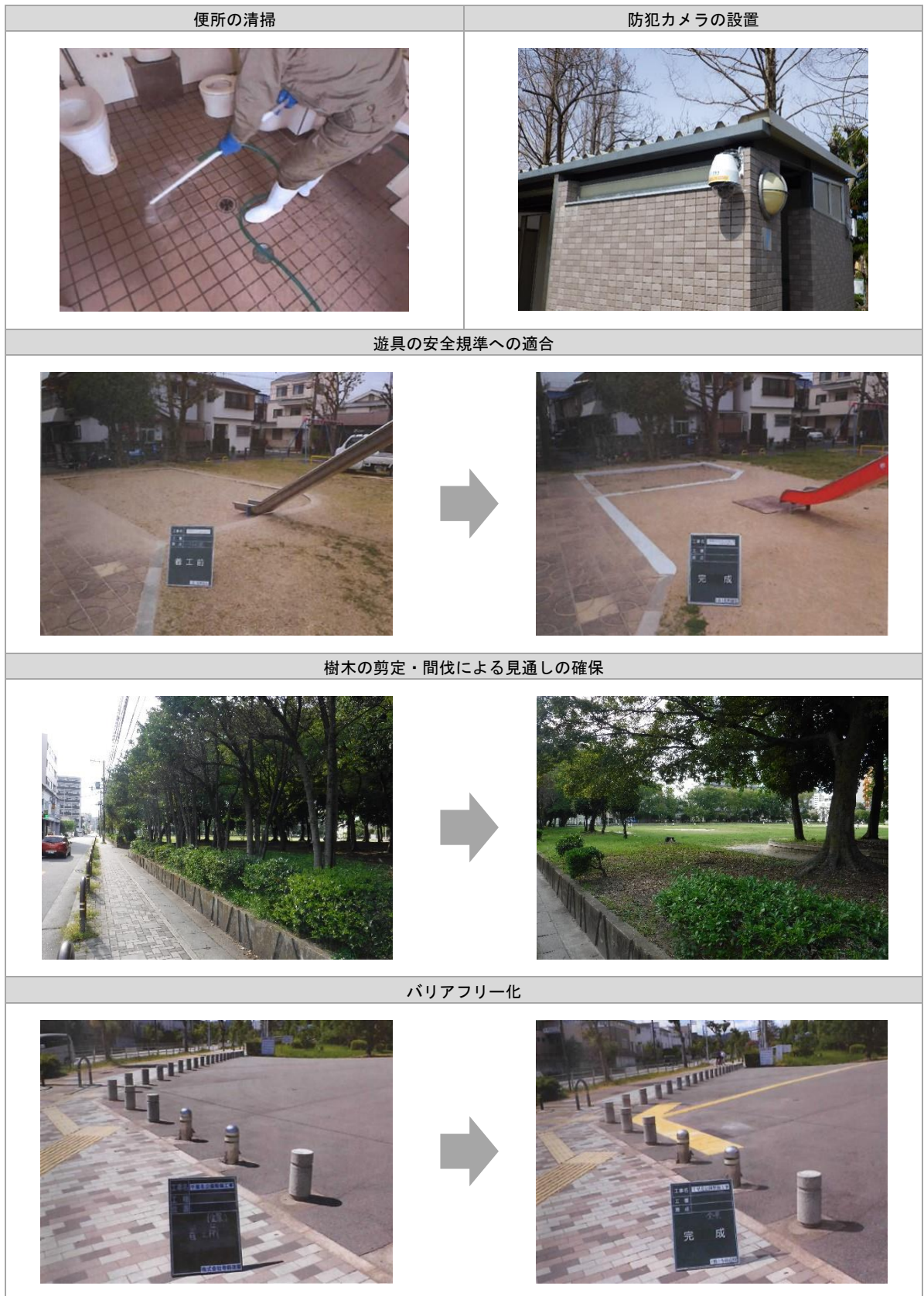


図 4. 2. 18 安全・安心・快適な都市公園等の環境整備の例

②公園施設の予防保全型管理の推進

a) 「吹田市公園安全点検マニュアル」の見直し

平成 29 年（2017 年）の都市公園法改正で盛り込まれた管理基準を遵守し、都市公園等の維持管理において不可欠の作業である公園施設の点検を適切に行うため、「公園安全点検マニュアル」を見直します。

b) 樹木以外の公園施設の点検・健全度調査

市民による見守りや維持管理業者による確認等の通報体制を整備し、日常点検を強化します。また、「公園安全点検マニュアル」を活用し、基本的に年 2 回の頻度で定期点検を行います。さらに、都市公園を対象に、公園施設長寿命化計画の改定に合わせて、専門家による健全度調査を行います。

c) 樹木の点検・健全度調査

市民による見守りや維持管理業者による確認等の通報体制を整備し、日常点検を強化します。また、安全確保の重要度の高い区域等の樹木を対象に、「道路・公園樹木適正管理指針」に基づき、基本的に年 1 回の頻度で定期点検を行います。さらに、5 年に 1 回の頻度で職員又は専門家による健全度調査を行います。

d) 点検・健全度調査に基づく補修・更新等

点検・健全度調査の結果、機能や安全性といった公園施設の施設条件を良好に維持する上で支障となる劣化・損傷等の事象が確認された場合は、事象に応じて補修・更新等を計画的に行うことで、長寿命化を図るとともに、予防保全型管理を推進します。



図 4.2.19 公園施設の予防保全型管理の例

3 多様な主体とのパートナーシップに基づく都市公園等行政の推進

都市公園等が持つ多機能性を地域ニーズに対応しつつ最大限発揮するため、愛護会・ボランティア制度の充実、公園協議会の設置・運営、新たな時代の都市公園等の管理運営を担う人材の育成により、多様な主体の参画による都市公園等の管理運営を推進します。また、主要な都市公園の活性化や、全ての都市公園等のこれまで以上に効果的かつ効率的な管理運営に向けて、市民等との連携・協働を一層推進するとともに、民間事業者等と連携した都市公園等の再整備と管理運営を推進します。

今後、本方針に沿った都市公園等行政を着実に展開していくため、一層効率的な行財政運営を行うとともに、都市公園等の再整備と管理運営により生み出される収益の確保、「緑化推進基金」の積立額の確保、国や大阪府等による補助金・助成金の積極的な活用、都市計画税の活用により、健全な都市公園等行政を支える財源の確保に努めます。

(1)多様な主体の参画による都市公園等の管理運営の推進

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

都市公園等が持つ多機能性を地域ニーズに対応しつつ最大限発揮するためには、公園管理者だけではなく、個々の都市公園等の特性や地域の実情に応じた多様な主体が運営に携わり、都市公園等の利活用を連携して推進することが必要です。これまで吹田市では、愛護会・ボランティア制度を活用した市民等との連携・協働や、民間活力による公園施設の設置・運営を進めてきましたが、その多機能性を一層発揮するためには、市民等による主体的な管理運営への参画や、便益施設等の収益をもとにした民間事業者等による都市公園の管理運営など、多様な主体による公園運営を更に進める取組が必要です。

このため、都市公園等のポテンシャルを地域の特性に応じて引き出し、都市公園等の利活用を一層活性化できるよう、都市公園等の主体的な維持管理を支援する愛護会・ボランティア制度を充実します。また、様々な利害関係者との連携により、管理運営の質の向上を目指す公園協議会を設置・運営します。合わせて、新たな時代の都市公園等の管理運営を担う人材を育成します。

①都市公園等の主体的な維持管理を支援する愛護会・ボランティア制度の充実

吹田市では、市民参画・協働による都市公園等の維持管理を行う愛護会・ボランティア制度として、「遊園環境整備助成金制度」と「緑あふれる未来サポーター制度（公園）」を運用しています。遊園環境整備助成金制度は、地域住民の遊園に対する愛護意識を高めることを目的としており、地域住民の作る自治会等が、除草、清掃その他の環境整備を行うにあたり、市が助成金を交付するものです。緑あふれる未来サポーター制度（公園）は、いわゆる公園ボランティア制度であり、5人以上で構成する個人又は団体が、都市公園等において主に花壇管理や竹林管理等のテーマ性が強い活動を行うにあたり、市が市民災害保障制度への加入、資機材の貸与、活動のPR等を行うものです。

今後、都市公園等の利活用を一層活性化できるよう、都市公園等の特性に応じてこれらの制度内容を充実します。身近な都市公園等では、地域住民を主体とした組織に委ねる管理の範囲（清掃・ごみ収集、除草・草刈、遊具の破損や病害虫の発生等の管理情報の提供、不適切な公園利用への注意・指導等）を広げた上で、支援内容を充実します。広範囲の市民が利用する主要な都市公園では、様々な利害関係者との連携による管理運営と協調しやすい枠組みとします。

表 4.3.1 吹田市の都市公園等における市民活動支援制度

制度名	遊園環境整備助成金制度	緑あふれる未来サポーター制度（公園）
活動場所	遊園	都市公園、遊園、緑地、緑道
参加者	地域住民の作る自治会等 （連合自治会、自治会、子ども会、老人会、マンション等の管理組合・管理会社、自治会等の承認得た任意団体）	5人以上で構成する個人又は団体
活動内容	・ 除草、清掃その他の環境整備	・ 除草、清掃、花壇管理等の環境美化活動 ・ 間伐や下草刈り等の竹林管理活動 ・ その他、都市公園等の維持管理活動
市の支援内容	・ 助成金の交付 均等割：1遊園につき 5,000円 面積割：1,000㎡以上 10,000円 500～999㎡ 8,000円 300～499㎡ 7,000円 100～299㎡ 6,000円 100㎡未満 5,000円	・ 市民活動災害保障制度への加入 ・ 活動に必要な資機材の貸与（ゴミ袋、竹ぼうき、ほうき、熊手、ちりとり、掃除ばさみ、クワ、剪定ばさみ、ホース、ホースリール、花の土、肥料、杭、番線、杉板、混合油等） ・ 活動のPR

②都市公園等の利活用の活性化に向けた公園協議会の設置・運営

都市公園等のポテンシャルを地域の特性に応じて発揮し、都市公園等の利活用を一層活性化できるよう、従来の市民参画・協働による維持管理から更に一步進め、市民や民間事業者等の多様な主体による管理運営の促進に向けて、平成 29 年（2017 年）の都市公園法改正により制度創設された公園協議会を設置・運営します。公園協議会では、公園管理者（市や指定管理者）、公園施設管理者（関係部署や民間事業者等）、公園利用者、地域、学識経験者等の様々な利害関係者が構成員となり、都市公園等の活用の方向性（パークマネジメントプラン）、地域ニーズに応じた都市公園の利用ルール、地域の賑わい創出のためのイベント開催に向けた情報共有・調整、ボランティア活動の活性化・支援等を合意しながら決めていきます。この際、一部の苦情や要望への個別対応ではなく、声の届きにくい潜在的な利用者等の声も含めて様々な声を反映するよう留意します。また、多様な意見の集約の場としてのみではなく、決定事項については、各主体が責任を持って実行・支援し、評価・検証を行うことで継続的に質の向上を支える仕組みとします。

公園協議会の組織単位は、個別の都市公園毎に協議する組織、複数の都市公園等をまとめて協議する組織、市全域の都市公園等を協議する組織等が考えられます。はじめに、効果が高いと考えられる主要な都市公園を対象とする 8 つの公園協議会を設置した上で、既に類似する組織が設置・運営されている都市公園等や課題の多い都市公園等など、周辺の都市公園等へ対象を広げていくことを想定し、組織の熟度や地域の実情に応じて適宜選定・改善します。なお、設置にあたっては、既存の組織の活用も検討します。

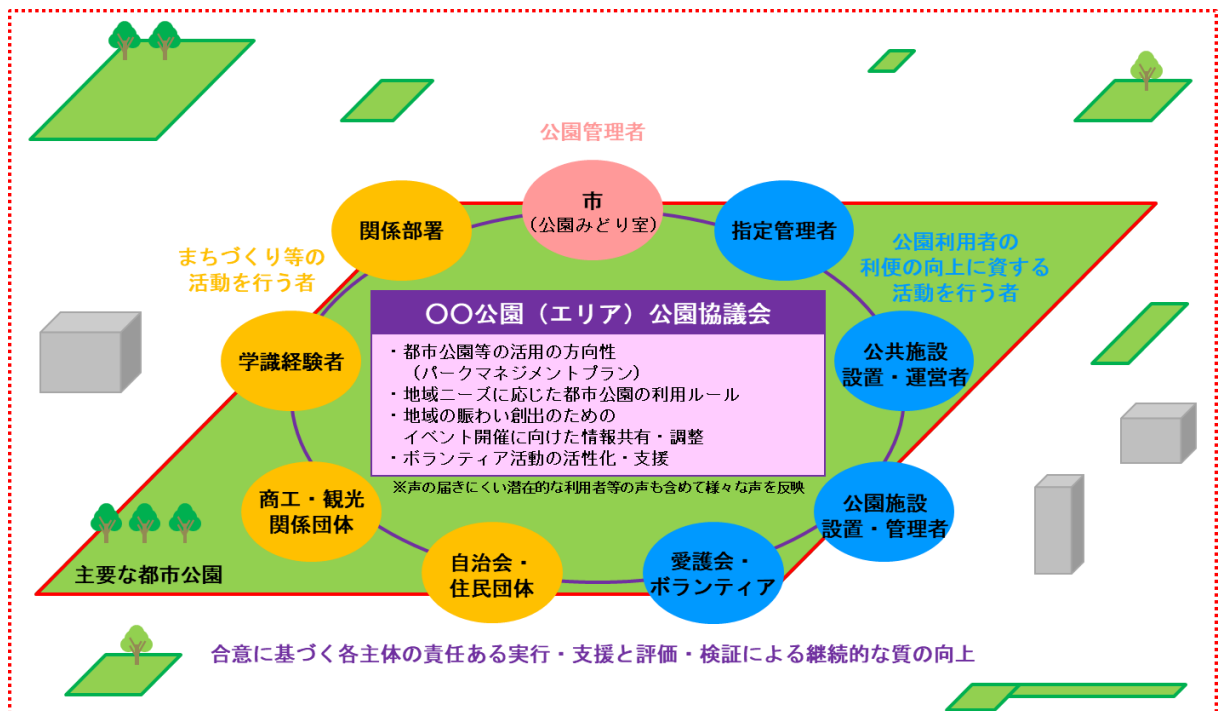


図 4.3.1 公園協議会のイメージ

③新たな時代の都市公園等の管理運営を担う人材の育成

a) 都市公園等行政を担う市職員の技術力向上

都市公園等行政を円滑に遂行するためには、都市公園等行政に携わる市職員が制度等を十分理解することが不可欠です。一方、今後、民間事業者との連携による都市公園等の管理運営を進めるにつれ、職員自らによる企画立案の機会が減少することで、個々の都市公園等の特性等を理解した管理運営や、組織としてのノウハウの蓄積が困難となることが考えられます。

このため、管理運営の質を向上させるための情報交換会等への定期的な参加や、都市公園等の柔軟な管理運営の先進的事例や都市公園等ストックの活用事例等をまとめた手引き等の学習により、まずは公園管理者自らが、都市公園等行政を行うためのスキル・能力の向上を図ります。この上で、福祉や子育て等の観点から関連する職員等とも分野横断的に連携を推進します。

b) 市民協働・参画による都市公園等の管理運営を担う人材の育成

都市公園等の管理運営の担い手としての市民との連携・協働を一層推進するため、主要な都市公園と「花とみどりの情報センター」を中心とするみどりのまちづくりに関する学習の提供等による市民の知識・スキルの向上、市民参画・協働による管理運営を促進するための行政と市民をつなぐコーディネーター・ファシリテーターの育成、市民等の都市公園等への理解を深めるための民間事業者等と連携した戦略的な情報発信等の取組を充実します。

(2)民間事業者等と連携した都市公園等の再整備と管理運営の推進

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

とりわけ主要な都市公園の活性化にあたっては、収益を生み出す公園施設の運営、行催事・プログラムの企画・実施、分かりやすくデザイン性の高い広報等において、優れた技術や経営能力が必要です。また、全ての都市公園等の管理運営にあたっては、管理水準と市民サービスを向上させるため、これまで以上に効果的かつ効率的な管理運営体制が必要です。しかし、今後一層効率的な行財政運営が必要となる中、このような公園運営を行政のみで実現することはできません。

そこで、今後の公園運営にあたっては、市民等との連携・協働を一層推進するとともに、民間活力をこれまで以上に取り入れ、民間事業者等とのパートナーシップによる都市公園等の再整備・管理運営の推進を図ります。

①民間事業者等との連携による再整備

民間事業者等との連携による都市公園等の主な再整備手法には、都市公園法に基づく「設置管理許可制度」、「公募設置管理制度（Park-PFI）」、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく「PFI制度」があります。

市民と都市への多機能性発揮に向けた主要な都市公園の再整備にあたっては、行政の責任の下で実施する再整備と、収益を生み出す便益施設等の設置とこれに付帯する公園施設の再整備のそれぞれの特性を踏まえ、再整備の目的、施設内容・規模、施設運営のあり方、公共コスト削減効果等を総合的に検討して最適な再整備手法を選択します。

表 4.3.2 民間事業者との連携による都市公園等の主な再整備手法

手法	設置管理許可制度	公募設置管理制度 (Park-PFI)	PFI 制度
対象施設	公園施設全般	公園施設のうち主に収益施設	公共施設全般
市内の事例	千里南公園の釣り池・カフェレストラン、千里北公園の体育館・プール等	該当なし	千里ニュータウンプラザ
市外の事例	全国多数	勝山公園（北九州市） （仮称）造幣局地区防災公園（豊島区） 久屋大通公園（名古屋市）等	長井海の手公園（横須賀市） （仮称）泉南市営りんくう公園（泉南市）等
概要	公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度。 施設の設置管理を申請する者は、公共団体や民間事業者に限らず、町内会等多様な主体が想定される。	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置※がインセンティブとして適用される。 ※特例措置 ①設置管理許可期間 10年→20年 ②建蔽率 2%→12% ③占用物件（利便増進施設）	庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、公共団体が設計・建設・運営等の仕様を決め、個々に発注するのではなく、要求水準書に従って民間事業者が設計から運営、資金調達を行う制度。
根拠法	都市公園法	都市公園法	PFI 法
事業期間の目安	5年（更新可）	20年以内	10～30年程度
公共コスト削減効果	・施設の整備費・維持管理費の全部又は一部	・施設の整備費・維持管理費の全部又は一部 ・特定公園施設（公募対象公園施設の周辺に設置する広場・園路等の公園施設）の整備費の全部又は一部	・設計・整備から維持管理・運営に至る費用（ライフサイクルコスト）の官民比較
議会の承認	不要	不要	必要
特別目的会社の設立	必須ではない	必須ではない	必須
収益施設以外の施設整備	必須ではない	必須（特定公園施設）	必須ではない

②民間事業者等との連携による管理運営・維持管理

a) 民間事業者等との連携による管理運営

民間事業者等との連携による都市公園等の主な管理運営手法には、設置管理許可制度、公募設置管理制度（Park-PFI）、PFI 制度等の再整備手法を活用して民間事業者等が新規に都市公園又は公園施設を設置・管理運営する手法と、地方自治法に基づく「指定管理者制度」を活用して民間事業者等が既存の都市公園等又は公園施設を管理運営する手法があります。それぞれの管理運営手法について、管理運営の対象は、特定の公園施設、単一の都市公園、複数の都市公園など、複数のパターンを選択することができます。

近年開設した健都レールサイド公園を除く主要な都市公園では、面積規模が大きく都市全体への多機能性の発揮ポテンシャルが高いこと等から、民間事業者等との連携による収益施設の設置を含む再整備に取り組みます。再整備後には、施設運営と都市公園の管理運営を一括・連携した取組として実施できるよう指定管理者制度の導入を目指します。ただし、主要な都市公園の中には、既に公園管理者以外の者が管理する公園施設が設置されており、千里北公園内の北千里市民体育館と北千里市民プール、中の島公園内の中の島スポーツグラウンド、片山公園内の片山市民プールでは指定管理者、千里南公園内のカフェレストランと釣り池、千里南公園、千里北公園、中の島公園、片山公園の有料駐車場では民間事業者等による管理運営が行われているため、管理運営の対象は、都市公園毎の状況に応じて最適な範囲を設定します。また、都市公園等行政を担う市職員の育成等の観点から、一部の都市公園では、引き続き直営による管理運営を行うことがあります。

管理運営の具体的な仕組みは、「表 民間事業者等との連携による管理運営の留意点」に示す項目を十分に検討した上で、設定します。

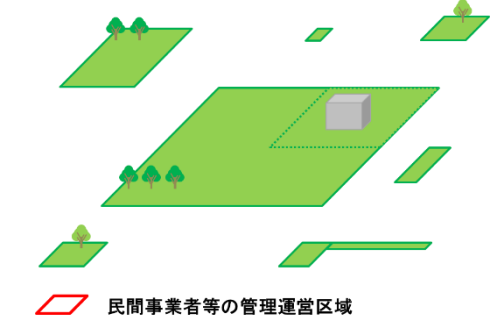
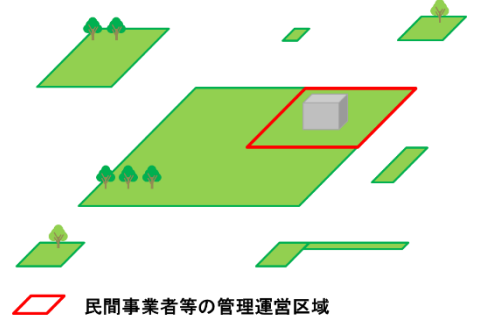
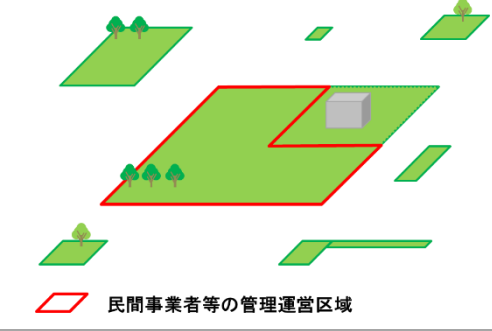
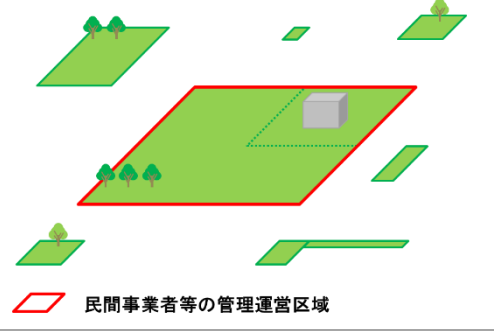
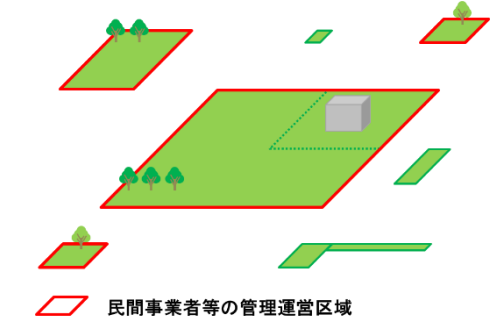
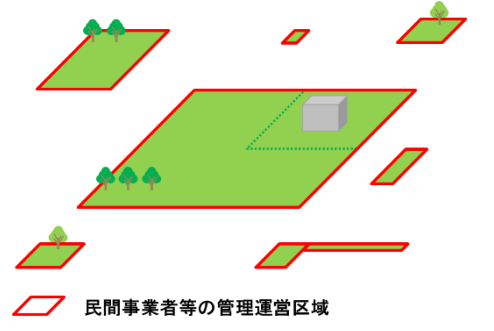
パターン	なし	特定の公園施設
イメージ		
概要	民間事業者等との連携による管理運営を行わず、行政が全ての都市公園を管理運営する。	民間事業者等が、特定の公園施設（体育館、図書館、飲食店等）のみ管理運営する。
事例	多数	千里北公園、千里南公園、中の島公園、片山公園
パターン	単一の都市公園 (特定の公園施設を除く公園区域)	単一の都市公園 (特定の公園施設を含む全公園区域)
イメージ		
概要	民間事業者等が、単一の都市公園について、特定の公園施設（体育館、図書館、飲食店等）を除く公園区域を管理運営する。	民間事業者等が、単一の都市公園について、特定の公園施設（体育館、図書館、飲食店等）を含む全公園区域を管理運営する。
事例	富岩運河環水公園（富山市）、草津川跡地公園（草津市）等	駒沢オリンピック公園（東京都）、大阪城公園（大阪市）等
パターン	複数の都市公園 (小規模なものを除くエリア)	複数の都市公園 (小規模なものを含むエリア)
イメージ		
概要	民間事業者等が、複数の大規模な都市公園を一括して管理運営する。	民間事業者等が、エリア内の全ての都市公園を一括して管理運営する。
事例	岐阜市、札幌市、伊勢原市等	西東京市、豊見城市、大津市、函館市（選定中）等

図 4.3.2 民間事業者等との連携による都市公園等の管理運営パターン

表 4.3.3 民間事業者等との連携による管理運営の留意点

項目	内容
市と民間事業者等の基本的な「役割分担」	市は、公共の福祉の増進を目的に、都市公園等の運営の総合的な役割を担うことで、公の利益の確保と市民に対する説明責任を負う。民間事業者等には、事業活動を通じた企業価値の向上を持続的に行いつつ、市と目標を共有して都市公園等の管理運営を行うパートナーとしての役割を担うことを求める。
適切な「業務範囲」と「リスク分担」の設定	市は、行政としての責任と役割のもと、主に都市公園等の総合的な運営、再整備、法令管理（設置管理許可や占用許可等の財産管理）、市民参画・協働（制度の創設・改正）、モニタリング・評価、安全対策（災害発生・緊急時の安全対策）に係る業務を行う。民間事業者等は、経営資源や手法を活用し、主に都市公園等の維持管理、法令管理（制限行為許可等の利用調整）、運営管理、市民参画・協働（制度の運用）、安全対策（維持管理、公園利用に伴う安全対策、防犯対策）に係る業務を行う。このような業務範囲を踏まえ、可能な限り明確なリスク分担を設定する。
到達目標の提示による民間事業者等の「裁量の確保」	基本的に維持管理業務の委託発注においては、市が業務内容（場所、方法、回数等）を定めた仕様書を作成し、そのとおり履行されているかを確認する仕様発注方式を採用している。仕様発注方式は、市が求める業務内容を確実に履行できる利点がある一方、仕様書に定めていない業務内容を履行することができず、業務を追加する必要が生じたときは、別途発注又は直営による対応が必要となり、非効率となる場合がある。また、維持管理業務に留まらない管理運営を行うにあたっては、現場判断による柔軟かつ効率的な業務の履行が求められるため、市が業務の履行により到達すべき目標を示し、履行状況のモニタリング・評価を通じて業務改善につなげる性能発注方式が効果的かつ効率的な場合が多い。このような発注方式の特徴を踏まえ、業務内容に応じて仕様発注方式に性能発注方式を組み入れることより、民間事業者等の裁量の確保に努める。
スケールメリットとリスク管理を両立する「公園・施設規模」の設定	複数の都市公園等を一括した管理運営を行うなど、管理運営を行う公園・施設規模を大きくすればするほどスケールメリットが働き、効率性が向上する。一方、特定の民間事業者等が管理運営を行う公園・施設規模が過大なものになれば、倒産リスクや災害発生・緊急時の安全対策リスクが大きくなる。このような点を踏まえ、スケールメリットとリスク管理を両立する公園・施設規模を設定する。
雇用・投資に見合う「期間」の設定	民間事業者等は、都市公園等の管理運営を行うにあたり、新たな雇用や資金調達が必要となる。管理運営の技術・経験の蓄積と、現場状況や利用者ニーズに精通した人材の育成を図るためには、一定の雇用期間が必要となる。また、公園施設の設置・運営により生み出される収益を都市公園等の管理水準の向上に反映するためには、投資に見合う期間が必要となる。このような点を踏まえ、民間事業者等との連携の業務範囲・規模等に応じた適切な期間を設定する。
管理運営の質の向上への「収益の還元」	主要な都市公園においては、民間事業者等が、公園毎の目指すべき姿に沿った駐車場、売店、飲食店等の収益施設を設置・運営することで、都市公園等の利便性・魅力の向上と、市の歳入（使用料等）の増加が図られる。また、収益施設の設置・運営により生み出される収益を、民間事業者の適切な利潤として確保しつつ、都市公園の管理運営に活用することで、民間事業者等との連携による持続的な都市公園の管理運営と管理運営の質の向上が図ることができる。このような点を踏まえ、都市公園等の管理運営により生み出される収益の確保に努める。
管理運営の適切な「モニタリング・評価」と「業務意欲の確保」	民間事業者等との連携による都市公園等の管理運営においては、基本的に仕様・性能発注方式を採用することとなる。この場合、民間事業者等の管理運営状況について、市が日常的に現地状況を把握し、民間事業者等との情報共有と協議・調整を行うとともに、適切な事務執行や到達目標の達成状況等をモニタリング・評価することで、業務改善につなげることが重要である。また、管理運営の実績（モニタリング・評価結果）が、管理運営期間満了後の公募選定で評価される仕組みを構築することで、民間事業者等の業務意欲が引き出されることが期待できる。このような点を踏まえ、管理運営の適切なモニタリング・評価と民間事業者等の業務意欲の確保に努める。

b) 民間事業者等との連携による維持管理

現在吹田市が採用している維持管理業務委託の発注方法は、落葉清掃、除草・剪定、遊具補修等の作業区分別に対象とする複数又は単一の都市公園等を設定する作業別・公園別維持管理業務委託です。作業区分によって作業すべき都市公園等や時期が異なることから、この発注方法には一定の効率性がありますが、年間を通じて複数の作業を一括し、エリアにより区分・選定する複数の都市公園等を対象とする包括的な発注方法とすることで、効率性の向上を一層図ることができます。

今後主要な都市公園を除く都市公園等は、面積規模が小さく、日常的な利用に供する公園であることから、コスト削減を重視し、このような作業一括・地域別維持管理業務委託による発注方法の採用を目指します。

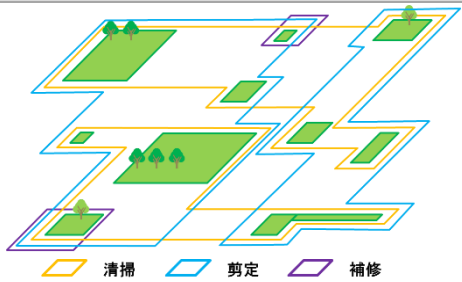
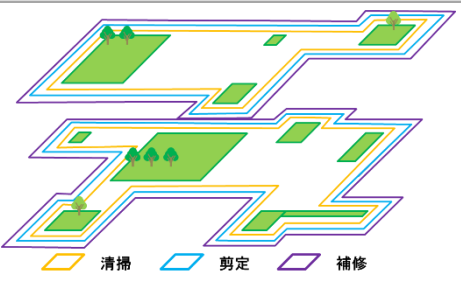
パターン	維持管理業務委託（作業別・公園別）	維持管理業務委託（作業一括・地域別）
イメージ	 <p>清掃 剪定 補修</p>	 <p>清掃 剪定 補修</p>
概要	作業区分（清掃、剪定、修繕等）別に複数又は単一の都市公園等を対象に維持管理業務を委託する。	複数の作業を一括し、エリアにより区分・選定する複数の都市公園等を対象に維持管理業務を委託する。
法的性格	私法上の契約関係（委託）	私法上の契約関係（委託）
期間の目安	1年	1～3年
一般的な発注方式	仕様発注	仕様発注
一般的な発注方法	入札・随意契約（通常型）	随意契約（プロポーザル型）

図 4.3.3 民間事業者等との連携による都市公園等の維持管理パターン

c) 民間事業者等との連携による管理運営・維持管理の段階的な推進

主要な都市公園（健都レールサイド公園を除く）において、再整備手法併用型の指定管理者制度を活用した管理運営を行う場合、指定期間は、民間事業者等の投資に見合った期間を設定する必要があることから、20～30年に設定することが一般的です。都市公園の管理運営を民間事業者等に長期間委任するリスクを踏まえ、はじめに1～2箇所程度の都市公園を対象に導入し、効果検証・改善を行った上で、順次対象を広げていきます。導入する順序は、個々の都市公園が持つ多機能性の発揮ポテンシャルや民間事業者等の参入意欲等を考慮して判断します。

また、主要な都市公園を除く都市公園等において、作業一括・地域別維持管理業務委託による維持管理を行う場合であっても、契約期間は、1～3年に設定することが一般的であり、期間リスクは高くありませんが、一部のエリアで試行的に実施し、効果検証・改善を行った上で、順次エリアを広げていきます。

民間事業者等との連携による管理運営・維持管理を段階的に推進し、将来的には、都市公園等計画区域を基に主要な都市公園（健都レールサイド公園を除く）をそれぞれ1箇所ずつ含む7つに区分するエリアなど、エリア内の全ての都市公園の管理運営を包括的に委任する指定管理の導入可能性についても検討を進めます。

パターン	維持管理業務委託（作業一括・地域別）と指定管理（単一）の併用	指定管理（複数）
イメージ		
概要	複数の作業を一括し、エリアにより区分・選定する複数の都市公園等を対象に維持管理業務を委託する。このうち単一の都市公園（主要な都市公園を想定）については、管理運営（維持管理、運営管理、法令管理、安全対策、市民参画・協働、経営等）を包括的に委任する。	民間事業者等が、エリア内の全ての都市公園の管理運営（維持管理、運営管理、法令管理、安全対策、市民参画・協働、経営等）を包括的に委任する。
法的性格	維持管理業務委託（作業一括・地域別）欄参照・指定管理欄参照	管理代行（指定（行政処分的一种）による委任）
期間の目安	維持管理業務委託（作業一括・地域別）欄参照・指定管理欄参照	3～5年 ※設置管理許可制度や公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した収益施設等の設置を伴う場合は20～30年
一般的な発注方式	維持管理業務委託（作業一括・地域別）欄参照・指定管理欄参照	仕様・性能発注
一般的な発注方法	維持管理業務委託（作業一括・地域別）欄参照・指定管理欄参照	公募選定（プロポーザル型）

図 4.3.4 民間事業者等との連携による都市公園等の管理運営・維持管理の段階的な推進パターン

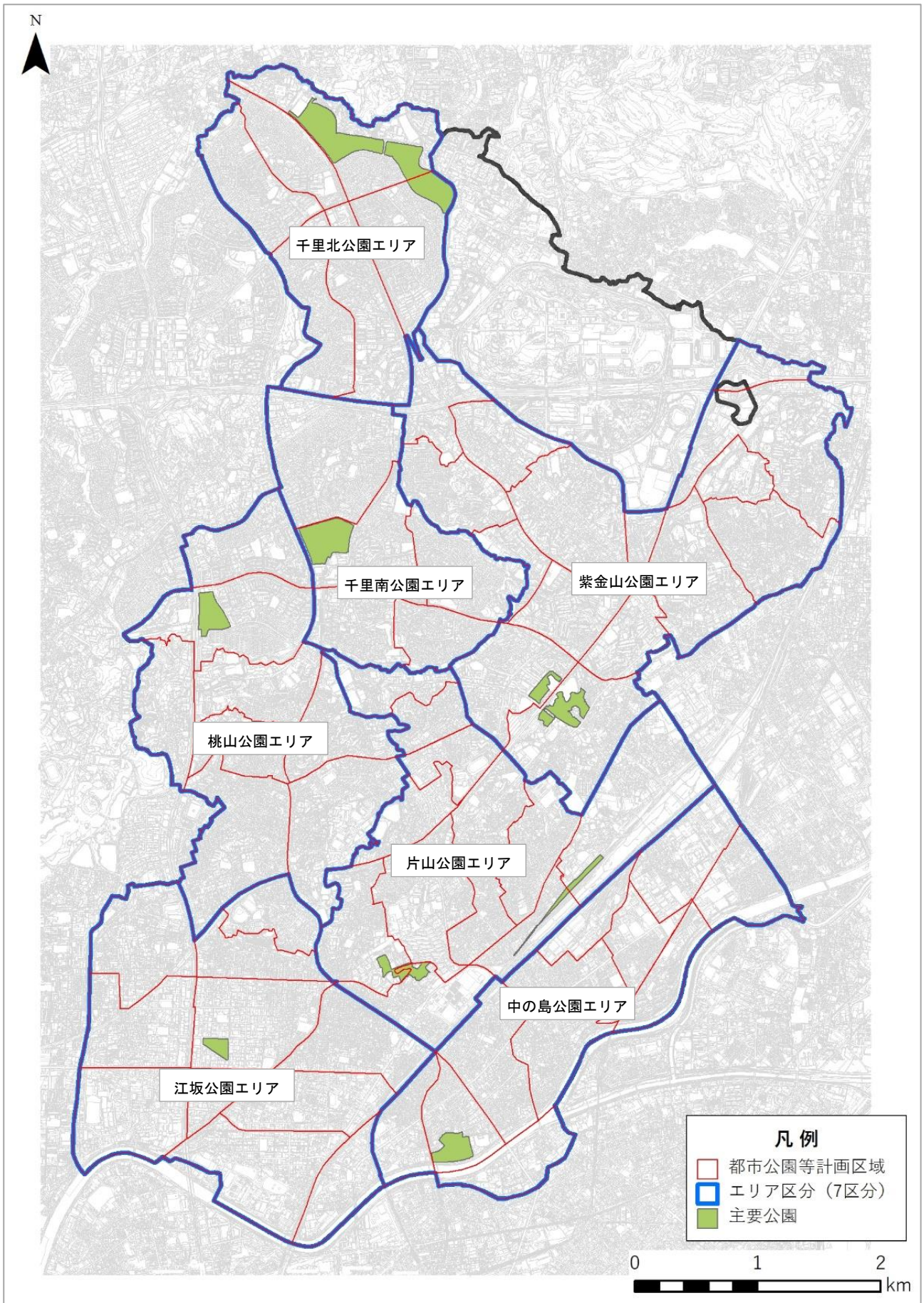


図 4.3.5 主要な都市公園の配置と都市公園等計画区域を考慮したエリア区分例

③市民等、民間事業者等、行政の市民活動パートナーシップ

民間事業者等が都市公園等の管理運営を行う場合においても、市民とのパートナーシップの重要性は変わりませんが、都市公園等運営に関わる市民等、民間事業者等、行政の役割に応じた市民活動パートナーシップを構築することが必要となります。

民間事業者等は、市民活動支援施策の実施者としての役割を担い、都市公園等の管理運営の質を向上させるため、愛護会、ボランティア、自治会、住民団体といった多様な主体と協力関係を構築し、ボランティア活動やイベント開催等の市民活動を市と協議・報告しながら支援することが求められます。また、管理運営を行う都市公園等を対象とする公園協議会が設置されている場合は、公園管理者として参画・運営することが必要です。これらの実施にあたっては、より現場に近いところから市民等とのきめの細かいコミュニケーションを図り、良好なパートナーシップを構築することが重要であるため、市民活動のコーディネーター役となる担当者を置くことが望ましいです。

市民等は、市民活動の実施者としての役割を担い、市民活動の実施に関する依頼・相談を民間事業者等と適宜行い、必要に応じて制度の創設・改正等の要望・相談を市に行うことで、市民活動の円滑な実施と活性化を図ることができます。

吹田市は、市民活動支援施策の企画者として、市民活動支援制度の創設・改正や公園協議会の設置を必要に応じて行うとともに、民間事業者等に対する管理運営費の支払い、助言、評価等を適切に行うことが必要です。

民間事業者等との連携による都市公園等の管理運営にあたっては、このような市民活動パートナーシップを構築できる仕組みを整えるとともに、三者の共通理解が得られるよう努めます。

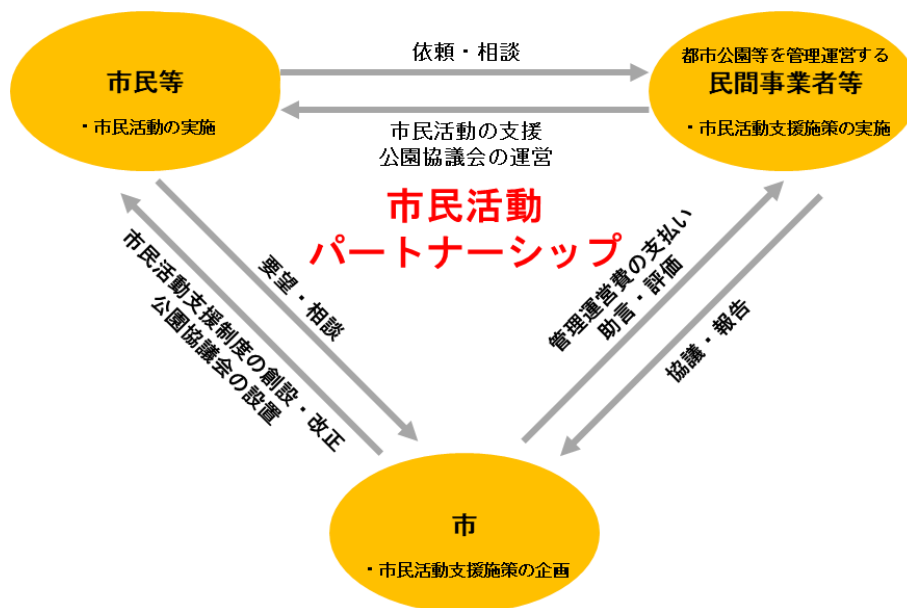


図 4.3.6 市民等、都市公園等を管理運営する民間事業者等、市による市民活動パートナーシップ

(3)健全な都市公園等行政を支える財源の確保

対応する視点：都市公園等ストックの活用・都市公園等経営の持続可能性確保・多様なパートナーとの連携強化

今後、本方針に沿った都市公園等行政を着実に展開していくため、一層効率的な行財政運営を行うとともに、財源の確保に努めます。

都市公園等の再整備と管理運営により生み出される収益の確保とともに、「緑化推進基金」の積立額の確保、国や大阪府等による補助金・助成金の積極的な活用、都市計画税の活用を図ります。

①都市公園等の再整備と管理運営により生み出される収益の確保

現在、都市公園等の再整備と管理運営により生み出される収益は、使用料のみとなっています。平成30年度（2018年度）に徴収した使用料は、制限行為約7万円、公園施設設置・管理（工事施工含む）約1,536万円、占用約2,914万円を合計して4,457万円です。今後、経営の視点を強化したり、制限行為許可を柔軟に運用するなど、収益の向上を図るとともに、債権管理を徹底します。また、民間事業者とのパートナーシップによる維持管理経費の効率化を進めます。

とりわけ、主要な都市公園においては、民間事業者等による公園の魅力向上に寄与する施設の設置や、施設の運営と連携した運営管理を促進するなど、都市公園内の施設等の収益向上を図ります。また、指定管理者制度をはじめとする民間事業者等と連携した公園の管理運営を進め、民間事業者等のノウハウを活用した経費節減を図ります。これらにより生み出される収益を管理運営の質の向上に還元します。さらに、主要な都市公園の再整備と管理運営を通じて、地域の活性化や公園を核とした地域コミュニティの強化等による周辺の環境改善や不動産価値向上を図り、価値上昇分を公園の管理運営に還元する好循環を形成します。

②「緑化推進基金」の積立

吹田市では、昭和54年度（1979年度）に市民から「緑化に役立ててほしい」と約4,000万円の寄附があったことを受け、昭和55年（1980年）3月31日に「積立基金条例」を改正し、「緑化推進基金」を設置しました。平成30年度（2018年度）末現在において、約7億2千万円の基金を積み立てており、基金からの利息を一般会計の緑化予算の一部に充当し、みどりのまちづくりを進めるための事業に使用しています。また、近年では、大阪府から吹田市への千里緑地の引渡に伴って補修すべき工事に係る事業や災害復旧・災害予防に係る事業など、公共施設等の緑化推進を目的とする事業に要する臨時的費用に充当する場合においては、適切に基金を繰り入れ、有効に活用しています。

今後も「緑化推進基金」を有効活用するため、基金を活用した事業の成果をわかりやすく示し、広く理解と共感を得るようにすることで、市民や事業者等からの寄附をいただきやすくなるよう、広報活動を展開したり、公園行政に資金面からご協力をいただいた市民や事業者等の名前を、都市公園等に設置する案内板に掲載することによる広告収入の仕組みを検討するなど、財源の確保に努めます。

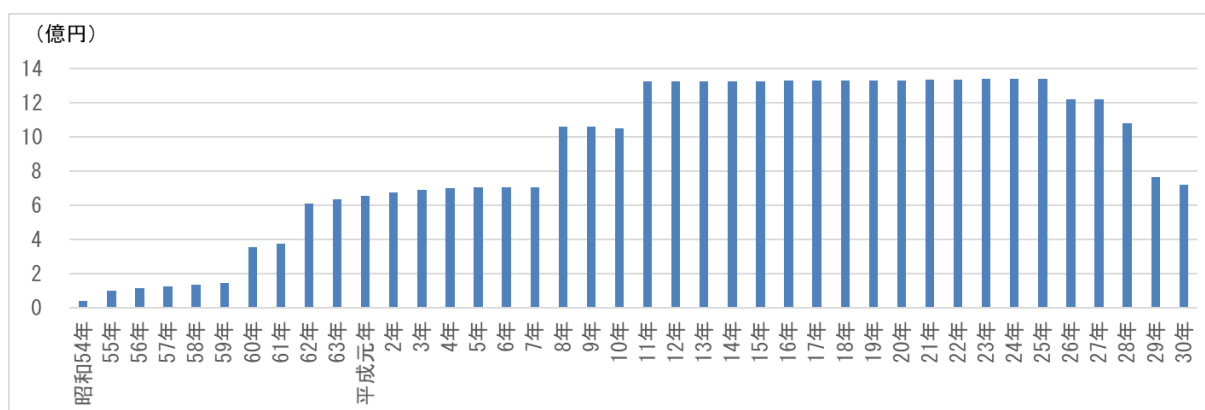


図 4.3.7 「緑化推進基金」積立額の推移

③国や大阪府等による補助金・助成金の積極的な活用

近年、都市公園等の再整備と管理運営に活用した補助金・助成金は、都市公園の遊具の撤去・更新と遊園への防災施設の設置に活用した「社会資本整備総合交付金（国土交通省）」、「樹木健全度緊急調査」に活用した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（内閣府）」、花壇の資材等に活用した「緑の募金・緑化推進事業等交付金（公益財団法人大阪みどりのトラスト協会）」があります。

今後、本方針に基づき、国や大阪府が示す方向性や社会潮流に一早く対応することで、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」など、「社会資本整備総合交付金（国土交通省）」の新たな事業とともに、「森林環境税を財源とする都市緑化を活用した猛暑対策事業に係る補助金（予定）（大阪府）」や「公益法人等が行う公益事業への助成（一般財団法人日本宝くじ協会）」など、これまで活用してこなかったものを含めて補助金・助成金の積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

④都市計画税の活用

大規模な都市公園の計画的な配置に向けた紫金山公園と片山公園の未開設区域の整備や、身近な都市公園等の配置・規模適正化に向けた都市公園の新規整備（都市計画事業）において、都市計画税を活用します。

資料編

資料1 都市公園一覧表(平成30年度(2018年度)末)

表 資1.1 都市公園一覧表(平成30年度(2018年度)末)

分類	名称	面積 (ha)	分類	名称	面積 (ha)	分類	名称	面積 (ha)	
街区公園	2・2・205-1 大井池公園	0.54	街区公園	2・2・205-48 山田西第3公園	0.14	街区公園	垂水上池公園*	0.32	
	2・2・205-2 金田公園	0.16		2・2・205-49 王子公園	0.35		春日わんぱく公園*	0.33	
	2・2・205-3 玉の井公園	0.20		2・2・205-50 山田駅東公園	0.43		千里丘西公園*	0.21	
	2・2・205-4 住友公園	0.16		2・2・205-51 末広公園	0.33		山田川公園*	0.13	
	2・2・205-5 松が丘第1公園	0.02		2・2・205-52 新いづみ公園	0.10		千里丘上公園*	0.11	
	2・2・205-6 松が丘第2公園	0.12		2・2・205-53 あんず公園	0.10		長野西公園*	0.21	
	2・2・205-7 松が丘第3公園	0.04		2・2・205-54 佐井寺東公園	0.16		新芦屋下公園*	0.18	
	2・2・205-8 原新池公園	0.38		2・2・205-55 いずみの園公園	0.13		新芦屋上公園*	0.28	
	2・2・205-9 豊津公園	0.30		2・2・205-56 円山公園	0.10		山田上王子池公園*	1.10	
	2・2・205-10 江の木公園	0.40		2・2・205-57 尺谷公園	0.39		山田西ふれあい公園*	0.16	
	2・2・205-11 穂波公園	0.24		2・2・205-58 岸部南公園	0.10		長野公園*	1.40	
	2・2・205-12 はぎのき公園	0.95		2・2・205-59 南正雀ふれあい公園	0.41		原町ふれあい公園*	0.17	
	2・2・205-13 こでまり公園	0.40		2・2・205-60 原竜が池公園	0.15		星ヶ池公園*	0.35	
	2・2・205-14 あじさい公園	0.25		2・2・205-61 亥の子谷北公園	0.15		神崎新田公園*	0.12	
	2・2・205-15 ふじのき公園	0.98		2・2・205-62 亥の子谷公園	0.25		小計	29.96	
	2・2・205-16 おぼな公園	0.26		2・2・205-63 竹谷公園	0.12		近隣公園	3・3・205-10 江坂公園	2.30
	2・2・205-17 さるすべり公園	0.52		2・2・205-64 上山手公園	0.20			3・3・205-11 南吹田公園	2.30
	2・2・205-18 やまぶき公園	0.14		2・2・205-65 佐井寺南公園	0.10			3・3・205-14 佐井寺南が丘公園	1.00
	2・2・205-19 さざんか公園	0.29		2・2・205-66 千里山東にちご公園	0.12			3・3・205-12 山田西公園	1.90
	2・2・205-20 ゆりのき公園	0.18		2・2・205-67 宮が谷池公園	0.15			3・3・205-13 新芦屋中央公園	1.10
	2・2・205-21 しいのき公園	0.27		2・2・205-68 片山北ふれあい公園	0.74			3・3・205-1 津雲公園	3.00
	2・2・205-22 あべりあ公園	0.88		2・2・205-69 岸部中第2公園	0.25			3・3・205-2 高野公園	2.70
	2・2・205-23 にれのき公園	0.25		2・2・205-70 佐井寺北公園	0.14			3・3・205-3 佐竹公園	3.10
	2・2・205-24 もものき公園	0.47		2・2・205-71 佐井寺新池公園	0.22			3・3・205-4 ねむのき公園	1.20
	2・2・205-25 あせび公園	0.45		2・2・205-72 山田下ふれあい公園	0.21			3・3・205-5 竹見公園	2.00
	2・2・205-26 下新田公園	0.25		千里山公園*	0.22			3・3・205-6 青山公園	2.70
	2・2・205-27 広芝公園	0.53		こすも公園*	0.10			3・3・205-7 藤白公園	2.30
	2・2・205-28 南金田公園	0.27		東御旅公園*	0.14		3・3・205-8 古江公園	3.00	
	2・2・205-29 上新田公園	0.37		千里山西公園*	0.24		3・3・205-9 くちなし公園	1.70	
	2・2・205-30 南清和園公園	0.32		岸部北公園*	0.11		健都レールサイド公園*	2.56	
	2・2・205-31 川岸公園	0.25		千里山東公園*	0.20		小計	32.86	
	2・2・205-32 山田公園	0.18		山田東公園*	0.10		地区公園	4・4・205-1 中の島公園	6.40
2・2・205-33 榎坂大池公園	0.41	ルネ千里丘公園*	0.16	4・4・205-2 片山公園	4.00				
2・2・205-34 染の井公園	0.12	山田小川公園*	0.20	4・4・205-3 桃山公園	6.00				
2・2・205-35 谷上池公園	0.27	千里台公園*	0.16	小計	16.40				
2・2・205-36 岸部中第1公園	0.25	青葉丘南第1公園*	0.10	総合公園	5・5・205-1 千里南公園	10.50			
2・2・205-37 さつき公園	0.24	青葉丘南第3公園*	0.14		5・5・205-2 千里北公園	30.10			
2・2・205-38 江坂山北公園	0.13	だいのき公園*	0.12		5・5・205-3 紫金山公園	8.40			
2・2・205-39 江坂山南公園	0.34	引谷公園*	0.20	小計	49.00				
2・2・205-40 安威川公園	0.54	五反島公園*	0.47	都市緑地	第205-1号千里緑地	58.80			
2・2・205-41 いずみ公園	0.10	南正雀わんぱく公園*	0.46		小計	58.80			
2・2・205-42 山田下公園	0.15	原町公園*	0.22	広域公園	9・6・205-1 万博公園	129.00			
2・2・205-43 いずみ南公園	0.16	吹一公園*	0.10		第2号服部緑地	8.90			
2・2・205-44 江坂西公園	0.11	青葉丘公園*	0.14		小計	137.90			
2・2・205-45 吹東公園	0.11	上山田公園*	0.23	都市公園合計		326.34			
2・2・205-46 山田西第1公園	0.34	山田西にこにこ公園*	0.17						
2・2・205-47 山田西第2公園	0.29	川園公園*	0.79						

※都市計画決定していない都市公園

資料2 サウンディング型市場調査結果

吹田市の都市公園等の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査の結果概要

令和元年（2019年）9月27日

吹田市土木部公園みどり室

本調査は、吹田市が管理する都市公園等が抱える課題を解決すべく、民間事業者等からの都市公園等の魅力向上に向けたアイデアや意見等を把握し、今後の民間活力導入の可能性把握や、吹田市都市公園等整備・管理方針（パークマネジメントプラン）への反映、公募に向けた検討に活かすために実施しました。

このたび、参加して下さった民間事業者から以下の提案等をいただきましたので概要を公表します。

1 実施概要

吹田市が管理する全都市公園等（平成30年度末 515箇所）を対象とし、主要な7公園については特に提案を求めました。「再整備」、「管理運営」、「利用促進」の中から1つ以上の事項について、提案者自らが主体となって実施する事業の提案を募集しました。

2 実施期間

【実施要領の公表】	令和元年7月1日（月）	
【事前説明会】	令和元年7月16日（火）	9団体参加
【質問書の受付】	令和元年7月31日（水）まで	4団体提出
【現地見学会】	令和元年8月14日（水）	3団体参加
江坂公園駐車場の見学可否 の質問があったため開催	令和元年8月28日（水）	
【提案の受付】	令和元年8月16日（金）まで	
【個別サウンディング】	令和元年9月3日（火）～12日（木）	11団体参加

3 提案概要等

【参加団体の主な業種】

不動産業、建設業、飲食サービス業、造園業、小売業、コンサルタント業、駐車場管理業 等

【提案数（公園別内訳）】

千里南公園	千里北公園	紫金山公園	中の島公園	片山公園	桃山公園	江坂公園	都市公園等 全体	計
2	6	1	2	3	3	8	3	28

図 資 2.1 吹田市の都市公園等の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査の結果概要（1/2）

【提案概要】

再整備	飲食・物販等店舗	カフェ・レストラン、ベーカリー、食品雑貨店、スイーツ店、コンビニエンスストア、スポーツショップ、またはこれらの複合化施設 等
	その他	ホテル、ペットサービス、交流拠点施設、フィットネスジム、共有オフィス（ワーキングスペース）、育児支援施設、バスケットボール場（3 on 3）、ボウリング、フットサルコート、バーベキュー場、芝生広場、体験型農園、ドッグラン、駐車場、保育園、老人介護施設、トイレ、喫煙ブース 等
管理運営	公募設置管理制度（Park-PFI）による整備・管理運営、指定管理者制度による管理運営（公園全体、複数公園包括）、設置許可による管理運営（公園全体、一部公園施設のみ）	
利用促進	マルシェ、新たな公園利用者を呼び込むイベント、飲食イベント、参加体験型イベント・スクール、絵本の読み聞かせ、既存施設の活用・連携イベント、周辺企業・教育施設等と連携したイベント、市内公園ネットワークを活用したイベント、掲示板等による公園案内・地域情報等の発信、レンタサイクル 等	

【行政に求めること】

- ・行政の費用負担（維持管理費用・指定管理委託料・既存施設撤去費用・インフラ整備費用等）
- ・事業期間 20 年間基本
- ・市のコンセプトや求める施設の提示
- ・公園内既存施設（体育館、体験学習施設、図書館等）との連携や一体管理
- ・駐車場の管理運営を含む公募
- ・イベント内容や店舗業態の規制緩和
- ・公園の詳細図面提供
- ・地域情報の提供・マッチングに関する支援 等

4 今後の予定

今回の調査の実施により、本市の都市公園等に対する民間事業者の参入意欲は高いことがわかりました。調査結果は、現在検討を進めている「吹田市都市公園等整備・管理方針」、主要公園別の「パークマネジメントプラン」の策定に反映し、来年度から順次公募に向けた取り組みを進めていく予定です。

いただいた提案等を参考に事業化の検討を進め、必要に応じて事業化に向けた再度のサウンディングを行いながら、事業方式、公募条件等の具体的内容を決定していきます。

5 問い合わせ先

吹田市土木部公園みどり室 計画グループ

TEL : 06-6834-5364

E-mail:dousei-kouen@city.suita.osaka.jp

図 資 2.2 吹田市の都市公園等の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査の結果概要（2 / 2）

資料3 都市公園等再編シート

都市公園等再編シート（計画区域）

番号	28	計画区名	江坂山南公園計画区域	作成日	2020年3月31日		
都市公園等計画区域基本情報							
面積	790,763 m ²		一般市街地面積	691,151 m ²			
人口密度	134.9 人/ha		地盤高低差	最大 75.8 m			
人口	年少（0～14歳）	生産年齢（15～64歳）	老年（65歳～）	合計			
	1,464 人（14%）	7,041 人（66%）	2,161 人（20%）	10,666 人			
町丁目	江坂町5丁目、千里山西1丁目、千里山西2丁目、千里山西3丁目、千里山西4丁目						
地区連合自治会	千三地区連合自治会						
小学校通学区域	千里第三小学校						
中学校通学区域	第一中学校						
町丁目平均緑被率	14.27%	地域ブロック緑被率	千里山・佐井寺地域：23.7%				
区域設定の考え方	北は連合区の一部・地域の主要道路である市道千里山西春日線、東は小学校区・連合区の境界でもあり分断要素の上の川、南は小学校区（中学校区）・連合区の境界でもあり分断要素の名神高速道路、西は市境界に沿って設定している。						
都市公園等情報							
名称			整備状況 ※面積はGIS計測				
現状	都市公園	江坂山北公園、江坂山南公園、千里山西公園		都市公園	合計		
	遊園・緑地・緑道	美和遊園、千里山西遊園、千里山第1噴水、ぞうさん遊園、千里山西第3遊園、ももぞの遊園、千里山西かぶと遊園、わにさん遊園、ホッパパーク千里山西遊園、千里山西さつき遊園、ハブの丘千里山遊園	箇所数	3	11	14	
			面積(m ²)	6,923	3,279	10,203	
			整備水準(m ² /人)	0.6	0.3	1.0	
再編・整備後	廃止	わにさん遊園	再編・整備後	箇所数	3	10	13
		新規整備		—	面積(m ²)	6,923	3,279
			整備水準(m ² /人)	0.6	0.3	1.0	
再編・整備判断基準情報							
都市公園			■ 有 □ 無				
一般市街地における都市公園・遊園250m誘致圏面積カバー率			現状	97.7%	再編・整備後	97.7%	
近接する都市公園・遊園			■ 有 □ 無				
都市公園等整備類型箇所数 ※（ ）内は、うち遊園・緑地・緑道							
	現状	再編・整備後		現状	再編・整備後		
総合公園・地区公園型	0（ ）	0（ ）	運動利用優先型	0（ ）	2（ 2 ）		
近隣公園型	0（ ）	0（ ）	都市緑地型	0（ ）	0（ ）		
街区公園型	3（ 0 ）	3（ 0 ）	緑道型	0（ ）	0（ ）		
休息・観賞・散歩利用優先型	3（ 3 ）	6（ 6 ）	都市林型	0（ ）	0（ ）		
遊戯利用優先型	8（ 8 ）	2（ 2 ）	広場公園型	0（ ）	0（ ）		
遊園（特定設置目的型除く）の設置標準化公園施設情報							
	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	合計		
現状	125	435	805	20	1,385		
再編・整備後							
再編・整備の方向性							
区分	□現状維持 ■統廃合 □種別変更 □新規整備（都市計画事業） □新規整備（寄附・移管・帰属）						
考え方	わにさん遊園を隣接する千里山西公園に統廃合する。なお、千里山西遊園は、隣接する公共施設の更新時に統廃合を検討する。						

図 資 3.1 都市公園等再編シート（計画区域）（1 / 4）



図 資 3.2 都市公園等再編シート（計画区域）（2 / 4）

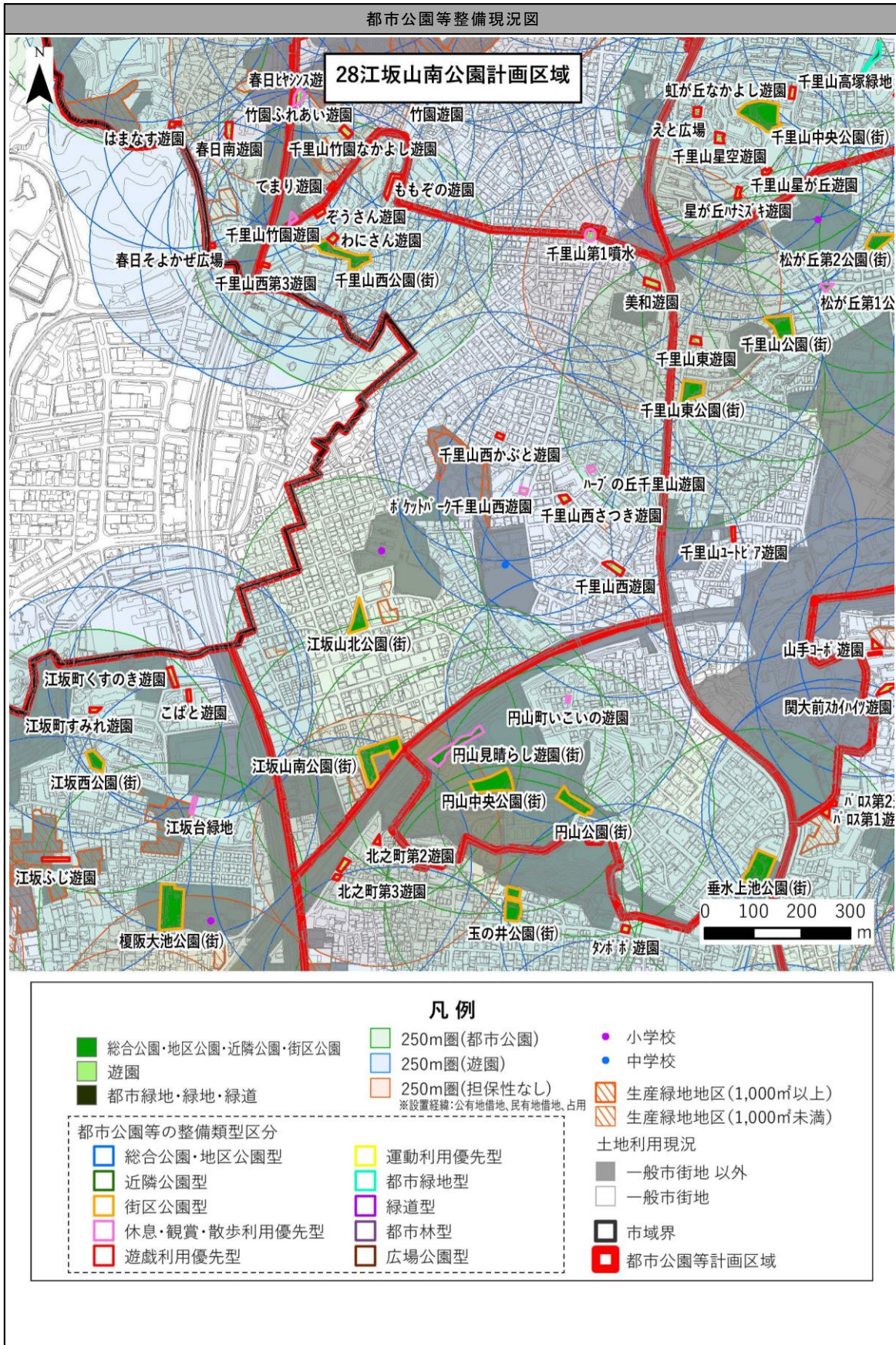


図 資 3.3 都市公園等再編シート (計画区域) (3 / 4)

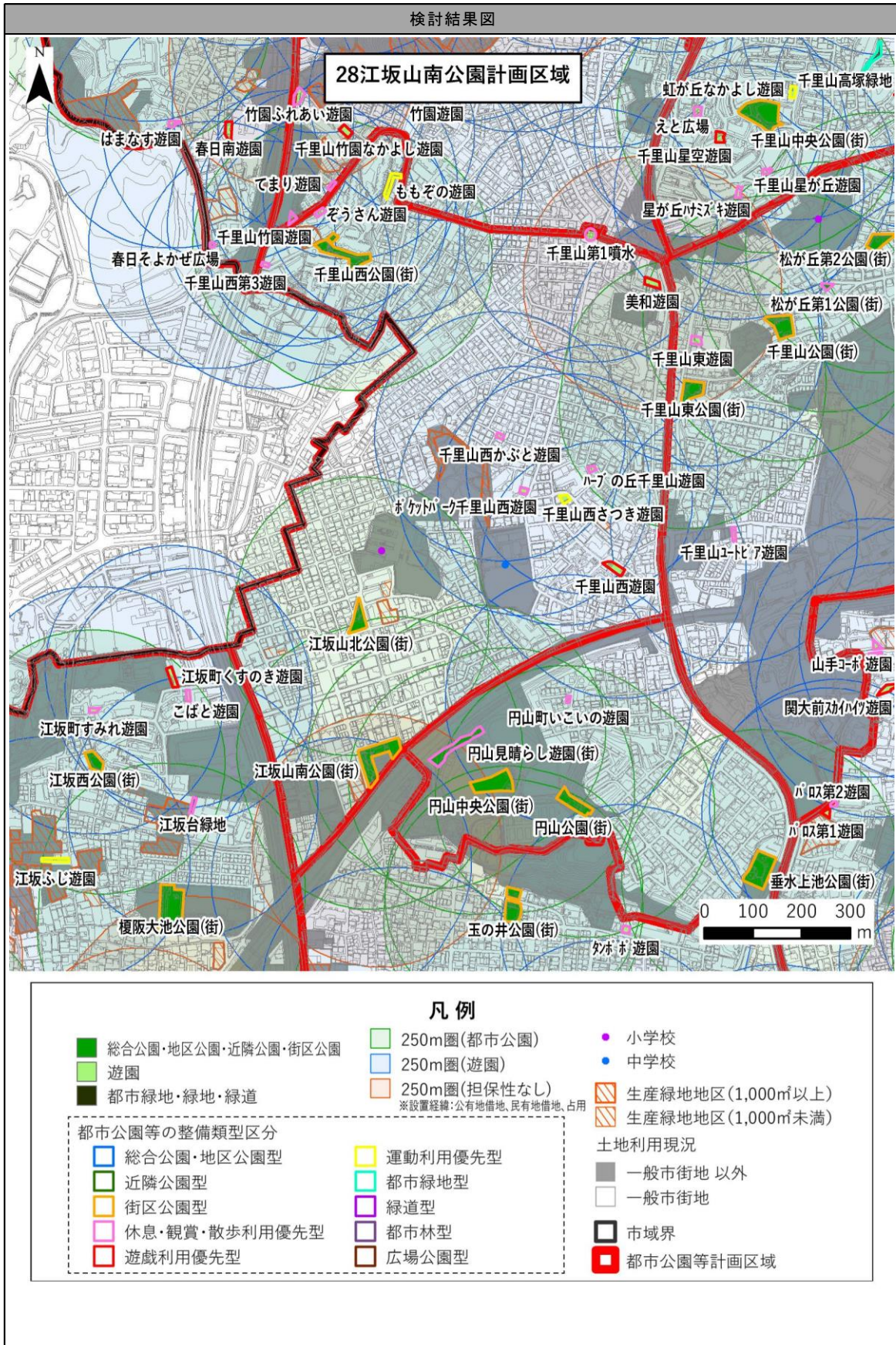


図 資 3.4 都市公園等再編シート (計画区域) (4 / 4)

都市公園等再編シート（遊園）

番号	28	計画区名	江坂山南公園計画区域	作成日	2019年12月26日
----	----	------	------------	-----	-------------

遊園基本情報					
番号	SP0216	名称	わにさん遊園		
所在地	千里山西4丁目39番	整備類型	遊戯利用優先型		
開設面積	286.82 m ²	緑化率	21%	設置年	1983年4月28日
設置経緯	<input type="checkbox"/> 公有地買収 <input type="checkbox"/> 公有地借地 <input type="checkbox"/> 国有地買収 <input type="checkbox"/> 民有地買収 <input type="checkbox"/> 民有地借地 <input type="checkbox"/> 所属替 <input type="checkbox"/> 区画整理等（公共・寄附） <input type="checkbox"/> 区画整理等（民間） <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 寄附 <input checked="" type="checkbox"/> 帰属 <input type="checkbox"/> その他				
設置標準化公園施設情報					
修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	合計	
0	30	85	0	115	
計画と条件・管理運営情報					
用途地域	第1種中高層住居専用地域		災害危険度判定調査要整備区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input checked="" type="checkbox"/> 区域外	
地盤高低差	最大 0.8 m	遊園環境整備助成金	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	緑あふれる未来サポーター数	0 団体
H29年度苦情・要望数	1 件	左記の主な内容	ベンチ		
写真					
					

再編の方向性	
統廃合の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
考え方	本遊園は、1980年に開発事業者から帰属されたものである。隣接する千里山西公園と一体的に再整備することで相互の機能向上が見込めることから統廃合する。
整備類型の方向性	
変更の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
区分	<input type="checkbox"/> 休息・観賞・散歩利用優先型 <input type="checkbox"/> 遊戯利用優先型 <input type="checkbox"/> 運動利用優先型 <input type="checkbox"/> その他
考え方	

図 資 3.5 都市公園等再編シート（遊園）（1/2）

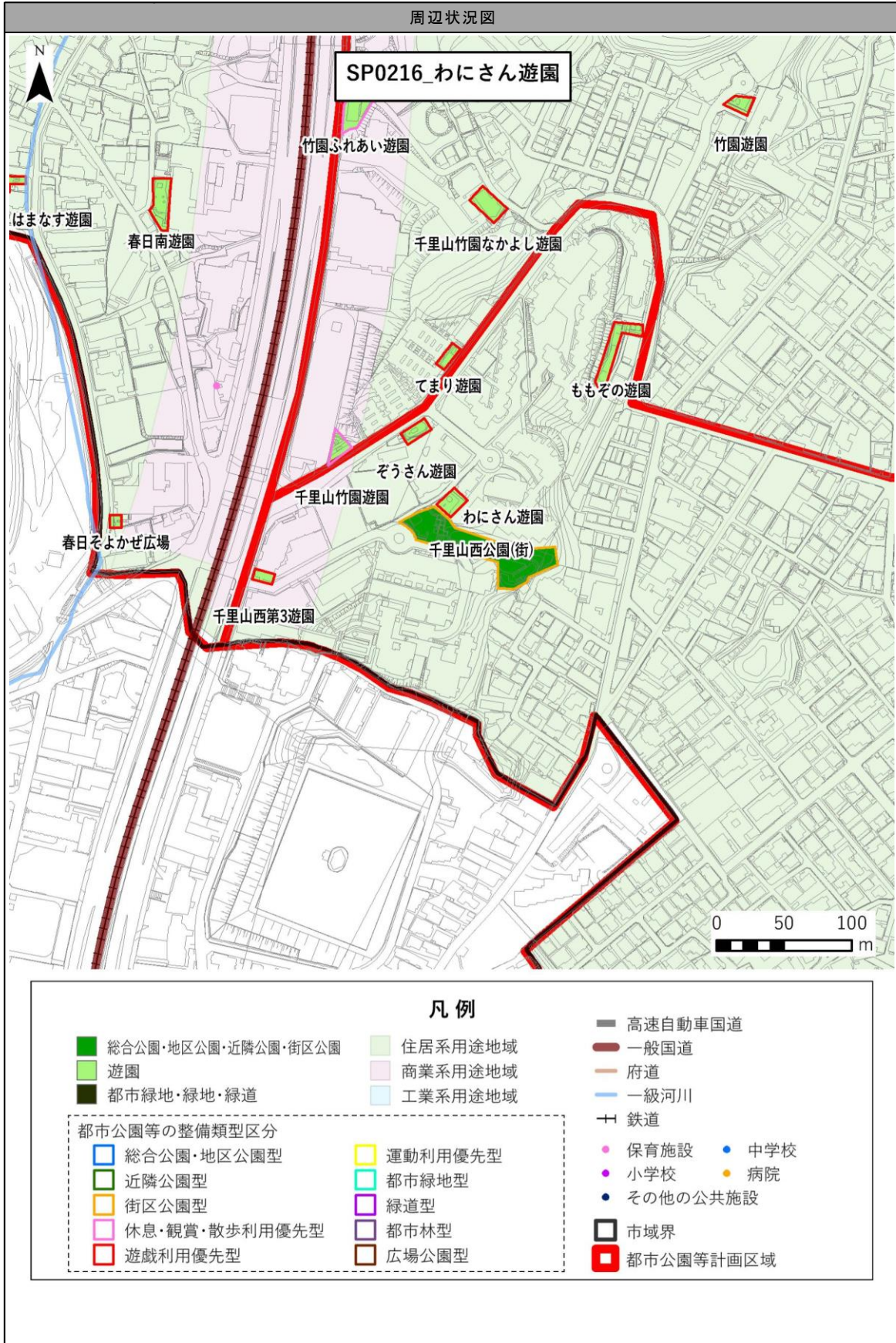


図 資 3.6 都市公園等再編シート（遊園）（2 / 2）

資料4 街区公園・遊園の設置施設一覧

表 資 4.1 街区公園・遊園（特定設置目的型除く）の設置施設一覧（1/4）

法第2条第2項 (公園施設の定義)	政令第5条 (公園施設の種類の)		吹田市公園管理システム上の 公園施設の種類の	設置の考え方		
				街区公園	遊園	
第1号 園路及び広場	—	—	(園路) 園路	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置	
第2号 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの	第1項	—	(広場) 広場	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置	
			植栽	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置	
			植栽	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置	
			植栽	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置	
			トレリス	設置しない	設置しない	
			芝生	—	設置しない	設置しない
			花壇	花壇	ポランティア活動に応じて設置	設置標準 ※地域で整備する小規模なものは対象外
				アーチ	設置しない	設置しない
				ゲート	設置しない	設置しない
				フラワーベース	設置しない	設置しない
				フラワーカップ	設置しない	設置しない
				フラワーカップ	設置しない	設置しない
				プランター	ポランティア活動に応じて設置	設置標準 ※花壇参照
			いけがき	—	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
			日陰たな	パーゴラ	整備計画に応じて設置	設置標準
			噴水	噴水	鉄道駅周辺である場合、小規模なものに限り、整備計画に応じて設置	設置しない
				水流	カスケード	設置しない
			水流	せせらぎ	設置しない	設置しない
				手回しポンプ	鉄道駅周辺である場合、小規模なものに限り、整備計画に応じて設置	設置しない
				池	池	既存の自然池がある場合、整備計画に応じて設置
			滝	壁泉	設置しない	設置しない
				滝組	設置しない	設置しない
			つき山	築山	地盤高低差がある場合、整備計画に応じて設置	地盤高低差がある場合、整備計画に応じて設置
			彫像	バードバス	鉄道駅周辺である場合、小規模なものに限り、整備計画に応じて設置	設置しない
				灯籠	—	設置しない
			石組	—	設置しない	設置しない
				飛石	飛石	設置しない
その他これらに類するもの	景石	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置			
	橋	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置			
	八つ橋	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置			
	東屋	整備計画に応じて設置	設置標準			
	四阿	—	—			
第3号 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの	第2項	第1号	休憩所	整備計画に応じて設置	設置標準	
			ベンチ	シェルター	整備計画に応じて設置	設置標準
				スツール	整備計画に応じて設置	設置標準
				ベンチ	整備計画に応じて設置	設置標準
				ツリーサークル	整備計画に応じて設置	設置標準
			野外卓	野外卓	整備計画に応じて設置	設置標準
			ピクニック場	—	設置しない	設置しない
キャンプ場	—	設置しない	設置しない			
その他これらに類するもの	—	—	—			
第4号 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	第3項	第1号	条例で定める休養施設	—	※該当なし(条例非制定)	
			ぶらんこ	タイヤブランコ ブランコ ベンチブランコ 安全ブランコ	整備計画に応じて設置	設置標準
			滑り台	滑り台	整備計画に応じて設置	設置標準
				スライダー	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない
			シーソー	シーソー	整備計画に応じて設置	設置標準
			ジャングルジム	ジャングルジム	整備計画に応じて設置	設置標準
			ラダー	ラダー	整備計画に応じて設置	設置標準
			砂場	砂場	整備計画に応じて設置	設置標準
			徒渉池	—	設置しない	設置しない
			舟遊場	—	設置しない	設置しない
			魚釣場	—	設置しない	設置しない
			メリーゴーラウンド	回転機	設置しない	設置しない
			遊戯用電車	—	設置しない	設置しない
			野外ダンス場	—	設置しない	設置しない
			その他これらに類するもの	一輪車練習機	整備計画に応じて設置	設置標準
				石の山	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない
				擬木ハウス	整備計画に応じて設置	設置しない ※コンビネーションと同一
				クライミングネット	設置しない ※ネット・ロープは設置しない	設置しない ※ネット・ロープは設置しない
				コンクリートタワー	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない

表 資 4.2 街区公園・遊園（特定設置目的型除く）の設置施設一覧（2/4）

法第2条第2項 (公園施設の定義)	政令第5条 (公園施設の種類の)		吹田市公園管理システム上の 公園施設の種類の	設置の考え方			
	第3項	第1号		街区公園			
				遊園	遊園		
第4号 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	第3項	第1号	その他これらに類するもの	スプリング遊具	設置しない ※事故が多いため今後は設置しない	設置しない ※事故が多いため今後は設置しない	
			ステップ	整備計画に応じて設置	整備標準		
			ターザンロープ	設置しない ※ネット・ロープは設置しない	設置しない ※ネット・ロープは設置しない		
			動物ユニット	整備計画に応じて設置	整備標準		
			登り梯	整備計画に応じて設置	整備標準		
			ヒューム管	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない	設置しない ※大規模なコンクリート製遊具は設置しない		
			ブロックユニット	整備計画に応じて設置	整備標準		
			プレイカップ	整備計画に応じて設置	整備標準		
			プレイスカルプチャー	整備計画に応じて設置	整備標準		
			プレイウォール	整備計画に応じて設置	整備標準		
			平行梯	整備計画に応じて設置	整備標準		
			平均台	整備計画に応じて設置	整備標準		
			遊動円木	設置しない ※今後は設置しない	設置しない ※今後は設置しない		
			リンク	整備計画に応じて設置	整備標準		
			コンビネーション	整備計画に応じて設置	設置しない		
木製遊具	設置しない	設置しない					
第5号 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの	第4項	第1号	第2号	条例で定める遊戯施設	—	※該当なし (条例非制定)	
			第1号	野球場	野球場グラウンド	設置しない	設置しない
			陸上競技場	—	設置しない	設置しない	
			サッカー場	—	設置しない	設置しない	
			ラグビー場	—	設置しない	設置しない	
			テニスコート	—	設置しない	設置しない	
			バスケットボール場	—	設置しない	設置しない	
			バレーボール場	—	設置しない	設置しない	
			ゴルフ場	—	設置しない	設置しない	
			ゲートボール場	—	設置しない	設置しない	
			水泳プール	—	設置しない	設置しない	
			温水利用型健康運動施設	—	設置しない	設置しない	
			ボート場	—	設置しない	設置しない	
			スケート場	—	設置しない	設置しない	
			スキー場	—	設置しない	設置しない	
相撲場	—	設置しない	設置しない				
弓場	—	設置しない	設置しない				
乗馬場	—	設置しない	設置しない				
鉄棒	鉄棒	整備計画に応じて設置	整備標準				
つり輪	—	整備計画に応じて設置	整備標準				
リハビリテーション用運動施設	健康遊具	整備計画に応じて設置	整備標準				
その他これらに類するもの	バスケットゴール	設置しない	設置しない				
これらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物	—	—	—				
第2号	条例で定める運動施設	—	※該当なし (条例非制定)	※該当なし (条例非制定)			
第6号 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの	第5項	第1号	植物園	—	設置しない	設置しない	
			温室	—	設置しない	設置しない	
			分区園	—	整備計画に応じて設置	整備標準 ※花壇参照	
			動物園	—	設置しない	設置しない	
			動物舎	—	設置しない	設置しない	
			水族館	—	設置しない	設置しない	
			自然生態園	—	設置しない	設置しない	
			野鳥観察所	—	設置しない	設置しない	
			動植物の保護繁殖施設	—	設置しない	設置しない	
			野外劇場	—	設置しない	設置しない	
			野外音楽堂	—	設置しない	設置しない	
			図書館	—	設置しない	設置しない	
			陳列館	—	設置しない	設置しない	
			天体又は気象観測施設	—	設置しない	設置しない	
			体験学習施設	—	設置しない	設置しない	
			記念碑	カリヨン	設置しない	設置しない	
			記念碑	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	
			歌碑	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	
			モニュメント	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	
			その他これらに類するもの	説明板	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	設置すべき事実がある場合、整備計画に応じて設置	
			方位柱	設置しない	設置しない	設置しない	
			野外ステージ	設置しない	設置しない	設置しない	
			第2号	古墳、城跡、旧宅その他の遺跡	—	遺跡がある場合、整備計画に応じて設置	遺跡がある場合、整備計画に応じて設置
			これらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いもの	—	これらを復元したものである場合、整備計画に応じて設置	これらを復元したものである場合、整備計画に応じて設置	
			第3号	条例で定める教養施設	—	※該当なし (条例非制定)	※該当なし (条例非制定)

表 資 4.3 街区公園・遊園（特定設置目的型除く）の設置施設一覧（3/4）

法第2条第2項 (公園施設の定義)	政令第5条 (公園施設の種類の)	吹田市公園管理システム上の 公園施設の種類の	設置の考え方						
			街区公園	遊園					
第7号 売店、駐車場、 便所その他の便 益施設で政令で 定めるもの	第6項	—	飲食店（風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第二条第四 項に規定する接待飲食等営業に係る ものを除く。）	—	設置しない	設置しない			
			売店	—	設置しない	設置しない			
			宿泊施設	—	設置しない	設置しない			
			駐車場	駐車場 駐輪場	設置しない 設置しない	設置しない 設置しない			
			園内移動用施設	—	設置しない	設置しない			
			便所	便所	同一都市公園等計画区域に総 合・地区・近隣が無い場合、 小規模なものに限り、同一都 市公園等計画区域内に1箇所 まで設置	設置しない			
				災害用トイレ	整備計画に応じて設置	災害判定危険度調査における 要整備区域内の場合、整備計 画に応じて設置			
			荷物預り所	—	設置しない	設置しない			
			時計台	時計	1基設置	設置しない			
			水飲場	飲用水栓	水飲場又は手洗場を1基設置	設置しない			
			手洗場	手洗い器	水飲場又は手洗場を1基設置	設置しない			
			その他これらに類するもの	—	—	—			
			第8号 門、さく、管理 事務所その他の 管理施設で政令 で定めるもの	第7項	—	門	門扉 門柱	整備計画に応じて設置 整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置 整備計画に応じて設置
						柵	安全柵	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
ガードレール	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置							
車止め	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置							
柵	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置							
ガーデンフェンス	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置							
ブロック塀	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置							
管理事務所	管理棟	設置しない				設置しない			
詰所	—	設置しない				設置しない			
倉庫	—	ボランティア活動に応じて設置				ボランティア活動に応じて設置			
車庫	—	設置しない				設置しない			
材料置場	—	設置しない				設置しない			
苗畑	—	整備計画に応じて設置				設置標準 ※花壇参照			
掲示板	案内板	触知板付き案内板を1基設置				整備計画に応じて設置			
	触知板	触知板付き案内板を1基設置				設置しない			
	注意書板	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	園名標識	園名標識・柱、園名板又は園 名石を1基設置				園名標識・柱、園名標示柱又は園 名板を1基設置	園名標識・園名標示柱又は園 名板を1基設置		
		園名板				園名標識・柱、園名板又は園 名石を1基設置	園名標識・園名標示柱又は園 名板を1基設置		
		園名標示柱				園名標識・柱、園名板又は園 名石を1基設置	園名標識・園名標示柱又は園 名板を1基設置		
園名石	園名標識・柱、園名板又は園 名石を1基設置	園名標識・柱、園名板又は園 名石を1基設置				設置しない			
	標示柱	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	標識類	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
照明施設	公園灯	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	照明灯	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
ごみ処理場（廃棄物の再生利用のた めの施設を含む。以下同じ。）	—	設置しない				設置しない			
くず箱	すいがら入れ	設置しない				設置しない			
	屑かご	自治会の意向により設置				自治会の意向により設置			
水道	給水管	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	散水栓	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	止水栓	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	消火栓	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	井戸	—				井戸がある場合、整備計画に 応じて設置	井戸がある場合、整備計画に 応じて設置		
暗渠	—	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
水門	—	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
雨水貯留施設	—	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
水質浄化施設	—	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
護岸	—	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
擁壁	コンクリート擁壁	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	擁護壁	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
発電施設（環境への負荷の低減に資 するものとして国土交通省令で定め るものに限る。以下同じ。）	—	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
その他これらに類するもの	石垣	整備計画に応じて設置				整備計画に応じて設置			
	石積	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置						
	雨水人孔	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置						
	汚水溝	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置						
	温室	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置						
	会所	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置						
	境界ブロック	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置						
空気弁	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置							

表 資 4.4 街区公園・遊園（特定設置目的型除く）の設置施設一覧（4/4）

法第2条第2項 (公園施設の定義)	政令第5条 (公園施設の種類の)		吹田市公園管理システム上の 公園施設の種類の	設置の考え方		
				街区公園	遊園	
第8号 門、さく、管理 事務所その他の 管理施設で政令 で定めるもの	第7項	—	その他これらに類するもの	コンクリートウォール	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				制御室	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				側溝蓋	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				側溝	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				操作盤	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				中継柱	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				電線路	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				手すり	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				土留め	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				透水管	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				バードレスト	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				排水管	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				ハンドホール	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				引込柱	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				分電盤	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				防犯カメラ	防犯カメラの設置計画に 応じて設置	防犯カメラの設置計画に 応じて設置
				防球ネット	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
				マンホール	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
量水器	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置				
レンガ積	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置				
第9号 前各号に掲げる もののほか、都 市公園の効用を 全うする施設で 政令で定めるも の	第8項	—	展望台	—	眺望が望める場合、整備計画 に応じて設置	眺望が望める場合、整備計画 に応じて設置
			集会所	—	設置しない	設置しない
			食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫	—	整備計画に応じて設置	整備計画に応じて設置
			その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	—	—	—

※設置標準：都市公園等への設置対象とする公園施設（設置対象公園施設）のうち標準的な設置数量を定める公園施設（設置標準化公園施設）を設定している。また、遊園の整備類型別・公園施設種類別に設置標準化公園施設の標準的な設置数量を設定している。（「第4章. 2. (3). ⑤遊園の整備類型別の公園施設設置標準」参照）

資料5 方針の策定経過

方針の策定にあたっては、市の助言機関として「吹田市都市公園等の整備と管理の方針策定懇談会」を設置し、様々な検討を行いました。



懇談会

表 資 5.1 方針の策定経過

会議	開催年月日	主な内容
第1回懇談会	平成30年(2018年)11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・整備管理の考え方 ・公園情報の収集及びデータベース作成
第2回懇談会	平成31年(2019年)1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・整備管理の考え方 ・公園情報の収集及びデータベース作成
第3回懇談会	平成31年(2019年)3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備管理の市の方針確認 ・公園の分類 ・整備管理方針の考え方
第4回懇談会	令和元年(2019年)7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・サウンディング型市場調査における解決すべき課題 ・整備管理方針の骨子案
第5回懇談会	令和元年(2019年)9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・サウンディング型市場調査結果の反映 ・整備管理方針案

表 資 5.2 吹田市都市公園等の整備と管理の方針策定懇談会委員名簿

区分	氏名	団体・役職
委員	学識経験者 (子どもの遊び場)	梶木 典子 神戸女子大学 家政学部 教授
委員	学識経験者 (市民参画)	忽那 裕樹 株式会社 E-DESIGN 代表取締役 ランドスケープアーキテクト
委員長	学識経験者 (都市計画)	澤木 昌典 大阪大学 大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授
委員	学識経験者 (高齢化社会)	室崎 千重 奈良女子大学 生活環境学部 住環境学科 准教授
委員	専門的知識又は経験を有する者 (公園管理運営)	安田 卓宏 吹田市 花とみどりの情報センター 総括センター長
副委員長	学識経験者 (まちづくり)	吉田 恭 京都大学 経営管理大学院 特定教授

資料6 参考文献

(1)国関係

- 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（平成 28 年 5 月、国土交通省）
- 都市公園のストック効果向上に向けた手引き（平成 28 年 5 月、国土交通省）
- 都市公園のストック効果事例集（国土交通省）
- 官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン（平成 26 年 4 月、国土交通省）
- 地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（平成 30 年 6 月、国土交通省）
- 都市緑地法運用指針（平成 30 年 4 月、国土交通省）
- 都市公園法運用指針（第 4 版）（平成 30 年 3 月、国土交通省）
- 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（平成 30 年 8 月、国土交通省）
- 地域住民も子どもも元気になる公園保育所の OPEN に向けて（平成 30 年 3 月、国土交通省）

(2)自治体関係

- 大阪府営公園マスタープラン（平成 31 年 3 月、大阪府）
- あだち公園★いきいきプラン（平成 23 年 6 月、足立区）
- 文京区公園再整備基本計画（平成 24 年 3 月、文京区）
- パークマネジメントマスタープラン（平成 27 年 3 月、東京都）
- 府営公園の管理運営の方向性（平成 29 年 3 月、大阪府）
- 仙台市公園マネジメント方針（平成 29 年 5 月、仙台市）

(3)その他

- 平成 28 年度『都市公園等の整備・管理運営に関する取り組み』に関するアンケート調査結果（平成 29 年 3 月、一般社団法人日本公園緑地協会）

吹田市都市公園等整備・管理方針

令和2年(2020年)5月

編集・発行:吹田市 土木部 公園みどり室
〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番1号
TEL 06-6834-5364 FAX 06-6834-5486
URL <http://www.city.suita.osaka.jp>



吹田市

